

## 第1節

### 環境行政全般

99

(1) 環境保全・創出の推進体制	99
(2) 市町村の環境基本計画策定状況及び環境保全に係る条例の制定状況	103
(3) 埼玉県環境影響評価条例に基づく対象事業件数	111

## 第2節

### 温暖化対策関係

112

(1) 県内の温室効果ガス排出量	112
(2) 設備投資促進資金（省エネ・創エネ要件）	114

## 第3節

### 大気関係

115

(1) ばい煙発生施設設置状況	115
(2) 粉じん発生施設設置状況	116
(3) 指定炭化水素類発生施設設置状況	116
(4) 振発性有機化合物排出施設設置状況	116
(5) 有害大気汚染物質規制対象事業所数	117
(6) 水銀排出施設設置状況	117
(7) 埼玉県生活環境保全条例により県が定める粒子状物質排出基準	118
(8) 新車（乗用車）販売台数における電動車の台数	118
(9) 大気の汚染に係る環境基準及びその評価方法	119
(10) 環境基準達成状況	120
(11) 大気汚染常時監視局・測定結果一覧	121
(12) 各物質の年平均値の推移	126
(13) 都道府県別光化学スモッグ注意報発令日数の推移	128
(14) 都道府県別光化学スモッグによる健康被害届出人数の推移	128
(15) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類（大気）の環境基準	129

(16) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類（大気）の環境基準達成状況	129
(17) 有害大気汚染物質等モニタリング結果	129
(18) 地球環境モニタリング調査結果	130
(19) フロン排出抑制法・自動車リサイクル法の登録業者数	132
(20) フロン回収量等実績	132

## 第4節

### 化学物質関係

133

(1) 化学物質管理制度	133
(2) 化学物質環境モニタリング調査	136
(3) ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設	137
(4) 特定有害物質及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に 係る土壤の汚染状態の基準（土壤汚染対策法）	140
(5) 農用地の土壤汚染状況調査の分析測定結果	141
(6) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準 人の健康の保護に関する環境基準	141
(7) 公共用水域における健康項目の環境基準非達成の状況	142
(8) 地下水の水質汚濁に係る環境基準	142
(9) 地下水水質概況調査結果	143
(10) ダイオキシン類に係る環境基準	144
(11) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果	145

## 第5節

### 水質関係

150

(1) 生活環境の保全に関する環境基準	150
(2) 地点別BOD75%値と環境基準達成率の推移	155
(3) 生活環境項目の地点別年度平均値	157
(4) PFOS及びPFOAの地点別水質測定結果	161
(5) 河川水質状況	162

(6) BODの値からみた主要河川の地点別汚濁状況	163
(7) 湖沼水質調査結果	164
(8) 県全域 BOD発生負荷量総括表	165
(9) 特定事業場・指定排水工場等の業種内容	166
(10) 埼玉県における総量規制	166
(11) 排水基準超過に対する行政措置状況	168
(12) 生活排水対策重点地域の指定状況	168
(13) 凝化槽設置基数及び凝化槽整備事業の推移	169
(14) 下水道普及状況	169
(15) 埼玉県流域下水道・公共下水道計画現況	170
(16) 流域下水道の計画と現況	171
(17) 異常水質事故の現象別発生件数	172
(18) 異常水質事故における魚類のへい死の発生原因内訳	172
(19) 異常水質事故における油類の流出の発生原因内訳	172
(20) 県内の雨水・再生水利用施設の設置年度別新規設置数	173
(21) 県内の雨水・再生水利用施設の利用目的別件数	173
(22) 地域別地下水採取量	174
(23) 地盤沈下・地下水位観測所分布図	175
(24) 年間最大沈下量 経年変化	176
(25) 利根川水系・荒川水系水資源開発施設現況図	177

## 第6節 騒音・振動・悪臭関係 178

(1) 騒音に係る環境基準	178
(2) 悪臭防止法に基づく規制内容	179
(3) 騒音規制法と振動規制法の対象工場等数	179
(4) 自動車騒音に係る要請限度	180
(5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の概要	180
(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定の概要	180

(7) 東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果	181
(8) 航空機騒音に係る環境基準の概要	182
(9) 航空機騒音に係る環境基準の地域指定の概要	182
(10) 航空機騒音発生状況の概要	182
(11) 悪臭防止法に基づく臭気指数規制の概要	183
(12) 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数の推移	184

## 第7節 自然環境関係 185

(1) 森林の現況	185
(2) 保安林の現状	185
(3) 森林整備の実績	185
(4) 県自然環境保全地域の指定状況	186
(5) 特別緑地保全地区の指定状況	187
(6) 近郊緑地保全区域の指定状況	188
(7) ふるさとの緑の景観地の指定状況	189
(8) 緑のトラスト保全地の取得状況	190
(9) 身近な緑公有地化の状況	191
(10) 緑化計画届出制度による創出面積	192
(11) 都市公園整備状況	192
(12) 埼玉県レッドデータブック掲載種	193
(13) 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく指定種一覧	193
(14) 鳥獣保護区	194
(15) 鳥獣捕獲実績の経年変化	195
(16) 市民管理協定の認定状況	196

## 第8節 廃棄物関係 197

(1) 廃棄物・リサイクル関連法の概要	197
---------------------	-----

(2) ごみ処理の状況	199
(3) ごみ処理状況の推移	199
(4) ごみの総搬入量の種類別内訳	200
(5) 1日当たりのごみ排出量の推移	200
(6) 市町村における容器包装廃棄物の分別収集等の状況	201
(7) し尿処理の状況	202
(8) 水洗化人口	203
(9) し尿の総排出量の内訳・処理の状況	203
(10) 登録廃棄物再生事業者数	204
(11) 産業廃棄物処理業の申請及び許可件数	204
(12) 産業廃棄物処理業の許可等の内訳	204
(13) 産業廃棄物中間処理施設数	205
(14) 産業廃棄物最終処分場数	205
(15) 産業廃棄物の不法投棄発生状況	205

## 第9節 調査研究関係 206

(1) 温暖化対策関係	206
(2) 大気環境関係	206
(3) 自然環境関係	207
(4) 資源循環・廃棄物関係	208
(5) 化学物質・環境放射能関係	209
(6) 水環境関係	210
(7) 土壌・地下水・地盤関係	211

## 第10節 県の率先行動関係 212

(1) 県庁における地球温暖化対策の推進	212
(2) 環境配慮方針に基づく公共事業の実施結果について	212

## 第11節 埼玉県環境基本計画関係 222

第5次埼玉県環境基本計画	222
--------------	-----

## 広報物等の作成状況 226

## 施設の設置状況 228

## 用語解説 232

## 埼玉環境年表 241

# 第1節 環境行政全般

## (1) 環境保全・創出の推進体制

### ア 環境部の組織 (R7.4.1)



## イ 環境保全対策予算（環境費）

(単位：千円)

項目	令和7年度当初予算	令和6年度当初予算
環境総務費	3,932,047	3,767,718
環境保全推進費	1,967,192	2,268,427
自然保護対策費	1,762,107	1,728,255
公害対策費	1,038,136	953,697
廃棄物対策費	1,690,909	1,242,602
合計（環境費）	10,390,391	9,960,699

## [環境管理事務所について]

地域における環境保全対策は、地域の自然特性、環境の状況、社会経済の動向、地域住民の要求等に対応して総合的に講じる必要があります。埼玉県では、地域の環境問題を総合的に把握し、きめ細かい環境行政を推進するため、県内7か所に環境管理事務所を設置しています。

## 大気・水質関係

## (工場・事業場への立入検査)

大気汚染や水質汚濁を防止するため、工場や事業場に焼却炉などの施設を設置する場合、事前の届出により、審査しています。

設置した施設に、立入検査を行い、排出ガスや排出水の自主測定結果を確認しています。

また、定期的に排出ガスや排出水を県が測定し、排出基準を超えた場合には、勧告や改善命令などの措置を行っています。

## (浄化槽\*関係)

住宅その他建築物に浄化槽を設置する場合、事前の届出により、審査しています。

また、浄化槽相談員を置き、浄化槽の適正な維持管理を指導しています。

## (異常水質事故)

公共用水域\*において油の流出、魚類の浮上・へい死などが発生した場合、河

川管理者などと連携して発生源の特定や被害の拡散防止などを行っています。

## (土壤・地下水関係)

工場又は事業場の施設を廃止した場合や大規模な土地改変を行う場合に、土地の所有者等に土壤汚染状況を確認させ、汚染されていた場合には、土壤や地下水の汚染の除去等の措置を指導しています。

また、地盤沈下を防止するため、地下水の採取に関する規制を行っています。

## (化学物質関係)

化学物質による人や環境への影響を軽減させるため、県生活環境保全条例に基づき、事業者から化学物質を適正に管理するための手順書や環境負荷低減主任者の届出等を受理するほか、事業所への立入検査を実施しています。

## 自動車対策関係

ディーゼル車の運行規制等による排出ガス対策、低燃費車の導入やエコドライブ等によるCO<sub>2</sub>削減対策を推進するため、運行車両の検査やビデオ調査等を行うほか、事業者が提出する自動車使用管理計画、自動車地球温暖化対策計画の受理等を行っています。

## 廃棄物\*・残土関係

一般廃棄物\*については、市町村等の一般廃棄物処理施設などに立入検査を行っています。また、産業廃棄物\*については、産業廃棄物処理施設や家屋解体現場、PCB廃棄物\*保管事業所に対して重点的に立入検査を実施しています。さらに、悪質な不法投棄、不適正な処理が後を絶たないため、監視パトロールを強化しています。

また、土砂の堆積による土壤汚染の防止に関する業務、並びに再資源化のために取引される金属及びプラスチック類の屋外での保管に対する規制業務を行っています。

**温暖化対策関係**

家電製品の省エネルギー情報提供の義務付け等による地球温暖化対策を推進するため、店舗への立入検査を行うほか、事業者が提出する省エネルギー性能説明推進者の届出の受理などを行っています。

**自然保護関係**

狩猟免許の手続、県内狩猟者の登録、傷病野生鳥獣の保護、緑化の推進などの事務を行っています。

県内では秩父多摩甲斐国立公園及び10か所の県立自然公園を指定しており、中央、西部、東松山、秩父、北部の各環境管理事務所において工作物の新築等の許可、届出の受理、歩道等の施設の設置・修繕等を行っています。

**砂利関係**

西部、東松山、秩父、北部、東部の各環境管理事務所管内で砂利、岩石の採取が行われており、事業者の登録、採取計画の認可のための指導等を行っています。

また、随時、各事業所等への立入検査を実施して、岩石等の崩落などによる災害の未然防止や無認可、不法採取の監視に努めています。

**ウ 環境保全に関する主な条例、計画等の概要****環境保全に関する主な条例****◆埼玉県環境基本条例**

本県における環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向と枠組みを示すものとして、平成7年4月から施行しています。環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築等を基本理念に、行政、事業者、県民の責務などについて定めています。

**◆埼玉県生活環境保全条例**

大気汚染や水質汚濁など工場等を排出源とする産業型公害\*の規制措置のほか、自動車交通公害などの都市・生活型公害\*対策や増大する廃棄物の処理対策、化学物質の適正管理対策に関する必要な事項を定めています。平成13年7月に従来の公害防止条例（昭和37年6月制定）を全部改正し、平成14年4月から施行しています。

**◆埼玉県環境影響評価条例**

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、あらかじめその事業の実施による影響について調査・予測を行い、環境保全のための措置を検討する手続を定めています。平成7年12月から施行しています。

**◆埼玉県地球温暖化対策推進条例**

県、事業者、県民、環境保全活動団体等の責務を規定し、県民総ぐるみでの取組により、地球温暖化対策を推進するための幅広い対策を定めています。平成21年4月から施行しています。

**◆埼玉県土砂の堆積による土壤の汚染の防止に関する条例**

盛土規制法及び資源有効利用促進法政省令の改正を受け、「埼玉県土砂の排出、

たい積等の規制に関する条例」について、土砂の排出及び堆積に関する規定を削除、土砂の堆積による土壤の汚染を防止することを目的とした改正を行い、令和7年7月から施行しています。

**◆埼玉県ごみの散乱防止に関する条例**

県土の環境美化を推進し、快適な生活環境の確保を図るために、ごみの散乱防止に関し必要な事項を定めています。平成13年4月から施行しています。

**◆ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例**

緑の保全と創出を一層推進するため、市民団体等との協働による緑地の保全や、1,000m以上の敷地における特定の建築行為に際して緑化計画の届出を行うことを定めています。平成17年3月にふるさと埼玉の緑を守る条例（昭和54年3月制定）を一部改正し、平成17年10月から施行しています。

**◆埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例**

希少な野生動植物を絶滅から守り、県民共通の財産として次代に継承するため、希少野生動植物の種の保護に必要な事項を定めています。平成12年12月から全部施行しています。

**◆埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例**

製品等として使用した後に再資源化のために取引される金属及びプラスチックの保管及び破碎等について必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的として、令和7年1月から施行しています。

## 環境保全に関する主な計画

**●埼玉県環境基本計画**

「埼玉県環境基本条例」の基本理念の実現を図るための総合的な計画で、21世紀半ばを展望した長期的な目標と目標達成のための施策の方向を示すとともに、施策、取組、施策指標を掲げています。第5次計画を令和4年3月に策定し、施策の進捗状況等を踏まえ、計画の実効性を担保するため、令和7年3月に改正しました。

**●埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（区域施策編）**

令和12年度の温室効果ガス\*削減目標、目指すべき将来像（カーボンニュートラル\*が実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉）や取り組むべき地球温暖化対策（緩和策、適応策\*）を示しています。令和2年3月に策定し、その後の地球温暖化対策を巡る社会情勢の変化を踏まえ、令和5年3月に改正しました。

**●第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）**

県庁の事務事業から排出される温室効果ガスの令和12年度の削減目標や削減に向けた取組事項を示しています。令和3年3月に策定し、令和4年3月に改正しました。

**●埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画**

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx・PM法）の規定に基づき令和6年3月に策定しました。

**●化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画**

国が策定した「化学的酸素要求量\*、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」を受けて、東京湾に流入する汚濁負荷量\*の総量を削減する目的で、第9次総量削減計画を令和4年10月に策定しました。

**●埼玉県廃棄物処理基本計画**

県内で発生する廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理を推進し、廃棄物を取り巻く諸情勢の変化や新たな課題への対応を図るために具体的な施策を取りまとめたものです。第9次計画を令和3年3月に策定しました。

**●埼玉県生物多様性保全戦略（2024（令和6）年度～2031（令和13）年度）**

本県の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画であり、目指す将来像とそれを実現するための県の主な取組について取りまとめたものです。令和6年3月に策定しました。

**●埼玉県広域緑地計画**

緑の将来像を「多様で豊かな緑と共生する「埼玉」とし、ふるさと埼玉を象徴する緑を守り、新たな緑を育てていくことにより、緑豊かな埼玉を形成していくために、第3次計画を令和4年3月に策定しました。

## (2) 市町村の環境基本計画策定状況及び環境保全に係る条例の制定状況

(令和7年9月1日現在)

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
さいたま市	さいたま市環境基本条例 さいたま市環境基本計画 第2次さいたま市環境基本計画	H13. 5. 1 H16. 1 R3. 3	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 さいたま市空き地の環境保全に関する条例 さいたま市環境影響評価条例 さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例 さいたま市生活環境の保全に関する条例 さいたま市水質汚濁防止法に規定する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定の回数を定める条例 さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例 さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例	H13. 5. 1 H13. 5. 1 H15. 3. 14 H19. 3. 15 H20. 10. 17 H23. 12. 27 H27. 3. 12 R5. 12. 28	さいたま市みどりの条例	H13. 5. 1
川越市	川越市良好な環境の保全に関する基本条例 川越市環境基本計画 第三次川越市環境基本計画 ※川越市緑の基本計画（平成28年3月改定版）と合冊	H18. 9. 25 H10. 3 H28. 3	川越市あき地の環境保全に関する条例 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 川越市路上喫煙の防止に関する条例 川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例 川越市地球温暖化対策条例 川越市廃棄物処理施設専門委員会条例	S44. 11. 1 H7. 6. 27 H18. 12. 22 H19. 3. 20 H19. 12. 19 H26. 6. 25	川越市緑の基金条例 川越市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例	H2. 3. 26 H21. 3. 25
熊谷市	熊谷市環境基本条例 熊谷市環境基本計画 第2次熊谷市環境基本計画	H17. 10. 1 H20. 3 R6. 3改訂	熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例 熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例 熊谷市あき地の環境保全に関する条例 熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例 熊谷市土砂等の堆積による土壤の汚染の防止に関する条例 熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	H17. 10. 1 H17. 10. 1 H17. 10. 1 H17. 10. 1 H18. 6. 27 H19. 3. 23 R4. 12. 21	熊谷市みどりの基金条例 熊谷市ホタルの保護に関する条例	H17. 10. 1 H18. 12. 27
川口市	川口市環境基本条例 川口市環境基本計画 第3次川口市環境基本計画	H10. 9. 28 H13. 3 H30. 3	川口市あき地の環境保全に関する条例 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例	S43. 12. 26 H7. 3. 16 H11. 9. 30 H29. 12. 26	川口市環境みどり基金条例 川口市緑のまちづくり推進条例	S60. 3. 6 H11. 12. 21
行田市	行田市環境基本条例 行田市環境基本計画 第3次行田市環境基本計画	H14. 3. 29 H16. 3 R7. 3	行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 行田市あき地の環境保全に関する条例 行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 行田市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例 行田市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例	S47. 3. 30 S47. 9. 27 H14. 9. 30 H20. 7. 1 H21. 3. 31		

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
秩父市	秩父市環境基本条例 ちちぶ環境基本計画 ちちぶ定住自立圏で策定 (秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、 小鹿野町) 第2次ちちぶ環境基本計画 ちちぶ定住自立圏で策定 (秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、 小鹿野町)	H18. 3. 24 H24. 12 R4. 12	秩父市環境保全条例 秩父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 秩父市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に 関する条例 秩父市土砂等の堆積による土壤の汚染の防止に関する条例 秩父市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	H17. 4. 1 H17. 4. 1 H18. 3. 24 H18. 9. 26 R5. 6. 22		
所沢市	所沢市環境基本条例 所沢市マチごとエコタウン推進基 金条例 所沢市脱炭素社会を実現するため の条例 所沢市環境基本計画 所沢市マチごとエコタウン推進計 画（第3期所沢市環境基本計画） 中間改定	H9. 4. 1 H26. 9. 30 R5. 3 H11. 3 R6. 3	所沢市あき地の雑草除去に関する条例 所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例 所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例 所沢市土砂の堆積の規制に関する条例 所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例	S44. 10. 1 H7. 12. 28	所沢市緑の基金条例 ふるさと所沢のみどりを守り育て る条例	S61. 6. 21 H23. 9. 30
飯能市	飯能市環境基本条例 飯能市環境基本計画 第3次飯能市環境基本計画	H20. 6. 26 H15. 3 R5. 3	飯能市環境保全条例 飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例	H8. 3. 29 H14. 9. 30 R4. 12. 20		
加須市	加須市環境基本条例 加須市環境基本計画 第2次加須市環境基本計画	H22. 3. 23 H24. 3 R3. 3	加須市環境保全条例 加須市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H22. 3. 23 H22. 3. 23	加須市水と緑と文化のまちづくり 基金条例	H27. 3. 16
本庄市	本庄市環境基本条例 本庄市環境基本計画 本庄市環境基本計画(中間見直し)	H18. 1. 10 H20. 3 R5. 3	本庄市環境保全条例 本庄市廃棄物の減量及び処理に関する条例	H18. 1. 10 H19. 12. 28	本庄市自然環境等と再生可能エネ ルギー発電事業との調和に関する 条例	R6. 3. 29
東松山市	東松山市美しく住みよい環境づく り基本条例 東松山市環境基本計画 第3次東松山市環境基本計画	H8. 12. 18 H11. 3. 31 R3. 4. 1改定	東松山市空き地の環境保全に関する条例 東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する 条例 東松山のまちをみんなで美しくする条例 東松山市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	S48. 3. 24 S52. 4. 1 H15. 6. 30 H24. 12. 20 R5. 3. 23		
春日部市	春日部市環境基本条例 春日部市環境基本計画 第2次春日部市環境基本計画	H19. 3. 20 H20. 3 R5. 3見直し	春日部市あき地の環境保全に関する条例 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 春日部市環境にやさしいまちづくり基金条例	H17. 10. 1 H17. 10. 1 H26. 3. 13	春日部市緑の保全と緑化の推進に 関する条例	H17. 10. 1

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
狭山市	狭山市環境基本条例	H9. 9. 30	狭山市あき地の環境保全に関する条例	S44. 12. 27	狭山市緑化推進及び緑地保全に関する条例	S47. 9. 29
	狭山市環境基本計画 第3次狭山市環境基本計画	H10. 3 R4. 3	狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 狭山市ダイオキシン類の排出の抑制に関する条例 狭山市ポイ捨ての防止に関する条例 狭山市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 狭山市廃棄物焼却炉の設置等の手続きに関する条例	H7. 12. 26 H10. 12. 28 H11. 7. 1 H14. 3. 28 H16. 6. 22		
	羽生市環境基本条例	H13. 3. 30	羽生市空地の環境保全に関する条例	S56. 10. 1		
	羽生市環境基本計画 第3次羽生市環境基本計画	H15. 3 R3. 3	羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 羽生市空き缶等の散乱の防止に関する条例 羽生市飼い犬ふん害等防止条例	H5. 6. 25 H7. 3. 30 H7. 3. 30		
	鴻巣市環境基本条例	H12. 6. 30	鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 4. 3		
深谷市	鴻巣市環境基本計画	H15. 3 H30. 3改定	鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例	H19. 10. 1	鴻巣市緑化推進条例 鴻巣市あき地の環境保全に関する条例	S53. 3. 30 S45. 4. 20
	深谷市環境基本条例	H18. 1. 1	深谷市ダイオキシン類の排出を抑制する条例	H18. 1. 1		
	深谷市環境基本計画	H20. 3 R5. 3改定	深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 深谷市くらしの環境美化条例	H18. 1. 1 H18. 1. 1		
上尾市	上尾市環境基本条例	H9. 9. 30	上尾市あき地の環境保全に関する条例	S52. 12. 26	上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例 上尾市みどりの基金条例 上尾市自然学習館条例	S48. 12. 25 H2. 3. 29 H11. 9. 30
	上尾市環境基本計画 第3次上尾市環境基本計画	H10. 3 R6. 3一部改定	上尾市環境審議会条例 上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例	H6. 6. 23 H7. 9. 29 H11. 3. 30		
	草加市環境基本条例	H12. 3. 28	草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	S47. 9. 30		
	草加市環境基本計画 第二次草加市環境基本計画	H12. 3 R6. 3改定	草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例 草加市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	H16. 9. 17 H18. 3. 24	草加市みどりの条例 草加市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例	S62. 3. 24 H31. 3. 19
越谷市	越谷市環境条例	H12. 3. 31	空閑地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例	S44. 3. 31	越谷市みどりの推進に関する条例	S48. 7. 1
	越谷市環境管理計画	S58. 3 R5. 2改定	越谷市浄化槽の維持管理に関する条例 越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 越谷市まちをきれいにする条例 越谷市浄化槽保守点検業者登録条例 越谷市土砂の堆積による土壤汚染の防止に関する条例 越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例 越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例	S51. 3. 30 H5. 3. 24 H12. 3. 31 H26. 12. 22 H26. 12. 22 H26. 12. 22 R6. 3. 21		
	蕨市環境基本条例	H13. 3. 30	蕨市さわやか環境条例	H10. 6. 23		
	蕨市環境基本計画	H15. 3 R5. 3改定				

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
戸田市	戸田市環境基本条例	H12. 3. 28	戸田市あき地の環境保全に関する条例	S49. 12. 19	戸田市緑化推進条例	S49. 7. 1
	戸田市環境基本計画	H14. 3	戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H12. 3. 28		
	戸田市環境基本計画2021	R3. 3	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例	H19. 12. 17		
	戸田市環境基本計画2021改定版	R6. 3	戸田市地球温暖化対策条例	H21. 12. 21		
入間市	入間市環境基本条例	H10. 9. 30	入間市空閑地の環境保全に関する条例	S45. 3. 28	入間市樹林等の保護及び緑化の推進に関する条例	S60. 12. 25
	入間市環境基本計画	H12. 3. 21	入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H8. 3. 26	入間市緑の基金条例	H1. 6. 30
	第三次入間市環境基本計画（改定版）	R7. 3	入間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 入間市産業廃棄物処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例 入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	H14. 6. 28 H16. 6. 29 R4. 12. 28	入間市森林環境基金条例	R1. 9. 27
	朝霞市住み良い環境づくり基本条例	H8. 9. 30	朝霞市あき地の環境保全に関する条例 朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	S44. 12. 25 H10. 12. 24	朝霞市緑化推進条例 朝霞市みどりのまちづくり基金条例	S64. 1. 6 H14. 3. 22
	朝霞市環境基本計画 第3次朝霞市環境基本計画	H14. 3 R4. 3	朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例 朝霞市景観条例 朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例	H12. 3. 21 H27. 3. 27 R2. 3. 27		
志木市	志木市環境基本条例	H15. 12. 24	志木市あき地の環境保全に関する条例	S45. 9. 21	志木市みどりの条例	S51. 3. 23
	志木市環境基本計画	H11. 3	志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する条例	H11. 3. 3	志木市自然再生条例	H13. 10. 1
	第三期志木市環境基本計画	H31. 3	志木市ポイ捨て防止に関する条例	H11. 12. 22		
和光市	和光市環境基本条例	H15. 3. 25	和光市あき地の環境保全に関する条例	S48. 6. 30	和光市緑の保護および緑化推進に関する条例	S49. 3. 25
	和光市環境基本計画 第3次和光市環境基本計画	H15. 5 R3. 3	和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 和光市土砂等のたい積の規制に関する条例	H10. 12. 24 H13. 12. 27 H18. 6. 15		
	新座市環境基本条例	H9. 12. 25	新座市あき地の環境保全に関する条例	S46. 12. 23	新座市みどりのまちづくり条例	H3. 3. 29
	新座市環境基本計画 第3次新座市環境基本計画	H12. 3. 31 R5. 3. 7	新座市飼い犬ふん害等防止条例 新座市ダイオキシン類規制条例 新座市ポイ捨ての防止に関する条例 新座市土砂等のたい積の規制に関する条例 新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H8. 3. 29 H11. 3. 29 H13. 3. 30 H15. 3. 31 H15. 9. 30	新座グリーンスマイル基金条例	H30. 3. 26
	桶川市環境基本計画 第二次桶川市環境基本計画 桶川市みどりのまちづくり基本計画 第二次桶川市みどりのまちづくり基本計画	H12. 3 H24. 3改定 R7. 3 H16. 3 R7. 3	桶川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 桶川市あき地の環境保全に関する条例 桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例 桶川市環境美化に関する条例	S47. 6. 22 S47. 9. 26 H16. 6. 18 H25. 12. 27	桶川市みどりの保全及び推進に関する条例 桶川市みどりの基金条例	H4. 3. 31 H6. 3. 29

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
久喜市	久喜市環境基本条例 久喜市環境基本計画 第2次久喜市環境基本計画	H24. 10. 1 H25. 3 R5. 3	久喜市空き地の環境保全に関する条例 久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 久喜市路上喫煙の防止に関する条例	H22. 3. 23 H22. 3. 23 H22. 3. 23 H23. 10. 5	久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例 久喜市自然環境の保全に関する条例	H22. 3. 23 H22. 3. 23
北本市	北本市環境基本条例 北本市環境基本計画 第二次北本市環境基本計画	H10. 6. 26 H12. 3 H29. 3	北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 北本市空き地環境保全に関する条例 北本市土砂等のたい積の規制に関する条例	S47. 6. 23 S49. 6. 20 H17. 6. 30	北本市緑と花のまちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例	S61. 3. 25
八潮市	八潮市環境基本条例 八潮市環境基本計画 第2次八潮市環境基本計画	H19. 12. 19 H21. 4. 1 H28. 4	あき地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例 八潮市公害防止条例 八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 八潮市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例	S45. 3. 14 S49. 12. 24 H5. 6. 17 H16. 9. 28 H23. 6. 21	八潮市緑の基金条例	H21. 3. 23
富士見市	富士見市環境基本条例 富士見市環境基本計画 第3次富士見市環境基本計画	H13. 12. 15 H15. 3 R5. 3	富士見市あき地等環境保全条例 富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例 富士見市をきれいにする条例	S49. 12. 26 H18. 3. 27 H19. 6. 25	みどりの保護及び緑化の推進に関する条例 富士見市緑地保全基金条例	S56. 10. 8 H13. 3. 14
三郷市	三郷市環境基本条例 三郷市環境基本計画 第2次三郷市環境基本計画	H13. 6. 15 H18. 3 R3. 3	三郷市公害防止条例 三郷市空き缶等の散乱防止に関する条例 三郷市廃棄物の処理及び再利用並びに資源物の持ち去り防止に関する条例 三郷市あき地の雑草等の除去に関する条例	S50. 6. 18 H9. 3. 21 H21. 3. 23 H26. 3. 24	三郷市みどりの条例 三郷市みどりの基金条例	S63. 3. 16 H4. 3. 21
蓮田市	蓮田市環境基本条例 蓮田市環境基本計画 蓮田市第2次環境基本計画	H13. 3. 27 H15. 3 R4. 3	蓮田市空閑地の環境保全に関する条例 蓮田市環境保全条例	S46. 2. 15 H14. 9. 30		
坂戸市	坂戸市環境基本条例 坂戸市環境基本計画 第3次坂戸市環境基本計画	H14. 3. 27 H15. 12 R6. 3	坂戸市環境保全条例 坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 坂戸市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	H9. 12. 18 H13. 3. 30 R7. 3. 24		
幸手市	幸手市環境基本条例 幸手市環境基本計画 第2次幸手市環境基本計画	H17. 12. 27 H16. 12 R7. 7	幸手市あき地の環境保全に関する条例 幸手市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例 幸手市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例	S51. 10. 13 H6. 3. 28 H16. 3. 22 H21. 12. 18		
鶴ヶ島市	美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例 鶴ヶ島市環境基本計画 第3期鶴ヶ島市環境基本計画	H11. 12. 22 H15. 1 R5. 3	鶴ヶ島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 鶴ヶ島市の環境を保全する条例	S50. 3. 22 H11. 12. 22	鶴ヶ島市水土里の基金条例	H21. 3. 26

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
日高市	日高市環境基本条例	H22. 3. 26	日高市あき地の環境保全に関する条例	S48. 3. 27	日高市緑の基金条例	H4. 3. 19
	日高市環境基本計画 第2次日高市環境基本計画	H23. 3 R3. 3	日高市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 日高市環境保全条例 日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	S48. 10. 25 H9. 9. 30 R1. 8. 22		
吉川市			吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	H5. 3. 31	吉川市みどりの条例	H4. 3. 24
	吉川市環境保全指針	H12. 3. 9策定 R3. 3. 30改定	吉川市環境保全条例	H10. 3. 23		
ふじみ野市	ふじみ野市環境基本条例	H19. 3. 22	ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例	H17. 10. 1	ふじみ野市みどりの条例	H17. 10. 1
	第1期ふじみ野市環境基本計画前 期行動計画	H20. 3	ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	H20. 12. 19	ふじみ野市緑の基金条例	H22. 3. 23
	第2期ふじみ野市環境基本計画後 期行動計画	R5. 3	ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	H23. 3. 23		
白岡市	白岡市環境基本条例	H22. 9. 29	白岡市空き地の環境保全に関する条例	H30. 12. 21		
	白岡市環境基本計画 第2次白岡市環境基本計画	H23. 3 R3. 3				
伊奈町	伊奈町環境基本条例	H12. 12. 27	あき地の環境保全に関する条例	S47. 1. 10	伊奈町緑の保全及び緑化の推進に 関する条例	H11. 3. 31
	伊奈町環境基本計画 第3次伊奈町環境基本計画	H15. 3 R7. 3	伊奈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S49. 12. 23		
三芳町	三芳町環境基本条例	R7. 3	三芳町環境衛生対策審議会条例	H3. 3. 12	三芳町みどりの保護育成及び活用 に関する条例	H2. 3. 20
	三芳町環境基本計画	H15. 3 R6. 3	三芳町ダイオキシン類等排出抑制に関する条例 三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例 三芳町をきれいにする条例	H11. 3. 18 H24. 9. 27 H28. 7. 1		
毛呂山町			毛呂山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 毛呂山町環境保全条例 毛呂山町土地の埋立て等の規制に関する条例 毛呂山町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	S50. 10. 1 H8. 4. 2 H19. 12. 12 R5. 3. 16		
越生町			越生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 越生町環境保全条例 越生町土砂のたい積の規制に関する条例 越生町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	S50. 12. 19 H16. 6. 10 H16. 6. 10 R4. 3. 1		
滑川町	滑川町環境基本条例	H30. 10. 10	滑川町公災害防止条例	S44. 9. 30		
	滑川町環境基本計画	H31. 3	滑川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 滑川町の環境をよくする条例 滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例	S51. 6. 11 H15. 3. 7 R4. 3. 23		

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
嵐山町	嵐山町環境基本条例	H23. 6. 10	嵐山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S48. 3. 30	嵐山町の緑を豊かにする条例	H2. 6. 25
	第2次嵐山町環境基本計画兼嵐山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	R6. 3	嵐山町環境保全条例 嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 嵐山町ぼい捨てゼロできれいな町づくり条例 嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例	H7. 3. 17 H18. 3. 9 H29. 9. 28 R3. 9. 17	嵐山町里地里山づくり条例	H19. 3. 5
小川町	小川町環境保全条例	H16. 12. 17	小川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 6. 23		
	小川町環境基本計画 第2次小川町環境基本計画	H14. 10 R4. 3改定	小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例	R4. 3. 7		
	川島町環境基本計画	H27. 3 R3. 3改定	川島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 川島町廃棄物処理施設設置及び管理条例 川島町産業廃棄物処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例 川島町環境保全条例 川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例	S54. 10. 1 H10. 3. 23 H18. 3. 22 H25. 3. 29 R2. 9. 18	川島町環境保全条例	H25. 3. 29
吉見町	吉見町環境基本条例	H23. 3. 4	吉見町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S52. 4. 1		
	吉見町環境基本計画 第二次吉見町環境基本計画	H23. 3. 4 R5. 3. 1	吉見町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 吉見町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例	H6. 3. 10 R3. 3. 15		
	鳩山町		鳩山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 鳩山町環境保全条例 鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例 鳩山町自然環境と景観の保全に配慮した太陽光発電設備の適正な設置及び管理条例	S50. 3. 22 H5. 12. 15 H15. 12. 18 R4. 4. 1		
ときがわ町	ときがわ町環境基本条例	H19. 3. 15	ときがわ町環境保全条例	H18. 2. 1		
	ときがわ町環境基本計画 第二次ときがわ町環境基本計画一部見直し	H20. 3 R5. 3	ときがわ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ときがわ町太陽光発電設備の設置及び管理条例	H18. 2. 1 R4. 3. 9		
	横瀬町環境基本条例 ちちぶ環境基本計画 ちちぶ定住自立圏で策定（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町） 第2次ちちぶ環境基本計画 ちちぶ定住自立圏で策定（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）	H22. 12. 10 H24. 12 R4. 12	横瀬町土砂等の堆積による土壤の汚染の防止に関する条例	H19. 9. 11	横瀬町みどりの基金条例	H20. 12. 11

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
皆野町	皆野町環境基本条例 ちちぶ環境基本計画 ちちぶ定住自立圏で策定 (秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、 小鹿野町) 第2次ちちぶ環境基本計画 ちちぶ定住自立圏で策定 (秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、 小鹿野町)	H22. 12. 21 H24. 12 R4. 12	皆野町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	R6. 12. 20		
長瀬町	長瀬町環境基本条例 ちちぶ環境基本計画 ちちぶ定住自立圏で策定 (秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、 小鹿野町) 第2次ちちぶ環境基本計画 ちちぶ定住自立圏で策定 (秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、 小鹿野町)	H22. 12. 20 H24. 12 R4. 12	長瀬町環境美化の促進に関する条例	S59. 7. 1		
小鹿野町	小鹿野町環境保全条例 ちちぶ環境基本計画 ちちぶ定住自立圏で策定 (秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、 小鹿野町) 第2次ちちぶ環境基本計画 ちちぶ定住自立圏で策定 (秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、 小鹿野町)	H17. 10. 1 H24. 12 R4. 12	小鹿野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 小鹿野町浄化槽設置及び管理等に関する条例	H17. 10. 1 H17. 10. 1		
東秩父村			東秩父村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S57. 9. 29		
美里町	美里町環境基本条例 美里町環境基本計画	H12. 12. 21 H14. 8 R4. 4改訂	美里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 美里町廃棄物の処理および再利用に関する条例（旧：美里町廃棄物の処理および清掃に関する条例） 美里町土砂のたい積の規制に関する条例 美里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防条例 美里町環境保全条例 美里町再生可能エネルギー発電設備の設置事業及び運営事業の適正管理に関する条例	H11. 3. 24 R5. 7. 1 H16. 3. 24 H17. 3. 24 H22. 9. 22 R6. 3. 21		

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの			自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期	
神川町	神川町環境基本条例	H18. 1. 1	神川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 1. 1			
	神川町環境基本計画	H19. 1. 17 R3. 3	神川町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防等に関する条例 神川町土砂のたい積の規制に関する条例	H18. 1. 1 H27. 6. 18			
上里町	上里町環境基本条例	H12. 9. 13	上里町環境審議会条例	S46. 7. 23			
	上里町環境基本計画 第2次上里町環境基本計画 (中間見直し)(上里町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・上里町地域気候変動適応計画を包括)	H15. 3. 31 R4. 3	上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 上里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防条例	H11. 12. 10 H15. 1. 22			
寄居町	寄居町環境基本条例	H14. 12. 24	寄居町廃棄物の減量及び処理に関する条例	H10. 6. 26			
	寄居町環境基本計画	H17. 3	寄居町廃棄物処理施設の適正化に関する条例	H14. 12. 24			
	第2次寄居町環境基本計画改定版	R5. 3	寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	R3. 10. 8			
	寄居町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)改定版	R6. 3	寄居町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例	R5. 10. 1			
	寄居町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	R7. 3					
宮代町			宮代町あき地環境保全条例	S62. 3. 18			
	宮代町環境基本計画	H13. 3	宮代町土砂のたい積の規制に関する条例 宮代町きれいなまちづくり条例 宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例	H15. 3. 27 H18. 6. 12 R5. 12. 15			
杉戸町	杉戸町環境基本条例	H15. 3. 28	杉戸町あき地の環境保全に関する条例	S46. 12. 20			
	杉戸町環境基本計画 第2次杉戸町環境基本計画	H15. 3 R5. 3	杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 杉戸町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	S50. 10. 1 H13. 12. 21			
松伏町			松伏町環境保全条例 松伏町廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	H12. 3. 15 H5. 3. 10			

## (3) 埼玉県環境影響評価条例に基づく対象事業件数

(R7. 3. 31現在)

事業の種類	道路	工場	廃棄物処理施設	高層建築物	工業団地の造成	研究所用地の造成	流通業務施設用地の造成	スポーツ又はレクリエーション施設用地の造成	複合事業	土地区画整理事業	計
手続中			10			1			1	12	24
手続完了		2	3	1	2		1		2	3	14
手続中止 <sup>*22</sup>	2	2	2	1	2			1			10
合計件数	2	4	15	2	4	1	1	1	3	15	48

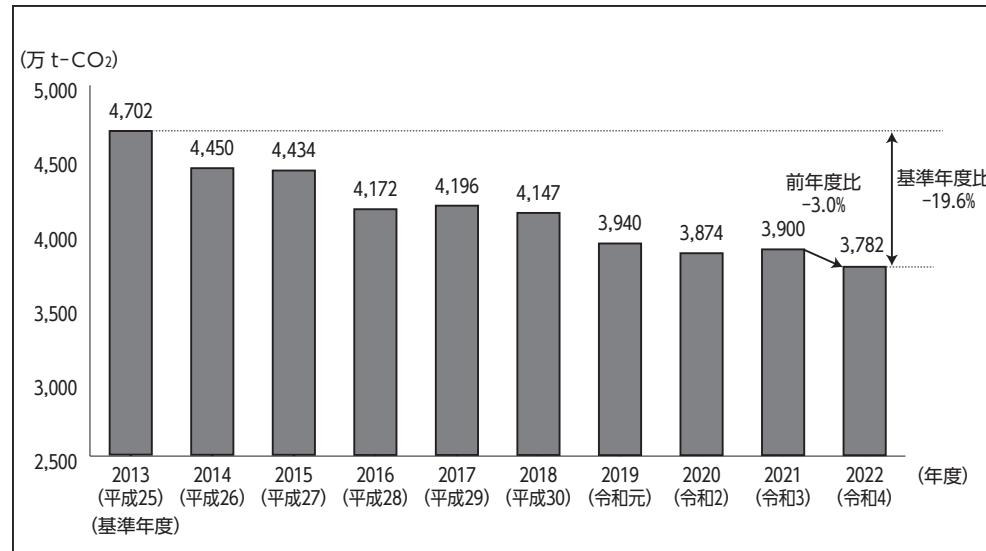
\*22 事業規模縮小のため条例対象外など

## 第2節 溫暖化対策関係

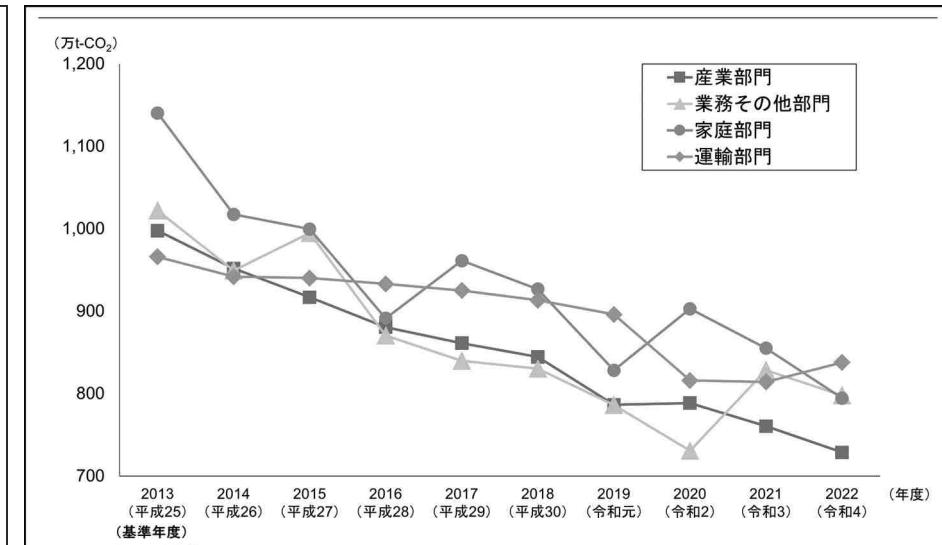
### (1) 県内の温室効果ガス\*排出量

令和4年度に県内から排出された温室効果ガスは、3,782万トン（二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）換算。以下同じ。）で、平成25年度と比べて19.6%減少しました。

ア 県内の温室効果ガス排出量の推移



イ 部門別温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の推移



\* 今後、算定方法の見直し等により値が修正される場合があります。

## ウ 各温室効果ガスの排出量（基準年度及び前年度との比較）

	2013 (平成25) (基準年度)	2021 (令和3)	2022 (令和4)				
			排出量 (万t-CO <sub>2</sub> )	排出量 (万t-CO <sub>2</sub> )	排出量 (万t-CO <sub>2</sub> )	増減量（万t-CO <sub>2</sub> ）	増減率
						2013比 (平成25比)	2021比 (令和3比)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	4,466	3,590	3,476	-990	-114	-22.2%	-3.2%
産業部門	998	760	729	-269	-32	-27.0%	-4.2%
業務その他部門	1,022	828	798	-224	-30	-21.9%	-3.7%
家庭部門	1,140	855	794	-346	-61	-30.3%	-7.1%
運輸部門	966	814	838	-128	24	-13.3%	2.9%
廃棄物*	89	105	98	10	-6.3	11.2%	-6.0%
工業プロセス	251	227	218	-33	-9.0	-13.1%	-4.0%
その他温室効果ガス	237	310	306	70	-3.5	29.4%	-1.1%
メタン (CH <sub>4</sub> )	34	28	27	-6.7	-0.72	-19.7%	-2.5%
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	42	36	36	-5.9	-0.44	-14.2%	-1.2%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	142	225	223	81	-2.4	56.8%	-1.1%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	12	12	12	0.87	0.53	7.5%	4.4%
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	6.7	6.8	6.4	-0.3	-0.46	-4.5%	-6.8%
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	0.46	1.3	1.4	0.9	0.023	197.0%	1.7%
合 計	4,702	3,900	3,782	-920	-118	-19.6%	-3.0%

※四捨五入により、合計が合わない箇所があります。

## (2) 設備投資促進資金（省エネ・創エネ要件）

この資金は、省エネ・創エネの実現（サーキュラーエコノミー\*の取組も含む）につながる設備投資に取り組む方向けの資金です。

## 設備投資促進資金（省エネ・創エネ要件）の概要

(R7.4.1現在)

対象者	県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者等
融資対象	省エネ・創エネの実現につながる設備投資を行うもの

## 融資条件

限度額		設備資金	運転資金【原則、設備投資に伴う運転資金に限ります】
1億5,000万円（土地・建物は2億円）		5,000万円	
設備・運転併用の場合は、合計1億5,000万円（土地・建物は2億円）			
利率 (固定金利)	10年超15年以内	年1.7%以内（土地・建物有）	
	5年超10年以内	年1.5%以内	
	3年超5年以内	年1.4%以内	
	1年超3年以内	年1.3%以内	
期間・償還方法		1年超10年以内（一部1年超15年以内【土地・建物】）	1年超7年以内
据置2年以内 元金均等月賦償還			
担保			
取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める			
保証人		個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信用保証		付する（保証料 年0.45%～1.64%以内） 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。	
取扱金融機関		銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫の県内本・支店（一部県外支店も可）	

令和6年度の融資実績は、3件 39,930千円でした。

## 第3節 大気関係

(1) ばい煙\* 発生施設設置状況

(R7.3.31現在)

大気汚染防止法（ばい煙）					埼玉県生活環境保全条例（指定ばい煙）				
項目番号	施設の種類	県	市	計	項目番号	施設の種類	県	市	計
1	ボイラー（小型ボイラーを除く）	662	477	1,139	1	焙焼炉及び焼結炉	29	2	31
	小型ボイラー	1,623	515	2,138	2	金属溶解炉（精鍊又は鋳造用）	15	4	19
2	ガス発生炉及び加熱炉	0	2	2	3	焼成炉（釉薬瓦製造用）	0	0	0
3	焙焼炉及び焼結炉等	0	0	0	4	溶解炉（銅、鉛、亜鉛の精鍊用）	0	0	0
5	金属溶解炉	106	50	156	5	溶解炉（鉛の第二次精鍊用等）	2	2	4
6	金属加熱炉	135	17	152	6	溶解炉（アルミニウムの二次精鍊用）	15	9	24
7	石油加熱炉	4	0	4	7	廃棄物焼却炉	焼却能力 100kg/時以上		
	セメント焼成炉	7	0	7			焼却能力 100kg/時未満30kg/時以上		
9	窯業用溶融炉	7	0	7			焼却能力 30kg/時未満		
	その他の焼成炉	13	1	14			小計		
10	反応炉及び直火炉	35	1	36			817	363	1,180
11	骨材乾燥炉	44	19	63					
	その他の乾燥炉	70	7	77					
12	製鋼用等の電気炉	3	1	4					
13	廃棄物焼却炉	132	72	204					
14	銅・亜鉛等精鍊用溶解炉	0	3	3					
19	塩化水素反応施設	6	0	6					
21	複合肥料反応施設	0	0	0					
	複合肥料等溶解炉	0	0	0					
24	鉛精鍊用溶解炉	4	0	4					
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	12	0	12					
29	ガスタービン（常用）	7	5	12					
	〃（非常用）	161	254	415					
30	ディーゼル機関（常用）	68	24	92					
	〃（非常用）	775	666	1,441					
31	ガス機関（常用）	81	48	129					
	〃（非常用）	5	1	6					
施設数計		3,960	2,163	6,123	施設数計		878	380	1,258
(届出事業所数)		1,526	1,097	2,623	(届出事業所数)		815	364	1,179
規制対象施設数合計									7,381
(規制対象事業所数 <sup>23)</sup>									3,642

\*23 法及び条例の施設を有する事業所があるため、規制対象事業所数と届出事業所数は異なります。

(2) 粉じん\*発生施設設置状況<sup>\*24</sup>

(R7.3.31現在)

大気汚染防止法（一般粉じん）						埼玉県生活環境保全条例（指定粉じん）							
項目番号	施設の種類	県	市	計	項目番号	施設の種類	県	市	計				
1	コークス炉	0	0	0	1	堆積場	114	57	171				
2	堆積場	253	129	382	2	ベルトコンベア、バケットコンベア	1,289	444	1,733				
3	ベルトコンベア、バケットコンベア	712	233	945	3	破碎機、摩碎機（鉱物、岩石、セメント）	96	24	120				
4	破碎機、摩碎機	150	25	175	4	破碎機（コンクリート）	43	26	69				
5	ふるい	113	8	121	5	分級機	28	0	28				
施設数計		1,228	395	1,623	6	ふるい	79	40	119				
(届出事業所数)		231	123	354	7	クリンカクーラー	4	1	5				
規制対象施設数合計 (規制対象事業所数 <sup>*25</sup> )						8	ホッパー、バッチャープラント	247	156	403			
						施設数計		1,900	748	2,648			
						(届出事業所数)		273	160	433			
										4,271			
										712			

\*24 特定粉じん発生施設はありません。

\*25 法及び条例の施設を有する事業所があるため、規制対象事業所数と届出事業所数は異なります。

## (3) 指定炭化水素類発生施設設置状況

(R7.3.31現在)

埼玉県生活環境保全条例				
項目番号	施設の種類	県	市	計
1	貯蔵用屋外タンク	3	0	3
2	給油用地下タンク	1,365	568	1,933
3	出荷用ローディングアーム	2	0	2
4	ドライクリーニング用乾燥機	164	64	228
5	製造設備	1,513	542	2,055
6	使用施設 <sup>*26</sup>	101	35	136
施設合計		3,148	1,209	4,357
(届出事業所数)		720	271	991

\*26 使用施設は事業所数を記載しています。

## (4) 挥発性有機化合物\* 排出施設設置状況

(R7.3.31現在)

大気汚染防止法				
項目番号	施設の種類	県	市	計
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	2	1	3
2	吹付塗装施設	14	1	15
3	塗装の用に供する乾燥施設	34	0	34
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	89	9	98
5	接着の用に供する乾燥施設	32	0	32
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	15	4	19
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	60	4	64
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	3	0	3
9	ガソリン、原油、ナフサその他の揮発性有機化合物の貯蔵タンク	0	0	0
施設合計		249	19	268
(届出事業所数)		78	10	88

## (5) 有害大気汚染物質\* 規制対象事業所数

(R7.3.31現在)

埼玉県生活環境保全条例										
項番号	規制対象物質	県	市	計	項番号	規制対象物質	県	市	計	
1	アクリロニトリル	1	3	4	10	トリクロロエチレン*	23	12	35	
2	エチレンオキシド	6	0	6	11	ニッケル化合物	37	11	48	
3	六価クロム化合物	16	9	25	12	砒素及びその無機化合物	2	0	2	
4	クロロエチレン	0	0	0	13	1・3-ブタジエン	0	0	0	
5	クロロホルム	8	3	11	14	ベリリウム及びその化合物	1	0	1	
6	1・2-ジクロロエタン	3	1	4	15	ベンゼン	13	2	15	
7	ジクロロメタン	32	14	46	16	ホルムアルデヒド	29	9	38	
8	水銀及びその化合物	0	0	0	17	マンガン及びその化合物	37	12	49	
9	テトラクロロエチレン	9	4	13	合計（延べ事業所数）			217	80	297

## (6) 水銀排出施設設置状況

(R7.3.31現在)

大気汚染防止法							
項番号	施設の種類			県	市	計	
1	小型石炭混焼ボイラー			0	0	0	
5	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（二次施設（鉛））			5	0	5	
7	セメントの製造の用に供する焼成炉			7	0	7	
8	廃棄物焼却炉	一般廃棄物*		101	31	132	
		産業廃棄物*		40	6	46	
		下水汚泥*		19	0	19	
施設合計				172	37	209	
(届出事業所数)				88	18	106	

(7) 埼玉県生活環境保全条例により県が定める粒子状物質<sup>\*</sup>排出基準

粒子状物質対策自動車の種別 (車両総重量)	粒子状物質の量の許容限度		測定方法
	平成15年10月1日から	平成18年4月1日から	
1,700キログラム以下	0.08g/km	0.052g/km	10・15モード
1,700キログラム超 2,500キログラム以下	0.09g/km	0.06g/km	10・15モード
2,500キログラム超	0.25g/kWh	0.18g/kWh	ディーゼル自動車用 13モード

## (8) 新車（乗用車）販売台数における電動車の台数

新車販売台数		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
新車販売台数		136,363	130,303	120,086	140,830	137,496
電動車	H V	50,479	56,197	58,984	76,833	83,205
	E V	710	865	1,434	2,247	1,993
	P H V	647	959	1,805	2,717	2,084
	F C V	19	134	35	17	26
電動車合計台数		51,855	58,155	62,258	81,814	87,308
(電動車割合)		(38.0%)	(44.6%)	(51.8%)	(58.1%)	(63.5%)

(軽自動車を除く／(一社)日本自動車販売協会連合会「新車登録台数年報」)

## (9) 大気の汚染に係る環境基準及びその評価方法

## ア 環境基準\*

物 質	環境上の条件	告示年月日
二 酸 化 硫 黃* (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm*以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月16日
二 酸 化 窒 素* (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日
一 酸 化 炭 素* (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和48年5月8日
光化学オキシダント* (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	昭和48年5月8日
浮遊粒子状物質* (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	昭和48年5月8日
微小粒子状物質* (PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	平成21年9月9日

## イ 環境基準の評価方法（要約）

物 質	評 価 方 法	
二酸化硫黄 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的評価 (1日平均値の2%除外値)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。 なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（異常値を含む）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。（以下同じ）
二酸化窒素	長期的評価 (98%値評価)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目（1未満の端数は切り上げ。以下同じ）に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。
微小粒子状物質	長期的評価	長期基準（1年平均値）に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較する。短期基準（1日平均値）に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。
二酸化硫黄 一酸化炭素 光化学オキシダント 浮遊粒子状物質	短期的評価	連続して又は隨時に行なった測定結果により、測定を行なった日又は時間について環境基準と比較して評価を行う。

※ この環境白書では、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については長期的評価で記述している。

## (10) 環境基準達成状況（令和6年度）

物 質	測定局区分	有効局数	達成局数	非達成局数	達成率 (%)
二酸化硫黄	一般環境大気測定局	23	23	0	100
	自動車排出ガス測定局	2	2	0	100
二酸化窒素	一般環境大気測定局	53	53	0	100
	自動車排出ガス測定局	24	24	0	100
一酸化炭素	一般環境大気測定局	5	5	0	100
	自動車排出ガス測定局	5	5	0	100
光化学オキシダント	一般環境大気測定局	55	0	55	0
浮遊粒子状物質	一般環境大気測定局	55	55	0	100
	自動車排出ガス測定局	22	22	0	100
微小粒子状物質	一般環境大気測定局	49	49	0	100
	自動車排出ガス測定局	17	17	0	100

## (11) 大気汚染常時監視局・測定結果一覧（令和6年度）

## ア 一般環境大気測定局

測定局	測定場所	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質			設置主体
		2日%平均値の 除外値	達成状況の 基準の	年間98%均値の 値	達成状況の 基準の	2日%平均値の 除外値	達成状況の 基準の	値の最高値 1時間	達成状況の 基準の	2日%平均値の 除外値	達成状況の 基準の	年平均値	年間98%均値の 値	達成状況の 基準の	
		(ppm)	*27	(ppm)	*27	(ppm)	*27	(ppm)	*27	(mg/m³)	*27	(μg/m³)	(μg/m³)	*27	
さいたま市役所	市役所	0.002	○	0.024	○	0.4	○	0.142	×	0.032	○	10.0	21.0	○	政
さいたま市根岸	根岸東児童公園							0.148	×	0.037	○				政
さいたま市大宮	大宮小学校	0.002	○	0.023	○			0.136	×	0.032	○	8.4	18.3	○	政
さいたま市宮原	宮原中学校			0.023	○			0.145	×	0.038	○	8.3	19.3	○	政
さいたま市春里	春里中学校							0.130	×	0.033	○				政
さいたま市指扇	指扇小学校			0.019	○			0.137	×	0.032	○				政
さいたま市片柳	片柳中学校			0.022	○			0.131	×	0.038	○	8.5	18.8	○	政
さいたま市岩槻	本町内市有地			0.012	○			0.135	×	0.042	○	9.2	20.3	○	政
さいたま市城南	城南中学校	0.001	○	0.025	○			0.127	×	0.040	○	9.7	21.1	○	政
川越市川越	宮下町内市有地	0.002	○	0.022	○			0.128	×	0.028	○	8.4	19.8	○	政
川越市高階	歌声の杜公園			0.023	○			0.135	×	0.027	○	8.1	18.8	○	政
川越市霞ヶ関	伊勢原第5緑地			0.020	○			0.129	×	0.032	○	8.7	20.5	○	政
熊谷市	市役所	0.001	○	0.015	○	0.3	○	0.146	×	0.035	○	8.7	20.5	○	県
熊谷妻沼東	妻沼中央公民館			0.015	○			0.133	×	0.039	○	10.3	23.1	○	県
川口市横曽根	西中学校			0.028	○					0.036	○				政
川口市南平	領家第一公園	0.002	○	0.032	○			0.146	×	0.037	○	10.0	21.3	○	政
川口市新郷	新郷浄水場			0.030	○			0.139	×	0.037	○				政
川口市芝	樋ノ爪児童公園			0.027	○			0.146	×	0.042	○	9.1	20.5	○	政
行田	保健センター			0.015	○			0.129	×	0.038	○	11.1	22.7	○	県
秩父	農林振興センター	0.001	○	0.013	○			0.128	×	0.036	○	8.8	19.5	○	県

測定局	測定場所	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		光化学 オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質			設置 主体
		2日 % 平 均 外 値 の	達 環 境 状 況 基 準 の	年 日 間 平 均 98 % 値 の	達 環 境 状 況 基 準 の	2日 % 平 均 外 値 の	達 環 境 状 況 基 準 の	值 の 最 高 1 時 間 の 値 の 1 時 間	達 環 境 状 況 基 準 の	2日 % 平 均 外 値 の	達 環 境 状 況 基 準 の	年 平 均 値 の	年 日 間 平 均 98 % 値 の	達 環 境 状 況 基 準 の	
		(ppm)	*27	(ppm)	*27	(ppm)	*27	(ppm)	*27	(mg/m³)	*27	(μg/m³)	(μg/m³)	*27	
所沢市東所沢	東所沢内市有地	0.001	○	0.024	○			0.143	×	0.029	○	8.8	21.3	○	政
所沢市北野	小手指南内市有地	0.001	○	0.020	○			0.147	×	0.031	○	8.0	19.9	○	政
所沢市中富	市民武道館							0.142	×						政
飯能	県土整備事務所			0.010	○			0.147	×	0.040	○	10.2	23.8	○	県
加須	水産研究所			0.018	○			0.134	×	0.037	○	10.7	22.9	○	県
環境科学国際C	環境科学国際センター			0.016	○			0.124	×	0.040	○	9.2	21.5	○	県
本庄	本庄東中学校	0.001	○	0.012	○			0.144	×	0.032	○	8.2	20.5	○	県
本庄児玉	児玉小学校			0.009	○			0.131	×	0.036	○	9.3	22.8	○	県
東松山	五領町近隣公園			0.018	○			0.151	×	0.038	○	8.8	20.5	○	県
春日部	谷原第1公園	0.001	○	0.022	○			0.129	×	0.036	○	9.1	20.6	○	県
狭山	堀兼公民館			0.019	○			0.139	×	0.037	○	10.2	23.8	○	県
羽生	中央公園	0.001	○	0.014	○			0.124	×	0.038	○	8.9	20.1	○	県
鴻巣	市役所	0.001	○	0.017	○			0.136	×	0.033	○	9.7	22.6	○	県
深谷	桜ヶ丘小学校			0.012	○			0.148	×	0.041	○	8.9	21.9	○	県
上尾	浅間台大公園			0.019	○			0.141	×	0.033	○	9.9	22.6	○	県
草加市西町	草加保健所	0.002	○	0.031	○	0.5	○	0.114	×	0.032	○				市
越谷市東越谷	東越谷第二公園	0.002	○	0.027	○			0.131	×	0.040	○	9.1	21.6	○	政
越谷市千間台西	千間台第四公園			0.024	○	0.4	○	0.125	×	0.038	○	8.6	19.3	○	政
戸田	戸田翔陽高等学校			0.028	○			0.152	×	0.032	○	8.9	21.4	○	県
入間	富士見公園、入間市運動公園	0.001	○	0.018	○			0.148	×	0.035	○	9.2	22.2	○	県
和光	第四小学校			0.028	○			0.157	×	0.034	○	10.1	23.3	○	県

測定局	測定場所	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質			設置主体
		2日平均値の %除外値	達成状況の 環境基準の	年間平均値の 98%値	達成状況の 環境基準の	2日平均値の %除外値	達成状況の 環境基準の	値の最高値 1時間	達成状況の 環境基準の	2日平均値の %除外値	達成状況の 環境基準の	年平均値	年間平均値の 98%値	達成状況の 環境基準の	
		(ppm)	*27	(ppm)	*27	(ppm)	*27	(ppm)	*27	(mg/m³)	*27	(μg/m³)	(μg/m³)	*27	
新 座	水道管理センター	0.002	○	0.026	○			0.133	×	0.039	○	10.3	23.2	○	県
久 喜	久喜南中学校			0.022	○			0.130	×	0.033	○	8.5	20.1	○	県
八 潮	市水道部			0.034	○			0.124	×	0.037	○	9.5	21.7	○	県
富 士 見	市役所			0.024	○			0.134	×	0.035	○	9.7	22.7	○	県
三 郷	早稲田小学校	0.001	○	0.028	○			0.133	×	0.038	○	11.0	24.0	○	県
蓮 田	蓮田内市有地			0.022	○			0.138	×	0.038	○	10.7	21.8	○	県
坂 戸	芦山公園	0.001	○	0.017	○			0.136	×	0.032	○	8.6	20.1	○	県
幸 手	市所有地	0.001	○	0.019	○			0.118	×	0.033	○	10.1	21.1	○	県
日 高	高麗川南公民館	0.002	○	0.013	○			0.152	×	0.036	○	8.8	19.3	○	県
毛 呂 山	きつつき公園			0.011	○			0.146	×	0.037	○	9.4	22.0	○	県
小 川	小川高等学校			0.011	○			0.133	×	0.033	○	8.1	17.6	○	県
皆 野	町役場			0.010	○			0.106	×	0.032	○	8.6	20.8	○	県
東 秩 父	堂平山県有地	0.001	○	0.006	○	0.3	○	0.131	×	0.038	○	6.1	17.6	○	県
寄 居	寄居小学校	0.001	○	0.007	○			0.125	×	0.034	○	8.2	19.4	○	県
宮 代	日本工業大学			0.019	○			0.128	×	0.037	○	9.1	20.0	○	県

※ ( ) 内は有効局ではないため、参考扱い

※ 入間局の設置場所は令和6年9月までは富士見公園、12月からは入間市運動公園となっている。

\*27 ○は環境基準達成、×は環境基準非達成

## イ 自動車排出ガス測定局

測定局	近接道路	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質			設置主体	
		2日%平均除外値の 基準値	達成状況の 基準値	年間平 均値の 98%基 準値	達成状況の 基準値	2日%平均除外値の 基準値	達成状況の 基準値	2日%平均値の 最高値	達成状況の 基準値	2日%平均除外値の 基準値	達成状況の 基準値	年平均値	年間平 均値の 98%基 準値	達成状況の 基準値		
		(ppm)	*27	(ppm)	*27	(ppm)	*27	(ppm)	*27	(mg/m <sup>3</sup> )	*27	(μg/m <sup>3</sup> )	(μg/m <sup>3</sup> )	*27		
さいたま市曲本自排	国道17号新大宮バイパス			0.033	○											政
さいたま市辻自排	東京外環自動車道			0.032	○					0.033	○					政
さいたま市三橋自排	国道17号新大宮バイパス			0.031	○					0.030	○	8.7	19.3	○		政
さいたま市大和田自排	さいたま・川口線(第2産業道路)			0.024	○					0.031	○					政
さいたま市西原自排	東北縦貫自動車道			0.030	○											政
川越市仙波	国道16号			0.026	○	0.4	○			0.028	○	8.0	18.9	○		政
熊谷肥塚自排	国道17号熊谷バイパス			0.021	○	0.3	○			0.031	○	9.2	21.3	○		県
川口市安行	県道足立川口線			0.033	○					0.041	○					政
川口市神根	東京外環自動車道			0.034	○	0.5	○			0.042	○	9.9	21.4	○		政
所沢市航空公園	国道463号			0.021	○					0.034	○					政
所沢市和ヶ原	国道463号所沢入間バイパス			0.025	○	0.4	○			0.030	○	8.5	20.8	○		政
東松山岩鼻自排	国道407号			0.019	○					0.033	○	10.3	23.6	○		県
春日部増戸自排	国道16号			0.030	○					0.037	○	9.5	20.8	○		県
鴻巣天神自排	国道17号	0.001	○	0.020	○					0.038	○	9.2	21.9	○		県
深谷原郷自排	国道17号中山道			0.014	○					0.035	○	9.1	21.5	○		県
草加市花栗自排	国道4号草加バイパス			0.036	○					0.042	○	8.6	19.8	○		市
草加市原町自排	東京外環自動車道			0.033	○					0.033	○					市
戸田美女木自排	国道17号新大宮バイパス	0.002	○	0.035	○	0.5	○			0.036	○	9.4	20.9	○		県
和光新倉自排	東京外環自動車道			0.029	○					0.042	○	9.8	21.8	○		県
久喜本町自排	県道さいたま栗橋線			0.025	○					0.031	○	8.7	20.0	○		県

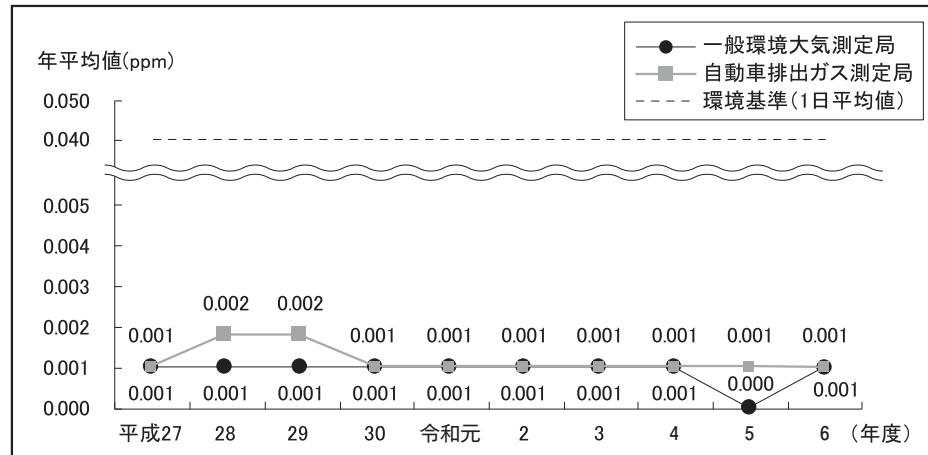
測定局	近接道路	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質			設置主体
		2日平均値の %除外値	達成状況の 環境基準の	年間平均値の 98%値	達成状況の 環境基準の	2日平均値の %除外値	達成状況の 環境基準の	値の最高値 1時間	達成状況の 環境基準の	2日平均値の %除外値	達成状況の 環境基準の	年平均値	年間平均値の 98%値	達成状況の 環境基準の	
		(ppm)	*27	(ppm)	*27	(ppm)	*27	(ppm)	*27	(mg/m³)	*27	(μg/m³)	(μg/m³)	*27	
富士見下南畠自排	国道254号富士見川越道路			0.031	○					0.032	○	9.7	20.9	○	県
鶴ヶ島自排	首都圏中央連絡自動車道			0.020	○					0.037	○	10.2	22.0	○	県
川島自排	首都圏中央連絡自動車道			0.024	○					0.035	○	10.7	23.5	○	県
寄居桜沢自排	国 道 1 4 0 号			0.013	○					0.035	○	9.5	22.2	○	県

※ ( ) 内は有効局ではないため、参考扱い

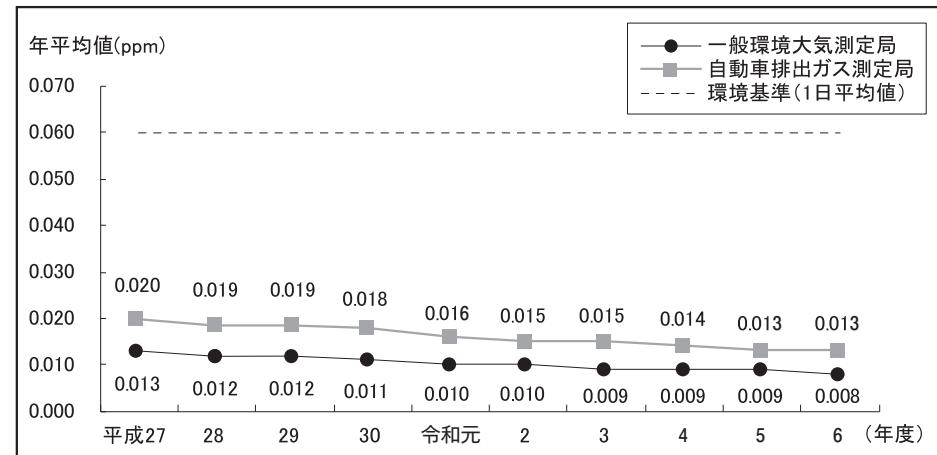
\*27 ○は環境基準達成、×は環境基準非達成

## (12) 各物質の年平均値の推移

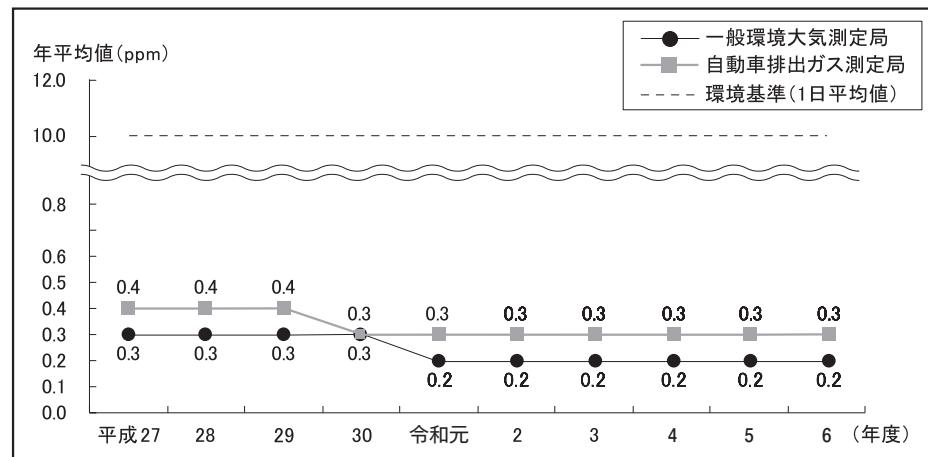
## ア 二酸化硫黄濃度の推移



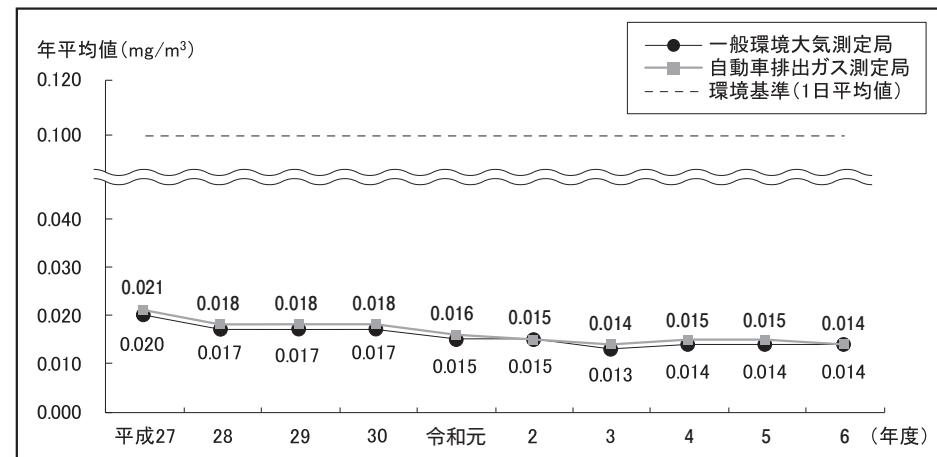
## イ 二酸化窒素濃度の推移



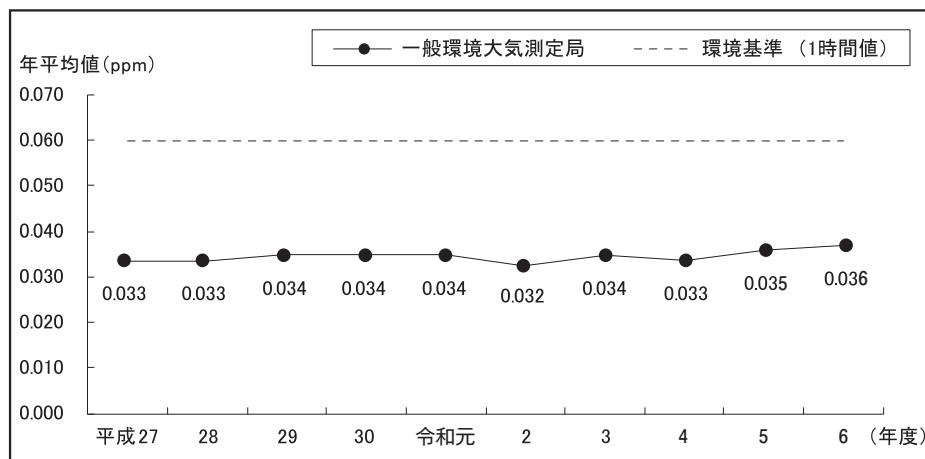
## ウ 一酸化炭素濃度の推移



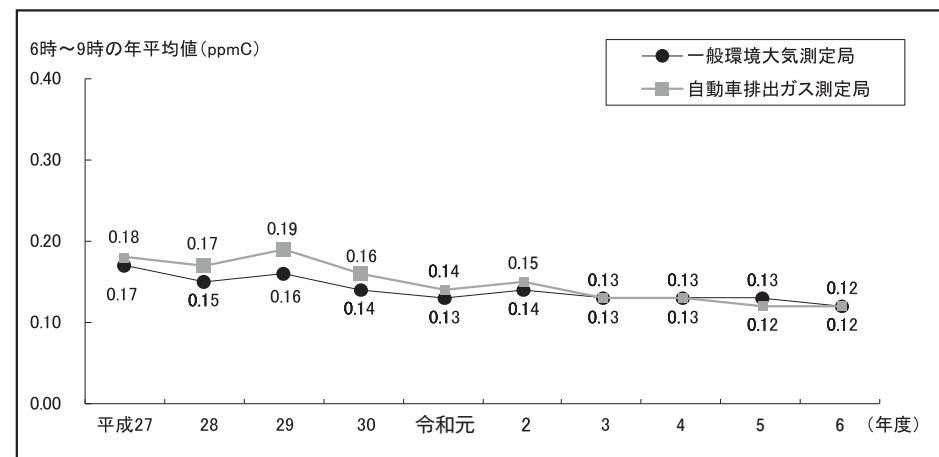
## エ 浮遊粒子状物質濃度の推移



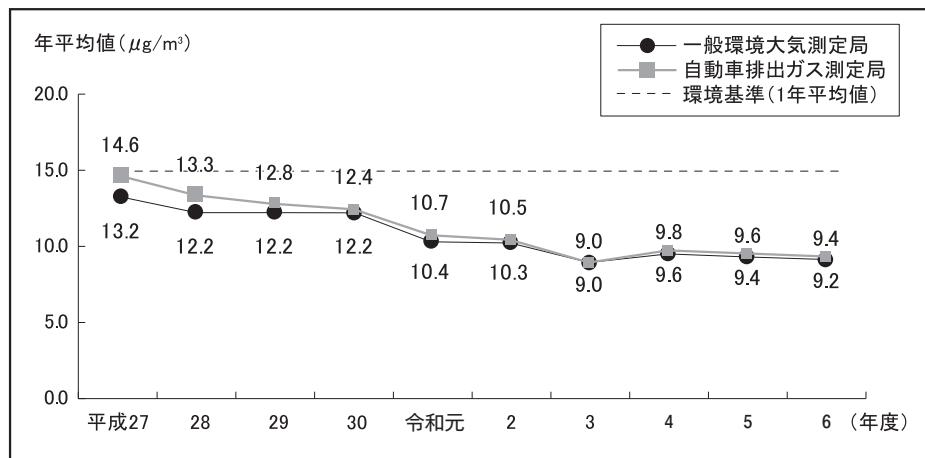
## オ 光化学オキシダント濃度の推移（昼間1時間値）



## カ 非メタン炭化水素\* 濃度の推移



## キ 微小粒子状物質濃度の推移（PM2.5濃度の推移）



(13) 都道府県別光化学スモッグ注意報発令日数の推移

都府県	年	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
福島県		1									
茨城県		2		5	3	3	3	1	3	1	2
栃木県		2	3	6	4	5	4	1	1	3	
群馬県		9	2	11	3	4	2	1	4	4	4
埼玉県		16	1	15	10	9	7	2	8	7	14
千葉県		15	2	15	9	9	5	4	7	6	15
東京都		14	5	6	9	7	6	6	7	4	15
神奈川県		10	6	8	8	6	2	6	4	2	12
山梨県		1	1	1	2	1		3	2	1	
新潟県						1					
福井県				1							
富山県				1	1	1		2			
静岡県				1	1	3			2		
愛知県		1		1	1	1				1	
三重県						4				1	
岐阜県			1		1	1	1			1	
滋賀県			1	2	1	2	1			1	
京都府		2		1	2	2	2			1	
大阪府		11	7	1	5	5	4	1	1	4	3
兵庫県		2	1	1	2	3	2	1	1	1	

(単位：日)

都府県	年	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
奈良県		2				3		1	1		2
和歌山县						1	1	1			1
鳥取県						1	1	1			
島根県		9	7	8	12	6	4	1	1	4	5
岡山県											
広島県		3	6	1	3	4	1		2	1	
山口県				1	1	2					
徳島県						1					
香川県		1	1	1		3					2
愛媛県						2					1
福岡県						1	3		2		
佐賀県							2				
長崎県							3	1			
熊本県							1				
大分県											
宮崎県								3			
鹿児島県								1			
合計		101	46	87	80	99	45	29	41	45	77

(14) 都道府県別光化学スモッグによる健康被害届出人数の推移

都府県	年	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
栃木県			19		2						
群馬県						1	2				
埼玉県											
千葉県		2									
東京都											
神奈川県											
新潟県											
岐阜県											
静岡県											
大阪府											
兵庫県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
鹿児島県											
宮崎県											
大分県											
宮崎県											
合計											

(単位：人)

都府県	年	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
岡山県					10						
広島県					2						
島根県						243					
徳島県						3					
愛媛県						16					
福岡県							58				
宮崎県							4				
長崎県							4				
鹿児島県							1				
宮崎県								4			
大分県								0			
宮崎県									2		
合計		2	46	20	13	337	4	4	0	2	7

## (15) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類\*（大気）の環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類（大気）
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること
告示年月日	平成9年2月4日	平成30年11月19日	平成9年2月4日	平成13年4月20日	平成11年12月27日

(16) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類（大気）の環境基準達成状況  
(令和6年度)

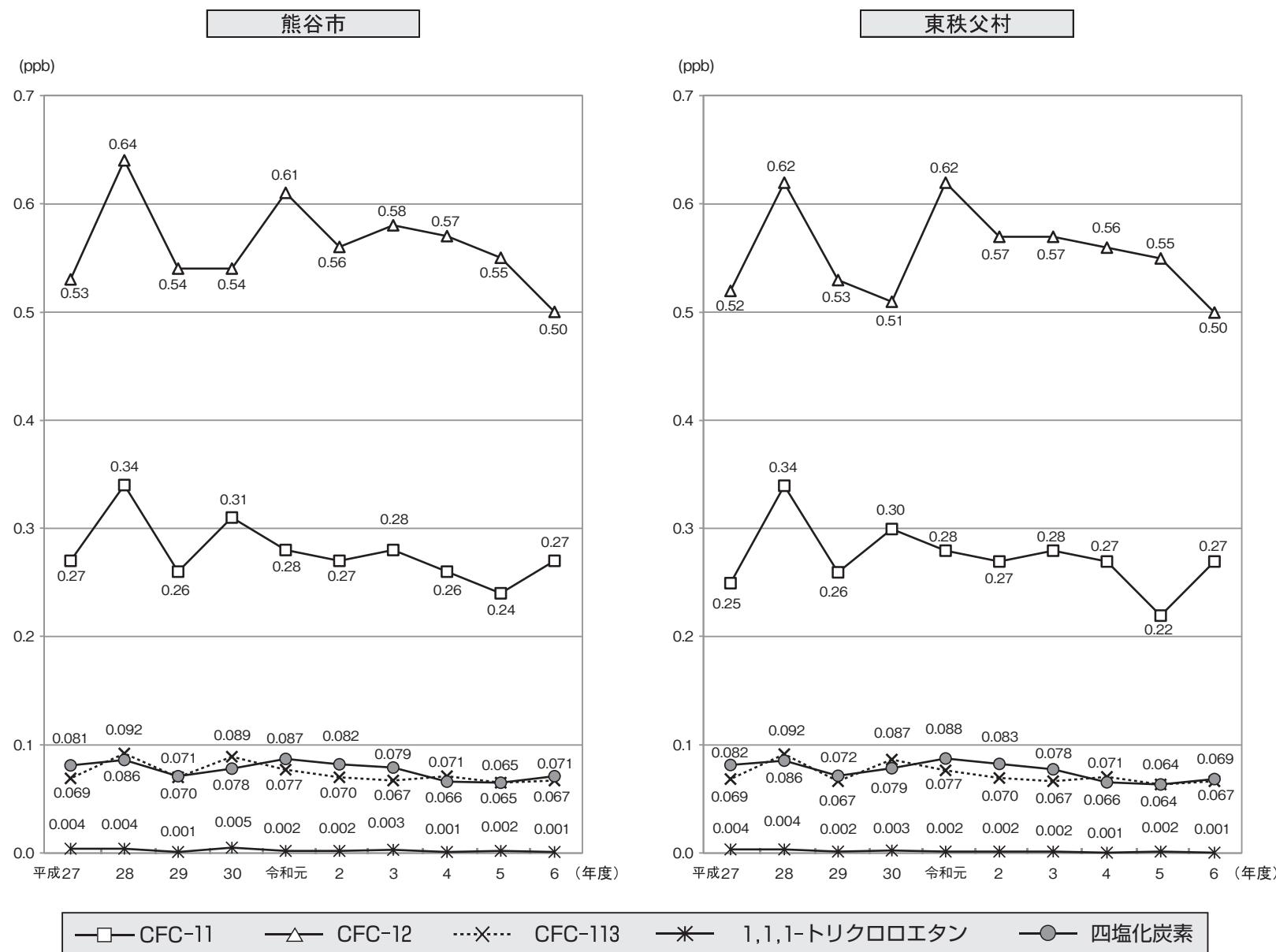
	測定地点数	達成地点数	達成率 (%)
ベンゼン	23	23	100
トリクロロエチレン	18	18	100
テトラクロロエチレン	18	18	100
ジクロロメタン	18	18	100
ダイオキシン類	10	10	100

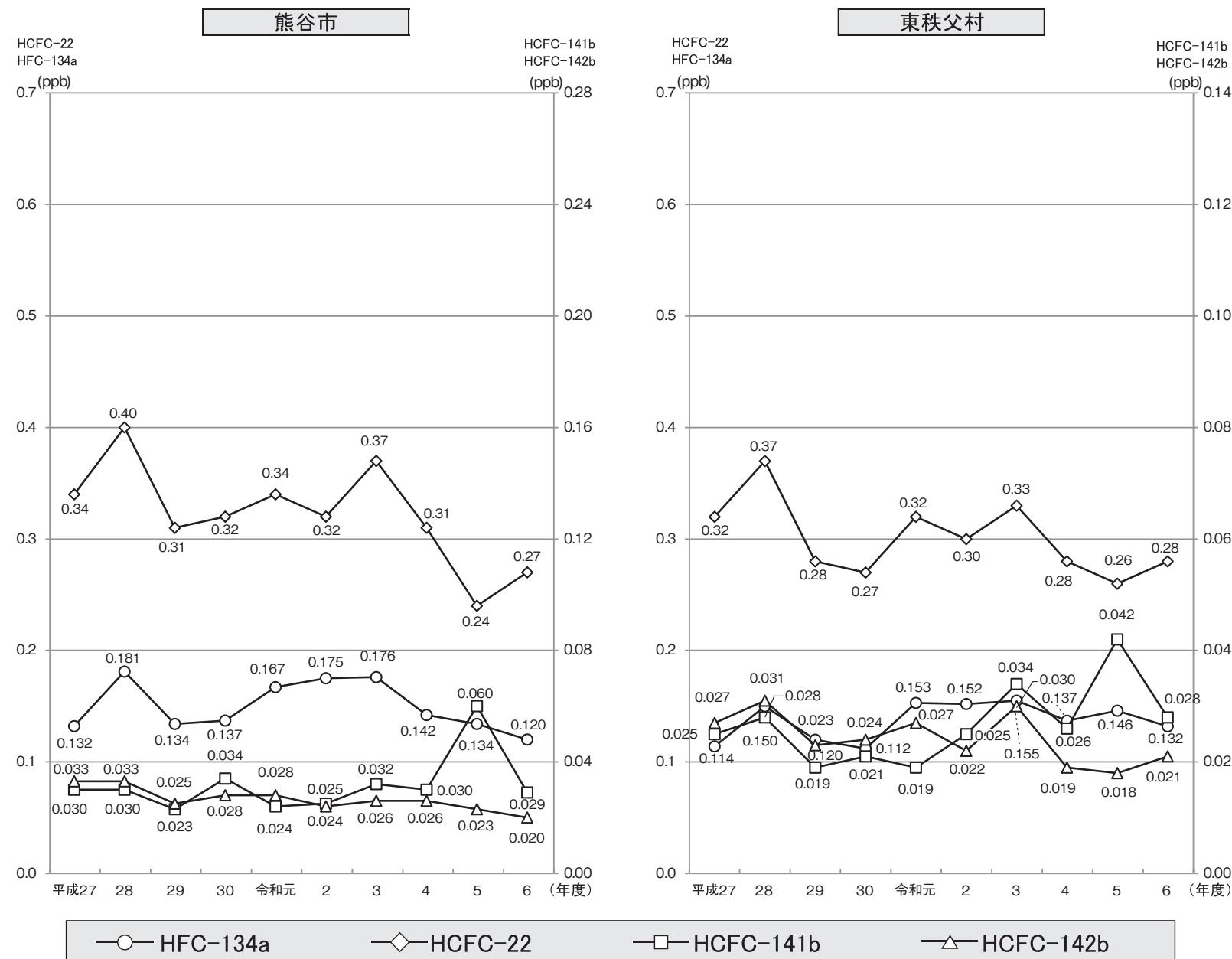
## (17) 有害大気汚染物質等モニタリング結果（令和6年度）

測定物質名	環境基準	単位	平均値	調査結果	地点数
ベンゼン	3以下	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.69	0.52~0.98	23
トリクロロエチレン	130以下		0.68	0.31~2.7	18
テトラクロロエチレン	200以下		0.11	0.042~0.38	18
ジクロロメタン	150以下		1.5	0.53~3.5	18
アクリロニトリル	—		0.037	0.015~0.095	18
塩化ビニルモノマー	—		0.029	0.015~0.047	18
クロロホルム	—		0.24	0.14~0.44	18
1,2-ジクロロエタン	—		0.11	0.078~0.15	18
1,3-ブタジエン	—		0.054	0.032~0.082	23
塩化メチル	—		1.3	1.0~1.7	18
キシレン類	—		1.6	0.95~2.9	20
トルエン	—		9.7	5.6~40	23
アセトアルデヒド	—		2.3	1.6~3.3	21
ホルムアルデヒド	—		2.7	1.8~4.7	21
酸化エチレン	—		0.063	0.052~0.082	16

測定物質名	環境基準	単位	平均値	調査結果	地点数
ベンゾ[a]ピレン	—	$\text{ng}/\text{m}^3$	0.082	0.040~0.15	21
クロム及びその化合物	—		3.3	1.3~13	17
六価クロム化合物	—		1.5	0.11~8.3	7
クロム及び三価クロム化合物	—		3.5	1.3~7.7	7
水銀及びその化合物	—		1.6	1.4~1.9	14
ニッケル化合物	—		1.7	0.97~3.2	17
ヒ素及びその化合物	—		0.51	0.36~0.60	17
ベリリウム及びその化合物	—		0.009	0.004~0.026	17
マンガン及びその化合物	—		11	6.9~16	17
亜鉛及びその化合物	—		42	23~95	11
バナジウム及びその化合物	—		0.97	0.69~1.4	11
カドミウム及びその化合物	—		0.077	0.047~0.090	11
鉛及びその化合物	—		4.9	2.5~13	11

## (18) 地球環境モニタリング調査結果





## (19) フロン排出抑制法・自動車リサイクル法の登録業者数

(R7.3.31現在)

		事業所数		事業者数	
フロン排出抑制法		第一種フロン充填回収業者		3,740	
自動車リサイクル法		引取業者		1,069	563 208
		フロン類* 回収業者		252	

※ 自動車リサイクル法については、さいたま市、川越市、川口市及び越谷市を除く

## (20) フロン回収量等実績

(単位：トン)

年度	フロン排出抑制法 (業務用冷凍空調機器)					県	自動車リサイクル法 (カーエアコン)				合計		
	回収量		充填量				市						
	廃棄	整備	合計	設置	設置以外		さいたま市	川越市	川口市	越谷市			
R2	181.1	50.8	231.9	74.6	165.7	240.3	12.5	5.1	7.5	0.1	2.5	27.7	259.6
R3	180.8	58.7	239.5	79.1	155.4	234.5	12.2	3.9	6.8	0.1	1.5	24.5	264.0
R4	196.9	59.7	256.6	66.4	141.4	207.7	11.9	2.4	6.4	0.05	0.9	21.7	278.3
R5	210.4	62.9	273.3	82.2	149.5	231.7	9.4	2.3	6.4	0.01	0.7	18.8	292.1
R6	192.5	58.2	250.7	67.2	137.0	204.2	—	—	—	—	—	—	—

※ フロン排出抑制法における「廃棄」とは機器を廃棄又は部品リサイクルの際に回収したフロン、「整備」とは機器を整備（修理）の際に回収したフロン

※ 自動車リサイクル法によるフロン回収量は公益財団法人自動車リサイクル促進センターの公表値を基に算出

## 第4節 化学物質関係

### (1) 化学物質管理制度

		化学物質排出把握管理促進法	埼玉県生活環境保全条例（県条例）
対象事業所	業種	製造業等24業種	
	従業員数	事業者として常時使用する従業員の数が21人以上	
	事業所ごとの年間取扱量等	特定第一種指定化学物質 第一種指定化学物質 特別要件施設 <sup>*29</sup> （量に関係なく届出）	0.5トン以上 1トン以上 0.5トン以上
対象化学物質 <sup>*28</sup>	第一種指定化学物質 515物質 (特定第一種指定化学物質を含む)		特定化学物質 663物質 <input type="radio"/> 第一種指定化学物質 515 (特定第一種指定化学物質を含む) <input type="radio"/> 第二種指定化学物質 134 <input type="radio"/> 県独自に定めた物質 14
届出（報告）内容	環境中への排出量、事業所外への移動量		取扱量（使用量、製造量、取り扱う量）
事業者による管理の改善や環境保全への取組	化学物質管理指針に基づく適正管理		特定化学物質管理指針に基づく適正管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正管理のための手順書<sup>*30</sup>の提出</li> <li>・環境負荷低減主任者の選任</li> </ul>

備考 政令及び県条例施行規則の改正により、平成22年度データ分から対象事業所の業種数と対象化学物質数が、県条例施行規則の改正により、平成26年度データ分から対象化学物質数が、政令及び県条例施行規則の改正により、令和5年度データ分から対象化学物質数が変わった。

\*28 第一種指定化学物質：人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量などから環境中に広く存在する化学物質。

特定第一種指定化学物質：第一種指定化学物質のうち、人に対して発がん性のある23物質。

第二種指定化学物質：人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量が増加すれば環境中に広く存在すると見込まれる化学物質。

県独自に定めた物質：化学物質排出把握管理促進法の対象とならなかった物質で、県内の使用量が多いものや、内分泌かく乱作用の疑いのある物質など。

\*29 下水道終末処理施設、廃棄物処理施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設のこと。

\*30 各事業所における化学物質の適正管理体制や取扱方法などについて整理したもの。

## ア 化学物質の排出量、移動量及び取扱量の集計結果（令和5年度データ／令和6年度届出）

## (ア) 業種別届出件数・排出量・移動量・取扱量

(単位：トン／年)

業種	化学物質排出把握管理促進法			県条例	
	件数	排出量*31	移動量*32	件数	取扱量*33
製造業	685	5,429	7,677	793	282,090
出版・印刷・同関連産業	49	③ 785	④ 532	53	5,329
化学工業	② 147	② 978	① 3,418	② 158	② 168,666
プラスチック製品製造業	④ 75	① 1,108	③ 544	④ 79	④ 20,738
鉄鋼業	18	89	② 1,770	18	10,085
非鉄金属製造業	34	50	38	35	⑤ 10,371
金属製品製造業	③ 113	④ 578	⑤ 233	③ 133	3,050
電気機械器具製造業	49	102	158	⑤ 58	③ 42,992
輸送用機械器具製造業	44	⑤ 388	103	57	1,612
燃料小売業	① 562	106	0	① 564	① 330,251
一般廃棄物*処理業(ごみ処分業に限る。)	⑤ 69	1	6	22	502
その他	92	263	233	79	6,759
合計	1,408	5,798	7,915	1,458	619,603

※ ○数字は、項目ごとの上位5番目までの順位を示す。

※ 当該集計委結果に用いている数値は、一部端数処理を行っているため、合計と一致しない場合がある。

\*31 事業所の生産工程などから排出ガスや排出水などに含まれて環境中に排出された量のことで、埼玉県では大気への排出が全体の95.9%を占める。

\*32 事業所から排出された廃棄物や下水道に放流された排出水の中に含まれている量のことで、埼玉県では廃棄物に含まれての移動が全体の99.1%を占める。

\*33 使用量（事業所において事業活動に伴い使用した量）、製造量（事業所において製造した量）、取り扱う量（事業者自らは使用せず、卸売り、小売り等をするために、事業所において貯蔵所や貯蔵容器に移し替える等して取り扱う量）の合計で、排出量や移動量の基礎になる量のこと。

## (イ) 物質別届出件数・排出量・移動量・取扱量

(単位：トン／年 排出量・移動量のダイオキシン類\*のみ g-TEQ/年)

物質名	化学物質排出把握管理促進法			県条例	
	件数	排出量	移動量	件数	取扱量
エチルベンゼン	④ 622	⑤ 253	197	④ 648	22,021
キシレン	② 745	③ 366	④ 270	① 794	② 70,057
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	115	④ 340	219	60	1,320
ヘキサメチレンテトラミン	9	0	③ 960	10	1,209
トルエン	① 751	① 3,245	① 1,990	② 791	① 168,947
ヘキサン	538	② 458	251	⑤ 553	④ 48,005
ベンゼン	⑤ 559	10	0	499	8,326
マンガン及びその化合物	106	27	② 1,590	53	7,340
テトラヒドロフラン	21	15	⑤ 255	28	629

物 質 名	化学物質排出把握管理促進法			県 条 例	
	件 数	排出量	移動量	件 数	取扱量
トリメチルベンゼン	③ 658	132	38	③ 676	③ 61,286
鉛及びその化合物	100	0	170	38	⑤ 34,874
ダイオキシン類	122	(3.8)	(76.3)	0	0

(ウ) 大気への排出量 (上位5物質)

(単位：トン／年)

順位	物 賴 名	届出排出量
		(大気への排出量に占める割合%)
1	トルエン	3,245 (58.4)
2	ヘキサン	458 (8.2)
3	キシレン	366 (6.6)
4	ジクロロメタン (塩化メチレン)	340 (6.1)
5	エチルベンゼン	253 (4.5)

(エ) 公用用水域\*への排出量 (上位5物質)

(単位：トン／年)

順位	物 賴 名	届出排出量
		(公用用水域への排出量に占める割合%)
1	ほう素化合物	90 (37.8)
2	ふっ化水素及びその水溶性塩	70 (29.6)
3	亜鉛の水溶性化合物	28 (12.0)
4	マンガン及びその化合物	27 (11.2)
5	1,4-ジオキサン	4 (1.8)

## イ 化学物質排出把握管理促進法に基づく届出以外の化学物質排出量推計結果（令和5年度データ／令和6年度推計）

届出によって把握される排出量の他に、対象業種でも届出対象とならない事業者や、建設業などのように対象でない事業者、自動車や二輪車などの移動体や家庭などからの排出があります。国は、これらからの排出量を都道府県別に推計し、集計しています。

(ア) 総排出量 (届出排出量\*+届出外排出量)

(単位：トン／年)

届出排出量	届 出 外 排 出 量					総排出量
	対象業種	非対象業種	家 庭	移動体	届出外計	
5,798 (42.7%)	2,274 (16.8%)	1,469 (10.8%)	1,696 (12.5%)	2,337 (17.2%)	7,776 (57.3%)	13,574 (100%)

※ 当該集計委結果に用いている数値は、一部端数処理を行っているため、合計と一致しない場合がある。

## (イ) 移動体からの排出量（上位5物質）（単位：トン／年）

順位	物質名	排出量
1	トルエン	871
2	キシレン	501
3	ベンゼン	188
4	ヘキサン	169
5	ホルムアルデヒド	151

## (ウ) 家庭からの排出量（上位5物質）

（単位：トン／年）

順位	物質名	製品の例	排出量
1	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル	台所用合成洗剤	564
2	ジクロロベンゼン	防虫剤、消臭剤	276
3	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	洗濯用合成洗剤	233
4	2-アミノエタノール	合成洗剤、中和剤	119
5	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	シャンプー	115

## (2) 化学物質環境モニタリング調査（令和6年度）

工業団地周辺での環境リスク\*を把握するため、モニタリング調査を実施しています。

## ア 調査地域

川里工業団地（鴻巣市）

## イ 調査内容

調査地点：工業団地を囲む8地点及び工業団地の影響を受けにくいと考えられる1地点（対照地点）

調査方法：各調査地点において大気を年4回採取し、分析しました。

## ウ 調査結果（全4回調査の平均値）

## 川里工業団地

単位：(μg/m³)

調査対象物質\調査地点名	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	対照	環境基準*
トルエン	66	59	94	54	31	23	21	28	16	—
キシレン	2.2	2.4	4.4	2.2	2.5	2.0	2.1	2.1	2.0	—
エチルベンゼン	1.9	2.4	5.1	2.1	2.4	1.8	1.9	1.9	1.7	—
ジクロロメタン	3.4	2.7	2.3	2.4	2.3	2.6	2.3	2.4	4.4	150

## (3) ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設

## ア 特定施設\*設置状況

## (ア) 大気基準適用施設

(R7.3.31現在)

番号	施設の種類	施設数			事業所数		
		県	市	計	県	市	計
1	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	0	0	0	0	0	0
2	製鋼用電気炉	3	1	4	3	1	4
3	亜鉛回収施設	0	0	0	0	0	0
4	アルミニウム合金製造施設	25	1	26	5	1	6
5	4t/時以上	35	27	62			
	2t/時以上4t/時未満	70	5	75			
	200kg/時以上2t/時未満	48	5	53			
	200kg/時未満	47	14	61			
	小計	200	51	251	118	33	151
合計		228	53	281	126	35	161

## (イ) 水質基準対象施設

(R7.3.31現在)

番号	施設の種類	施設数			事業場数		
		県	市	計	県	市	計
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0	0	0	0	0
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0
7	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
11	ジオキサンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0

番号	施設の種類	施設数			事業場数		
		県	市	計	県	市	計
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
13	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	47	0	47	5	0	5
15	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			82	19	101
		灰の貯留施設			41	12	53
		小計			123	31	154
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0
17	フロン類*の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	4	2	0	2
18	下水道終末処理施設	10	0	10	10	0	10
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	0	1	0	0	0
合 計		185	31	216	68	14	82

\*「事業場数」については、ひとつの事業場に複数の種類の特定施設を有する場合は、その事業場の事業内容を最も反映する特定施設の区分に1事業場として計上。

## (ウ) 立入検査数及び行政措置件数

(令和6年度)

	立入検査数		行政検査数		行政措置件数			
					命 令		行 政 指 導	
	県	市	県	市	県	市	県	市
大気基準適用施設	65	37	6	14	0	0	0	0
水質基準対象施設	19	5	4	0	0	0	3	0

## イ 設置者による測定結果報告

## (ア) 大気基準適用施設

(令和6年度)

施設の種類	報告施設数		測定結果（最小～最大） (ng-TEQ/m³N)	基準値を超えた施設数	
	県	市		県	市
製鋼用電気炉	3	1	0.0000055～0.57	0	0
アルミニウム合金製造施設	23	1	0.0000020～1.7	0	0
廃棄物焼却炉	144	39	0.0～4.3	0	0
合 計	170	41		0	0

## (イ) ばいじん及び燃え殻

(令和6年度)

項目	報告施設数		測定結果（最小～最大） (ng-TEQ/g)	基準値を超えた施設数	
	県	市		県	市
ばいじん	136	32	0.0～50	14	0
燃え殻	126	32	0.0～1.1	0	0
合計	262	64		14	0

※1 市とは、さいたま市、川越市、川口市、所沢市及び越谷市をいう。

※2 ばいじん及び燃え殻をともに報告している場合、1施設として計上しているため、合計は一致しない。

## (ウ) 水質基準適用事業場数

(令和6年度)

特定施設	報告事業場数		測定結果 (pg-TEQ/L) (最小～最大)	基準値を超えた事業場数	
	県	市		県	市
廃棄物焼却炉に係る施設	3	5	0.000030～0.64	0	0
フロン類の破壊施設	1	0	0	0	0
下水道終末処理施設	11	0	0.000054～0.11	0	0
合計	15	5	—	0	0

## (エ) 水質基準適用事業場に適用される基準値

特定施設	排出基準(pg-TEQ/L)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	10 ※基準は同じ
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び排ガス洗浄施設	
廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	
フロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
下水道終末処理施設	
水質基準対象施設を設置する工事又は事業場から排出される水の処理施設	

県内に所在する特定施設に係るもののみを記載した。

## (4) 特定有害物質及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る土壤の汚染状態の基準(土壤汚染対策法)

特定有害物質の種類		<地下水の摂取などによるリスク> 土壤溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壤含有量基準
第一種特定有害物質	クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	
	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	
	トリクロロエチレン*	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること	土壤1kgにつきカドミウム45mg以下であること
	六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること	土壤1kgにつき六価クロム250mg以下であること
	シアノ化合物	検液中にシアノが検出されないこと	土壤1kgにつき遊離シアノ50mg以下であること
	水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壤1kgにつき水銀15mg以下であること
	セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること	土壤1kgにつきセレン150mg以下であること
	鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること	土壤1kgにつき鉛150mg以下であること
	砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること	土壤1kgにつき砒素150mg以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること	土壤1kgにつきふっ素4,000mg以下であること
第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること	土壤1kgにつきほう素4,000mg以下であること
	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	
	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	
	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)*	検液中に検出されないこと	
有機りん化合物	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

## 備考

- 1 土壌溶出量基準は26の特定有害物質すべてについて、土壤含有量基準は「第二種特定有害物質」の9物質に限り定められている。
- 2 土壌溶出量基準は、「土壤の汚染に係る環境基準」の表の「環境上の条件」の欄の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。
- 3 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壤の汚染に係る基準についても、上と同じである。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

## (5) 農用地の土壤汚染状況調査の分析測定結果

調査年度	調査地点の分析測定結果												
	土壤中（乾物）								玄米中（現物）				
	銅（基準値125mg/kg）				砒素（基準値15mg/kg）				カドミウム（基準値0.4mg/kg）				
	最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点	
一巡回	S 54~57 (全県)	32.3	0.1	11.3	90	11.8	tr	1.9	90	0.37	0.02	0.11	46
二巡回	S 59~62 (全県)	23.6	0.1	9.0	90	5.3	tr	1.4	90	0.30	nd	0.09	48
三巡回	H 元~4 (全県)	21.6	0.3	9.3	90	8.0	tr	1.8	90	0.38	tr	0.09	46
四巡回	H 6~9 (全県)	28.7	0.2	9.4	87	13.1	tr	2.2	87	0.30	tr	0.06	31
五巡回	H 11~14 (全県)	30.8	0.1	11.2	180	11.3	0.1	2.0	180	0.28	tr	0.09	50
六巡回	H 16~19 (全県)	21.5	tr	8.9	180	6.4	0.1	1.7	180	0.31	tr	0.06	47
七巡回	H 21~24 (全県)	21.7	tr	9.5	165	7.9	tr	1.7	165	0.22	tr	0.03	43
八巡回	H 26~29 (全県)	25.5	0.1	9.1	118	10.5	0.2	2.5	118	0.29	tr	0.05	31
九巡回	R 元~4 (全県)	24.4	0.1	9.1	109	10.1	0.1	1.9	109	0.23	0.02	0.09	37
十巡回	R 6 (全県)	22.1	1.1	12.3	21	5.7	0.4	2.4	21	0.02	tr	0.01	8

※ 県農業技術研究センターの分析測定結果で、昭和58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年、30年、令和5年は各調査巡の取りまとめ年である。

nd : 検出限界以下 tr : 極微量検出

## (6) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

## 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値	項目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	砒素	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	総水銀	0.0005mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	アルキル水銀	検出されないこと。
六価クロム	0.02mg/L以下	PCB	検出されないこと。

項目	基準値	項目	基準値
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	ふつ素	0.8mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下		
達成期間	該当水域		
直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。	全公共用水域		

## 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表1の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

## (7) 公共用水域における健康項目\*の環境基準非達成の状況

(令和6年度)

河川名	地点名(所在地)	項目名	総検体数	基準値超過検体数	最大値	平均値	環境基準値
	非達成地点なし						

## (8) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	四塩化炭素	0.002mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
PCB	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		

項目	基準値	項目	基準値
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	ふつ素	0.8mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下		

## 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、平成9年3月13日環境庁告示第10号別表の「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

## (9) 地下水水質概況調査結果

## ア 項目別検出状況

項目	調査地点数	基準超過地点数	基準適合率 (%)
カドミウム	86	0	100
全シアン	86	0	100
鉛	86	1	99
六価クロム	86	0	100
砒素	86	1	99
総水銀	86	0	100
アルキル水銀	12	0	100
PCB	86	0	100
ジクロロメタン	86	0	100
四塩化炭素	86	0	100
クロロエチレン	86	0	100
1, 2-ジクロロエタン	86	0	100
1, 1-ジクロロエチレン	86	0	100
1, 2-ジクロロエチレン	86	1	99
1, 1, 1-トリクロロエタン	86	0	100

※1 地点数には政令市等を含む。

※2 PFOS及びPFOAについては指針値（50ng/L以下）

※3 PFOS及びPFOAは令和2年5月に指針値（暫定）として50ng/L以下が設定され、令和7年6月に指針値に改正されている。

(令和6年度)

項目	調査地点数	基準超過地点数	基準適合率 (%)
1, 1, 2-トリクロロエタン	86	0	100
トリクロロエチレン	86	1	99
テトラクロロエチレン	86	0	100
1, 3-ジクロロプロペン	86	0	100
チウラム	86	0	100
シマジン	86	0	100
チオベンカルブ	86	0	100
ベンゼン	86	0	100
セレン	86	0	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	86	4	95
ふつ素	86	0	100
ほう素	86	0	100
1, 4-ジオキサン	86	0	100
PFOS及びPFOA*	44	1	98

## イ 環境基準・指針値超過地点

(令和6年度)

項目	地點	濃度 (mg/L)	基準値 (mg/L)
鉛	1	0.062	0.01以下
砒素	1	0.013	0.01以下
1,2-ジクロロエチレン	1	0.068	0.04以下
トリクロロエチレン	1	0.024	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	13~20	10以下
項目	地點	濃度 (ng/L)	指針値 (暫定) (ng/L)
PFOS及びPFOA	1	51	50以下

## ウ 調査地点数及び環境基準・指針値適合割合

年度	調査市町村数	調査地点数 (井戸本数)	適合地点数 (井戸本数)	適合地点数の割合 (%)
令和6年度	46	86	78	90.7

※市町村数及び地点数は政令市等を含む

## (10) ダイオキシン類に係る環境基準

大 気	水 質	土 壤	河 川 底 質*
年間平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	年間平均値が1 pg-TEQ/L以下	1,000pg-TEQ/g以下	150pg-TEQ/g以下

## (11) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果

## ア 大気（令和6年度）

環境基準：年間平均値0.6 [pg-TEQ/m<sup>3</sup>] 以下

地域分類	調査機関	調査地點	調査結果 [pg-TEQ/m <sup>3</sup> ]				
			第1回 5/21～5/28 <sup>*34</sup>	第2回 7/9～7/16 <sup>*34</sup>	第3回 10/8～10/15 <sup>*34</sup>	第4回 1/7～1/14 <sup>*34</sup>	平均値
一般環境 (9地点)	埼玉県	八潮局（八潮市水道部）	0.011	0.013	0.0085	0.023	0.014
		日高局（高麗川南公民館）	—	0.0051	—	0.0044	0.0048
		久喜局（久喜南中学校）	0.0074	0.013	0.0078	0.055	0.021
		鴻巣局（鴻巣市役所）	—	0.0089	—	0.023	0.016
		本庄児玉局（児玉小学校）	—	0.0044	—	0.0072	0.0058
		秩父局（秩父農林振興センター）	—	0.0030	—	0.0035	0.0033
	さいたま市	さいたま市役所局	0.0051	0.0074	0.0091	0.012	0.0084
	川越市	川越市川越局	0.0068	0.010	0.0053	0.015	0.0093
	所沢市	所沢市東所沢局	0.0084	0.012	0.0073	0.014	0.010
一般環境平均							0.010
沿道 (1地点)	埼玉県	戸田美女木自排局（西部福祉センター）	—	0.0080	—	0.0055	0.0068
	沿道平均						0.0068
全 地 点 平 均							0.0099

\*34 川越市は、第1回：5/22（水）～5/29（水）、第2回：7/10（水）～7/17（水）、第3回：10/9（水）～10/17（木）、第4回：1/8（水）～1/15（水）  
所沢市は、第3回：10/1（火）～10/8（火）

## イ 公共用水域（河川水質・河川底質）におけるダイオキシン類常時監視結果（令和6年度）

水質環境基準：年間平均値1[pg-TEQ/L]以下、底質環境基準：150[pg-TEQ/g]以下

NO.	河川名	調査地点	備考	採取日	調査結果			調査機関	
					河川水質 [pg-TEQ/L]		河川底質 [pg-TEQ/g]		
					測定値	年平均値			
3	荒川	治水橋	基	R6. 5. 17	0.28	0.28	0.72	国土交通省	
4		開平橋	基	R6. 5. 17	0.24	0.24	—		
10	芝川	八丁橋	基	R6. 10. 17	0.68	0.68	10	さいたま市	
11		境橋		R6. 10. 17	0.13	0.13	2.1		
12	新芝川	山王橋	基	R6. 10. 30	0.85	0.62	17	川口市	
				R7. 1. 14	0.38		—		
18	鴨川	中土手橋	基	R6. 10. 18	0.19	0.19	0.66	さいたま市	
22	入間川	初雁橋		R6. 10. 17	0.051	0.051	0.95	川越市	
27	越辺川	今川橋	基	R6. 10. 18	0.035	0.035	1.2	埼玉県	
38	市野川	徒歩橋	基	R6. 10. 18	0.26	0.26	2.4	埼玉県	
45	中川	潮止橋		R6. 5. 27	1.8	1.1	—	国土交通省	
				R6. 12. 17	0.39		—		
52	綾瀬川	内匠橋	基	R6. 5. 28	1.8	1.2	3.3	国土交通省	
				R6. 12. 18	0.56		—		
53		手代橋		R6. 5. 28	2.7	1.8	—		
				R6. 12. 18	0.87		—		
54		槐戸橋		R6. 5. 28	3.1	1.3	—		
				R6. 7. 12	0.97		—		
				R6. 10. 22	0.55		—		
				R6. 12. 18	0.56		—		
55		瞬橋	基	R6. 10. 31	1.3	1.3	17	さいたま市	
56	伝右川	伝右橋		R6. 4. 26	0.62	0.55	—	埼玉県	
				R6. 7. 22	0.69		—		
				R6. 10. 16	0.59		110		
				R7. 1. 14	0.31		—		
57	吉綾瀬川	綾瀬川合流点前	基	R6. 10. 16	0.59	0.59	—	埼玉県	
60	元荒川	中島橋	基	R6. 11. 6	0.42	0.42	1.2	越谷市	

NO.	河川名	調査地点	備考	採取日	調査結果			調査機関	
					河川水質 [pg-TEQ/L]		河川底質 [pg-TEQ/g]		
					測定値	年平均値			
64	新方川	昭和橋	基	R6. 5.24	2.8	1.6	—	越谷市	
				R6. 7.22	2.6		—		
				R6. 11. 6	0.72		7.4		
				R6. 1.22	0.37		—		
65	大落吉利根川	ふれあい橋	基	R6. 5.24	0.70	0.74	—	越谷市	
				R6. 7.22	0.65		—		
				R6. 11. 6	1.3		3.6		
				R7. 1.22	0.31		—		
68	新河岸川	笹目橋	基	R6. 10.18	0.14	0.14	1.6	埼玉県	
70		旭橋		R6. 10.17	0.11	0.11	15	川越市	
77	不老川	不老橋	基	R6. 10.17	0.037	0.037	1.4	川越市	
79	利根川	栗橋	基	R6. 5.28	0.20	0.20	—	国土交通省	
88	小山川	新明橋	基	R6. 10.17	0.11	0.11	1.3	埼玉県	
92	元小山川	新泉橋	基	R6. 10.17	0.33	0.33	—	埼玉県	
A	綾瀬川	綾瀬川橋		R6. 5.24	2.2	1.1	—	越谷市	
				R6. 7.22	1.4		—		
				R6. 11. 6	0.47		3.0		
				R7. 1.22	0.51		—		
C	綾瀬川	新竪子橋		R6. 10.31	0.77	0.77	32	さいたま市	
D		関橋		R6. 10.17	0.50	0.50	5.7		
E		上綾瀬橋		R6. 4.26	0.61	1.6	—	埼玉県	
				R6. 7.22	2.5		—		
				R6. 10.17	2.9		—		
				R7. 1.14	0.23		—		
F	古綾瀬川	松江新橋		R6. 4.26	0.75	0.65	—	埼玉県	
				R6. 7.22	0.96		—		
				R6. 10.16	0.59		13		
				R7. 1.14	0.28		—		

NO.	河川名	調査地点	備考	採取日	調査結果			調査機関	
					河川水質 [pg-TEQ/L]	年平均値	河川底質 [pg-TEQ/g]		
					測定値				
G	古綾瀬川	弁天橋		R6. 4. 26	0.55	0.54	—	埼玉県	
				R6. 7. 22	0.92		—		
				R6. 10. 16	0.24		4.1		
				R7. 1. 14	0.45		—		
H	柳瀬川	清柳橋		R6. 11. 25	0.063	0.063	0.46	所沢市	
I	不老川	金井沢橋		R6. 11. 25	0.10	0.10	4.7	所沢市	
L 1	神流川	下久保ダム貯水池(神流湖)	基	R6. 5. 28	0.067	0.067	1.4	国土交通省	
					最小値	0.035	0.46		
					最大値	1.8	110		

※1 NO.欄の数字は、令和6年度公共用水域水質測定計画の測定地点番号です。アルファベットは、同測定計画にない地点であることを示します。

※2 備考欄の「基」は、環境基準点であることを示しています。

#### ウ 地下水常時監視結果（令和6年度）

環境基準：1 pg-TEQ/L以下

No.	調査機関	調査地點		採取日	調査結果 [pg-TEQ/L]
1	埼玉県	加須市	睦町	R6. 10. 17	0.015
2		深谷市	後榛沢	R6. 7. 25	0.020
3		吉川市	川野	R6. 7. 31	0.015
4		毛呂山町	小田谷	R6. 8. 6	0.016
5	さいたま市	さいたま市	西区飯田新田	R6. 7. 18	0.064
6	川越市	川越市	南大塚	R6. 10. 17	0.032
7	川口市	川口市	川口	R6. 5. 28	0.067
8	越谷市	越谷市	谷中町	R6. 11. 26	0.018
9	所沢市	所沢市	下富	R6. 11. 12	0.058

## 工 土壌常時監視結果（令和6年度）

環境基準：1000pg-TEQ/g以下

No.	調査機関	調査地点	採取日	調査結果 [pg-TEQ/g]
1	さいたま市	さいたま市 緑区芝原	R6. 10. 18	11
2	川越市	川越市 古谷上	R6. 12. 11	6.6
3			R6. 12. 11	0.99
4	川口市	川口市 前川	R6. 12. 10	0.20
5	越谷市	越谷市 向畠	R6. 11. 25	0.66
6	所沢市	所沢市 北秋津	R6. 11. 12	7.0
7			R6. 11. 12	16
8	行田市	行田市 荒木	R6. 8. 23	2.3
9			R6. 8. 23	1.5
10			R6. 8. 23	9.3
11	飯能市	飯能市 双柳	R6. 10. 25	2.6
12			R6. 10. 25	1.2
13			R6. 10. 25	2.7
14			R6. 10. 25	3.6
15			R6. 10. 25	0.15
16	羽生市	羽生市 上岩瀬	R6. 10. 4	0.28
17			R6. 10. 4	7.6
18			R6. 10. 4	0.0083
19	三郷市	三郷市 半田	R6. 10. 23	0.88
20			R6. 10. 23	0.27
21			R6. 10. 23	0.54
22	坂戸市	坂戸市 石井	R6. 8. 20	13
23			R6. 8. 20	4.9
24	ふじみ野市	ふじみ野市 駒林	R7. 1. 20	5.7
25			R7. 1. 20	7.4
26			R7. 1. 20	3.2
27			R7. 1. 20	100

## 第5節 水質関係

### (1) 生活環境の保全に関する環境基準\*

ア 河川（湖沼を除く）

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)*	生物化学的酸素要求量(BOD)*	浮遊物質量(SS)*	溶存酸素量(DO)*	大腸菌数*
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100mL以下
C	水産3級 工業用1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—
該当水域	全公共用水域*のうち、水域類型ごとに指定する水域					
備考	1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。 3 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。					

- ※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- ※2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- ※3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
  - 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
  - 〃 3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用

- ※4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
  - 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- ※5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域			
備考	基準値は、年間平均値とする。			

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD) *	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下
A	水道2級、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下
B	水産3級 工業用1級 農業用 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—
該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域					

- 備考
- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
  - 2 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
  - 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。
  - 4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

※3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

※4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

※5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるものの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるものの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なものの)及びⅣ以下の欄に掲げるものの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びVの欄に掲げるものの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水工農業環境3種水全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域		
備考	1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。		

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

※3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

※4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域			
備考	基準値は、年間平均値とする。			

(エ)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上
該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域	
備考	基準値は、日間平均値とする。	

## (2) 地点別BOD75%値と環境基準達成率の推移（過去5年間）

○：環境基準達成 ×：環境基準非達成

水域名	番号	基準点	地点名	類型	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度
荒川下流(1)	1	○	笹目橋	C	3.3	○	2.1	○	3.9	○	4.1	○	4.8
	3	○	治水橋	A	1.1	○	1.2	○	1.5	○	1.4	○	1.5
	4	○	開平橋		0.9		1.3		1.4		1.3		1.5
	6	○	久下橋		0.8		1.0		1.0		1.4		1.3
荒川上流(2)	7	○	正喜橋	A	0.5	○	0.9	○	0.8	○	1.0	○	1.1
	8	○	親鼻橋		< 0.5		0.8		0.7		1.1		0.8
荒川上流(1)	9	○	中津川合流点前	AA	< 0.5	○	< 0.5	○	< 0.5	○	0.6	○	0.5
芝川	10	○	八丁橋	D	3.1	○	4.2	○	3.7	○	4.9	○	4.4
	12	○	山王橋		3.1		2.1		4.2		3.4		2.7
鴨川	18	○	中土手橋	C	3.4	○	3.4	○	3.4	○	2.9	○	2.9
入間川下流	20	○	入間大橋	A	1.3	○	2.6	×	2.1	×	3.5	×	1.8
	21	○	落合橋		0.6		0.9		1.0		1.2		1.3
入間川上流	25	○	給食センター前	A	0.6	○	< 0.5	○	< 0.5	○	0.5	○	0.7
越辺川下流	26	○	落合橋	B	1.9	○	4.4	×	2.6	○	3.4	×	3.1
越辺川上流	27	○	今川橋	A	0.6	○	0.6	○	0.8	○	0.9	○	1.2
都幾川	29	○	東松山橋	A	< 0.5	○	0.6	○	0.7	○	0.9	○	1.0
槐川	31	○	兜川合流点前	B	0.7	○	0.9	○	0.8	○	0.8	○	1.0
高麗川	33	○	高麗川大橋	A	< 0.5	○	0.5	○	0.6	○	0.7	○	0.7
小畔川	35	○	とげ橋	B	1.1	○	2.4	○	1.5	○	2.0	○	1.6
霞川	36	○	大和橋	B	0.7	○	0.8	○	0.9	○	1.0	○	1.2
成木川	37	○	成木大橋	A	0.5	○	0.5	○	< 0.5	○	0.6	○	0.8
市野川下流	38	○	徒歩橋	C	2.3	○	4.1	○	4.7	○	3.8	○	4.0
市野川上流	39	○	天神橋	B	2.0	○	2.0	○	2.6	○	2.9	○	2.5
和田吉野川	41	○	吉見橋	B	1.3	○	2.1	○	2.4	○	2.3	○	3.6
赤平川	42	○	赤平橋	AA	< 0.5	○	0.5	○	0.7	○	0.7	○	0.5
横瀬川	43	○	原谷橋	A	0.6	○	0.7	○	1.0	○	1.0	○	0.9
中川中流	46	○	八条橋	C	2.8	○	2.5	○	2.3	○	3.1	○	3.5
中川上流	48	○	豊橋	C	2.7	○	3.3	○	2.9	○	3.4	○	3.2
綾瀬川下流	52	○	内匠橋	C	3.4	○	2.5	○	2.1	○	2.4	○	4.2
綾瀬川上流	55	○	啜橋	C	2.3	○	2.4	○	2.5	○	2.5	○	3.4
古綾瀬川	57	○	綾瀬川合流点前	D	4.5	○	3.1	○	3.6	○	3.7	○	3.1
大場川	59	○	葛三橋	C	2.2	○	3.3	○	2.8	○	4.4	○	4.9

水域名	番号	基準点	地点名	類型	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
元荒川	60	○	中島橋	C	2.1	○	3.3	○	2.2	○	2.3	○	2.2	○
新方川	64	○	昭和橋	C	2.7	○	2.4	○	3.0	○	3.8	○	3.5	○
大落吉利根川	65	○	ふれあい橋	C	2.5	○	2.1	○	3.5	○	2.1	○	2.9	○
新河岸川	68	○	笹目橋	C	2.4	○	4.5	○	3.6	○	2.6	○	3.0	○
	69	○	いろは橋		1.4		1.9		1.9		2.1		1.4	
白子川	71	○	三園橋	C	1.6	○	2.5	○	2.0	○	2.5	○	2.8	○
黒目川	72	○	東橋	C	0.6	○	0.8	○	0.6	○	1.0	○	0.8	○
柳瀬川	74	○	栄橋	C	1.9	○	1.9	○	1.3	○	1.6	○	1.4	○
不老川	77	○	不老橋	C	1.1	○	1.3	○	3.1	○	3.9	○	4.0	○
利根川中流	79	○	栗橋	A	1.0	○	1.4	○	1.0	○	1.1	○	1.3	○
	80	○	利根大堰		1.2		0.9		1.0		1.0		1.1	
	83	○	坂東大橋		1.2		0.7		0.9		1.0		1.3	
江戸川上流	84	○	流山橋	A	1.5	○	1.2	○	1.4	○	1.4	○	1.2	○
福川	87	○	昭和橋	B	5.6	×	4.9	×	2.5	○	3.0	○	2.9	○
小山川下流	88	○	新明橋	B	1.8	○	3.1	×	2.6	○	2.1	○	2.8	○
小山川上流	89	○	一の橋	A	1.4	○	2.8	×	1.6	○	2.5	×	2.0	○
唐沢川	91	○	森下橋	B	4.1	×	3.7	×	3.1	×	4.1	×	3.5	×
元小山川	92	○	新泉橋	B	2.2	○	2.6	○	2.8	○	2.1	○	3.1	×
神流川(3)	93	○	神流川橋	A	1.0	○	0.9	○	1.2	○	1.2	○	0.8	○
神流川(2)	94	○	藤武橋	A	0.9	○	1.0	○	1.1	○	1.1	○	0.9	○
環境基準達成数					42		38		42		40		40	
環境基準達成率(%)					95		86		95		91		91	

## (3) 生活環境項目\*の地点別年度平均値（令和6年度）

ア 河川

河川名	地点番号	環境基準類型	基準点		地點名	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ノニル フェノール (mg/L)	LAS (mg/L)
			一般	生物												
荒川	1	C 生物B	○ ○	笹目橋	7.3	4.3	6.6	6	7.7	1100	8.3	0.40	0.020	<0.00006	0.0019	
〃	2	A 生物B		秋ヶ瀬取水堰	7.8	1.5	3.3	4	9.7	200	2.1	0.090	—	—	—	
〃	3	A 生物B	○ ○	治水橋	7.7	1.3	3.3	5	9.2	680	2.2	0.094	0.005	<0.00006	0.0009	
〃	4	A 生物B	○ ○	開平橋	7.7	1.3	3.3	10	9.4	270	1.9	0.083	0.007	<0.00006	0.0008	
〃	5	A 生物B		御成橋	7.9	1.0	3.2	11	10	110	1.7	0.083	—	—	—	
〃	6	A 生物B	○ ○	久下橋	8.0	1.6	2.8	4	10	130	1.4	0.049	0.003	<0.00006	0.0012	
〃	7	A 生物特B	○ ○	正喜橋	8.0	1.0	2.4	3	10	600	1.1	0.045	0.003	<0.00006	0.0017	
〃	8	A 生物A	○ ○	親鼻橋	8.3	0.7	2.1	3	11	3400	1.1	0.052	0.001	<0.00006	0.0012	
〃	9	AA 生物A	○ ○	中津川合流点前	7.9	0.5	1.5	4	11	36	0.47	0.014	0.001	<0.00006	<0.0006	
芝川	10	D 生物B	○ ○	八丁橋	7.6	3.0	5.5	15	7.3	990	4.2	0.25	0.017	0.00006	0.015	
〃	11	D 生物B		境橋	7.5	1.3	3.4	6	7.6	690	3.1	0.16	0.038	0.00008	0.014	
新芝川	12	D 生物B	○ ○	山王橋	7.3	2.2	5.1	19	6.0	910	5.1	0.29	0.014	<0.00006	0.0041	
藤右衛門川	13			論處橋	7.6	2.5	4.0	4	7.5	2800	4.5	0.20	0.011	<0.00006	0.017	
〃	14			柳橋	7.8	1.4	2.6	5	8.1	3900	3.7	0.051	0.011	0.00007	0.021	
菖蒲川	15			荒川合流点前	7.2	3.4	6.0	13	5.8	42000	6.5	0.31	0.019	0.00009	0.0024	
笹目川	16			笹目樋管	7.3	2.5	5.8	9	5.3	5100	4.2	0.23	0.014	0.00007	0.0073	
〃	17			市立浦和南高校脇	7.6	2.7	6.1	10	7.0	5300	2.5	0.27	0.016	0.00006	0.013	
鴨川	18	C 生物B	○ ○	中土手橋	7.6	3.2	5.0	13	7.9	460	3.0	0.19	0.015	0.00006	0.0086	
〃	19	C 生物B		加茂川橋	7.6	3.1	5.0	12	7.6	860	4.3	0.28	0.033	0.00014	0.022	
入間川	20	A 生物B	○ ○	入間大橋	7.6	1.9	3.6	6	9.0	550	3.5	0.15	0.007	<0.00006	0.0015	
〃	21	A 生物B	○ ○	落合橋	7.7	1.2	2.7	5	9.6	1400	2.9	0.069	0.006	<0.00006	<0.0006	
〃	22	A 生物B		初雁橋	8.4	1.0	3.1	3	11	110	3.1	0.085	0.006	<0.00006	0.0011	
〃	23	A 生物B		富士見橋	7.8	1.5	3.1	6	9.9	1000	4.6	0.12	0.009	<0.00006	0.0009	
〃	24	A 生物B		豊水橋	7.8	1.6	3.2	5	9.7	1200	3.9	0.14	0.008	<0.00006	0.0012	
〃	25	A 生物A	○ ○	給食センター前	8.2	0.9	1.7	1	11	94	0.95	0.036	0.002	<0.00006	0.0006	
越辺川	26	B 生物B	○ ○	落合橋	7.6	2.7	3.9	6	7.9	430	4.0	0.21	0.009	<0.00006	0.0011	
〃	27	A 生物B	○ ○	今川橋	7.9	0.9	2.7	3	10	180	3.3	0.32	0.005	<0.00006	0.0006	
〃	28	A 生物A	○ ○	山吹橋	8.1	0.8	2.5	3	9.9	250	1.4	0.061	0.002	0.00007	0.0028	
都幾川	29	A 生物B	○ ○	東松山橋	7.9	1.0	2.1	2	10	160	1.3	0.031	0.002	<0.00006	0.0008	

河川名	地点番号	環境基準類型	基準点		地點名	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ノニル フェノール (mg/L)	LAS (mg/L)
			一般	生物												
都幾川	30	A	生物A		○ 川北橋	8.0	0.8	2.4	2	11	190	1.2	0.041	0.001	<0.00006	0.0013
槐川	31	B	生物B	○ ○	兜川合流点前	8.3	0.9	2.5	3	11	320	1.7	0.053	0.002	<0.00006	0.0024
〃	32	B	生物A		○ 大内沢川合流点前	8.2	0.6	2.3	2	11	220	1.0	0.026	0.001	<0.00006	0.0007
高麗川	33	A	生物B	○ ○	高麗川大橋	7.6	0.6	1.6	2	9.0	130	2.1	0.027	0.002	<0.00006	0.0006
〃	34	A	生物A		○ 天神橋	8.1	0.9	1.6	1	10	120	1.0	0.034	0.001	0.0007	0.0006
小畔川	35	B	生物B	○ ○	とげ橋	7.9	1.8	4.5	6	9.6	590	4.5	0.27	0.011	<0.00006	0.0011
霞川	36	B	生物B	○ ○	大和橋	8.2	1.2	3.0	3	10	610	4.6	0.11	0.008	<0.00006	0.0026
成木川	37	A	生物A	○ ○	成木大橋	8.1	0.7	2.1	1	10	200	1.4	0.036	0.001	<0.00006	0.0006
市野川	38	C	生物B	○ ○	徒歩橋	7.9	3.4	6.3	14	9.7	390	3.8	0.33	0.016	<0.00006	0.0022
〃	39	B	生物B	○ ○	天神橋	8.7	2.1	5.7	6	13	240	2.4	0.55	0.020	<0.00006	0.0036
滑川	40				八幡橋	8.3	4.2	7.2	11	11	3300	3.5	0.37	0.008	0.0007	0.0066
和田吉野川	41	B	生物B	○ ○	吉見橋	7.6	2.6	4.6	25	8.9	350	2.7	0.23	0.014	<0.00006	0.0033
赤平川	42	AA	生物A	○ ○	赤平橋	8.4	0.5	1.9	3	11	340	1.3	0.044	0.001	<0.00006	0.0008
横瀬川	43	A	生物A	○ ○	原谷橋	8.5	0.8	2.6	2	11	610	1.8	0.064	0.002	<0.00006	0.0027
中津川	44				落合橋	8.2	0.6	2.0	1	11	26	0.67	0.009	0.002	<0.00006	<0.0006
中川	45	C	生物B		潮止橋	7.5	3.6	7.1	23	8.4	—	3.6	0.27	0.016	—	—
〃	46	C	生物B	○ ○	八条橋	7.5	2.9	6.1	19	8.3	—	3.0	0.23	0.011	<0.00006	0.0024
〃	47	C	生物B		弥生橋	7.5	2.8	6.6	26	8.0	—	2.5	0.24	0.013	—	—
〃	48	C	生物B	○ ○	豊橋	7.6	3.2	6.7	26	8.4	460	2.4	0.17	0.010	0.0007	0.0066
〃	49	C	生物B		松富橋	7.5	2.7	6.2	21	7.8	180	2.3	0.15	0.010	<0.00006	0.0050
〃	50	C	生物B		行幸橋	7.7	3.1	6.0	19	8.7	510	2.7	0.15	0.011	<0.00006	0.0039
〃	51	C	生物B		道橋	7.6	3.0	6.6	23	8.8	250	2.9	0.24	0.014	0.0006	0.0037
綾瀬川	52	C	生物B	○ ○	内匠橋	7.5	2.9	7.0	18	6.7	—	3.2	0.24	0.026	0.0006	0.0011
〃	53	C	生物B		手代橋	7.5	3.4	7.7	21	6.4	—	3.0	0.25	0.049	—	—
〃	54	C	生物B		槐戸橋	7.5	3.3	6.7	22	7.2	—	3.0	0.24	0.024	—	—
〃	55	C	生物B	○ ○	啜橋	7.6	2.5	5.2	16	8.0	980	3.1	0.19	0.013	0.0006	0.014
伝右川	56				伝右橋	7.6	1.8	5.5	7	6.2	160	2.7	0.24	0.029	—	—
古綾瀬川	57	D	生物B	○ ○	綾瀬川合流点前	7.6	2.6	9.3	12	6.3	160	3.0	0.21	0.078	0.0008	0.0051
毛長川	58				水神橋	7.7	2.1	5.8	16	6.8	260	3.1	0.22	0.025	—	—
大場川	59	C	生物B	○ ○	葛三橋	7.5	3.7	7.2	14	7.4	380	3.4	0.20	0.018	0.0007	0.0067
元荒川	60	C	生物B	○ ○	中島橋	7.7	2.4	4.7	9	9.0	220	3.5	0.27	0.027	<0.00006	0.0040

河川名	地点番号	環境基準類型	基準点		地 点 名	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ノニル フェノール (mg/L)	LAS (mg/L)
			一般	生物												
元荒川	61	C	生物B		八幡橋	7.3	3.0	6.2	21	8.2	970	4.2	0.43	0.015	<0.00006	0.0024
〃	62	C	生物B		渋井橋	7.5	2.5	4.6	11	7.8	880	2.1	0.15	0.008	<0.00006	0.0063
忍川	63				前屋敷橋	7.5	2.0	4.3	13	8.0	850	1.9	0.14	0.009	<0.00006	0.0066
新方川	64	C	生物B	○ ○	昭和橋	7.7	3.2	6.0	14	8.4	470	3.0	0.26	0.011	<0.00006	0.0056
大落吉利根川	65	C	生物B	○ ○	ふれあい橋	7.7	2.6	5.3	10	9.8	290	3.1	0.17	0.009	<0.00006	0.0037
〃	66	C	生物B		小渕瀬橋	7.3	2.6	5.6	10	7.1	580	3.7	0.26	0.010	<0.00006	0.0047
〃	67	C	生物B		杉戸古川橋	7.6	4.7	6.6	21	8.5	1200	4.3	0.25	0.019	<0.00006	0.0021
新河岸川	68	C	生物B	○ ○	笹目橋	7.2	2.4	5.4	8	7.6	1700	6.3	0.42	0.022	0.00009	0.0021
〃	69	C	生物B	○ ○	いろは橋	7.1	1.3	3.5	10	7.4	1300	6.2	0.12	0.011	0.00006	0.0037
〃	70	C	生物B		旭橋	7.1	0.6	2.2	4	8.0	1200	7.5	0.065	0.006	<0.00006	0.0016
白子川	71	C	生物B	○ ○	三園橋	7.3	2.5	4.7	4	7.7	8900	6.1	0.26	0.017	0.00006	0.0042
黒目川	72	C	生物B	○ ○	東橋	7.7	1.7	2.8	11	11	1900	4.6	0.033	0.015	0.00006	0.0039
〃	73	C	生物B		栗原橋	7.4	1.1	2.6	4	10	3800	4.2	0.023	0.005	<0.00006	0.0009
柳瀬川	74	C	生物B	○ ○	栄橋	7.5	2.1	6.3	7	9.7	2400	5.5	0.36	0.028	0.00006	0.0024
〃	75	C	生物B		二柳橋	8.0	1.2	3.4	4	11	1500	2.2	0.054	0.004	<0.00006	0.0015
東川	76				中橋	7.8	2.1	5.6	5	9.5	9000	4.3	0.12	0.048	<0.00006	0.0021
不老川	77	C	生物B	○ ○	不老橋	8.0	2.3	4.9	2	10	53000	7.7	0.18	0.010	<0.00006	0.0062
〃	78	C	生物B		入曾橋	7.3	3.2	6.0	5	8.3	—	8.9	0.18	0.029	<0.00006	0.0099
利根川	79	A	生物B	○ ○	栗橋	7.6	1.5	3.3	12	9.1	110	2.2	0.12	0.008	<0.00006	0.0006
〃	80	A	生物B	○ ○	利根大堰	7.6	1.1	2.8	8	9.6	140	2.0	0.10	0.007	<0.00006	<0.0006
〃	81	A	生物B		刀水橋	7.6	1.3	2.9	10	10	140	2.0	0.10	0.014	—	—
〃	82	A	生物B		上武大橋	7.7	1.2	2.8	9	10	140	1.6	0.075	0.007	—	—
〃	83	A	生物B	○ ○	坂東大橋	7.6	1.2	2.8	9	10	170	1.7	0.081	0.007	<0.00006	<0.0006
江戸川	84	A	生物B	○ ○	流山橋	7.6	1.3	3.3	18	9.3	1400	2.1	0.12	0.006	<0.00006	0.0008
〃	85	A	生物B		野田橋	7.6	1.2	2.7	15	9.2	63	2.0	0.10	0.005	—	—
〃	86	A	生物B		関宿橋	7.6	1.1	2.3	12	9.4	75	2.0	0.10	0.005	—	—
福川	87	B	生物B	○ ○	昭和橋	7.5	3.0	4.3	9	7.5	5100	3.7	0.28	0.011	<0.00006	0.0038
小山川	88	B	生物B	○ ○	新明橋	8.0	2.2	5.5	14	10	440	4.5	0.30	0.012	0.00007	0.0030
〃	89	A	生物B	○ ○	一の橋	8.1	2.0	5.1	10	10	580	3.2	0.17	0.006	<0.00006	0.0013
〃	90	A	生物A	○ ○	新元田橋	8.0	0.6	2.9	3	9.9	530	1.5	0.034	0.001	0.00007	<0.0006
唐沢川	91	B	生物B	○ ○	森下橋	8.2	2.4	5.3	18	11	430	3.8	0.24	0.010	<0.00006	0.0049

河川名	地点番号	環境基準類型	基準点		地點名	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ノニル フェノール (mg/L)	LAS (mg/L)
			一般	生物												
元小山川	92	B	生物B	○ ○	新泉橋	7.5	2.1	5.1	14	8.6	2200	7.3	0.41	0.033	0.00007	0.018
神流川	93	A	生物A	○ ○	神流川橋	8.8	0.9	2.0	4	12	27	0.96	0.022	0.001	<0.00006	<0.0006
〃	94	A	生物A	○ ○	藤武橋	8.4	0.9	2.0	4	11	58	1.1	0.026	0.002	<0.00006	<0.0006
平均						7.7	2.0	4.3	9.6	9.0	2200	3.2	0.17	0.013	0.00007	0.0044

## イ 湖沼

水域名	地点番号	環境基準類型		基準点		地点名	pH	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ノニル フェノール (mg/L)	LAS (mg/L)	底層DO (mg/L)
				一般	生物												
下久保ダム貯水池	L1	湖沼AⅢ	湖沼生物A	○ ○	湖心	7.9	2.1	2	7.3	7.8	0.98	0.011	0.001	<0.00006	0.0009	3.4	
二瀬ダム貯水池	L2	湖沼AⅢ	湖沼生物A	○ ○	湖心	7.6	1.7	8	8.7	8.2	0.44	0.014	0.002	<0.00006	0.0006	7.3	
荒川貯水池	L3	湖沼AⅢ		○	湖心	8.2	4.9	4	8.6	7.5	0.76	0.024	—	—	—	5.2	
平均						7.9	2.9	4.7	8.2	7.8	0.73	0.016	0.002	<0.00006	0.0008	5.3	

(4) PFOS及びPFOA\*の地点別水質測定結果（令和6年度）

河川名	地点番号	地 点 名	PFOS+PFOA (ng/L)
荒 川	3	治 水 橋	3.9
〃	8	親 鼻 橋	1.6
〃	9	中津川合流点前	0.3
芝 川	10	八 丁 橋	28
〃	11	境 橋	20
新 芝 川	12	山 王 橋	17
藤右衛門川	14	柳 橋	150
笹 目 川	17	市立浦和南高校脇	21
鴨 川	18	中 土 手 橋	15
〃	19	加 茂 川 橋	29
入 間 川	22	初 雁 橋	10
〃	25	給食センター前	0.5
越 迂 川	27	今 川 橋	3.7
〃	28	山 吹 橋	1.8
都 幾 川	30	川 北 橋	1.0
櫻 川	31	兜川合流点前	3.4
〃	32	大内沢川合流点前	4.9
高 麗 川	34	天 神 橋	0.5
霞 川	36	大 和 橋	28
成 木 川	37	成 木 大 橋	2.3
市 野 川	38	徒 步 橋	8.6
〃	39	天 神 橋	7.6
和 田 吉 野 川	41	吉 見 橋	5.1
赤 平 川	42	赤 平 橋	1.2
横 瀬 川	43	原 谷 橋	2.0

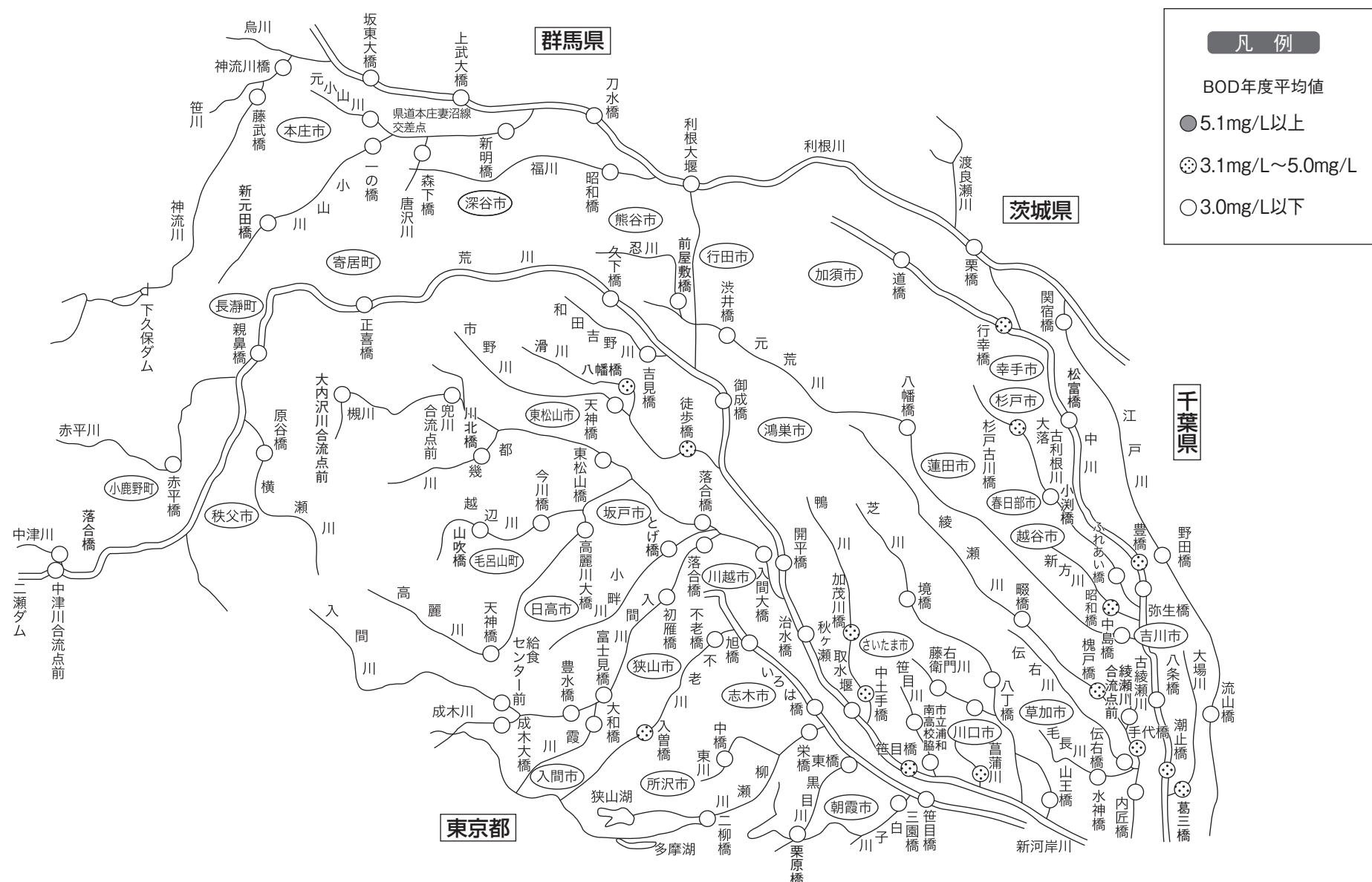
(PFOS+PFOAの指針値(暫定)\*<sup>35</sup> 50ng/L以下)

河川名	地点番号	地 点 名	PFOS+PFOA (ng/L)
中 川	48	豊 橋	6.9
〃	49	松 富 橋	9.2
綾瀬川	55	綾瀬川合流点前	10
古綾瀬川	57	綾瀬川合流点前	11
大 場 川	59	葛 三 橋	18
元 荒 川	60	中 島 橋	8.7
新 方 川	64	昭 和 橋	11
大落吉利根川	65	ふ れ あ い 橋	7.1
〃	66	小 渕 橋	6.3
新 河 岸 川	68	笹 目 橋	10
〃	69	い ろ は 橋	24
〃	70	旭 橋	25
白 子 川	71	三 園 橋	21
黒 目 川	72	東 橋	16
柳 瀬 川	74	栄 橋	13
〃	75	二 柳 橋	10
東 川	76	中 橋	7.3
不 老 川	77	不 老 橋	55
江 戸 川	84	流 山 橋	4.8
福 川	87	昭 和 橋	9.1
小 山 川	88	新 明 橋	8.9
〃	89	一 の 橋	6.4
〃	90	新 元 田 橋	1.9
唐 泽 川	91	森 下 橋	6.1
元 小 山 川	92	新 泉 橋	32

\*35 令和2年5月に指針値(暫定)として50ng/L以下が設定され、令和7年6月に指針値に改正されている。

※ 同一地点において複数回測定を行っている場合は、年間平均値とする。

## (5) 河川水質状況（令和6年度）



## (6) BODの値からみた主要河川の地点別汚濁状況

## ア BOD年度平均値の低い10地点

順位	河川名	地点名	BOD年度平均値 (mg/L)		
			令和6年度	令和5年度	令和4年度
1	荒 川	中津川合流点前	0.5	① 0.6	① 0.5
	赤平川	赤平橋	0.5	① 0.6	⑥ 0.6
3	槐 川	大内沢川合流点前	0.6	⑨ 0.7	① 0.5
	高麗川	高麗川大橋	0.6	① 0.6	⑥ 0.6
	中津川	落合橋	0.6	① 0.6	⑥ 0.6
	新河岸川	旭橋	0.6	㉙ 1.1	㉙ 0.8
	小山川	新元田橋	0.6	① 0.6	⑥ 0.6
8	荒 川	親鼻橋	0.7	⑯ 0.9	⑬ 0.7
	成木川	成木大橋	0.7	① 0.6	⑥ 0.6
10	越辺川	山吹橋	0.8	⑨ 0.7	⑥ 0.6
	都幾川	川北橋	0.8	⑨ 0.7	⑥ 0.6
	横瀬川	原谷橋	0.8	⑯ 0.9	㉙ 0.8

※ 丸数字は各年度の順位（水質の良い順）

## イ BOD年度平均値の高い10地点

順位	河川名	地点名	BOD年度平均値 (mg/L)		
			令和6年度	令和5年度	令和4年度
1	大落古利根川	杉戸古川橋	4.7	⑥ 3.4	⑭ 2.8
2	荒 川	笛目橋	4.3	② 3.6	⑨ 3.0
3	滑 川	八幡橋	4.2	① 4.8	② 4.4
4	大 場 川	葛三橋	3.7	② 3.6	⑤ 3.3
5	中 川	潮止橋	3.6	⑧ 3.3	⑨ 3.0
6	菖蒲川	荒川合流点前	3.4	㉚ 2.9	㉔ 2.3
	市野川	徒步橋	3.4	⑯ 3.1	⑤ 3.3
	綾瀬川	手代橋	3.4	⑩ 3.2	⑫ 2.9
9	綾瀬川	槐戸橋	3.3	⑥ 3.4	⑯ 2.6
10	鴨 川	中土手橋	3.2	㉔ 2.5	① 5.0
	中 川	豊橋	3.2	㉖ 3.0	㉔ 2.5
	新方川	昭和橋	3.2	㉘ 2.6	⑧ 3.1
	不老川	入曾橋	3.2	㉘ 2.6	⑨ 3.0

※ 丸数字は各年度の順位（水質の悪い順）

## (7) 湖沼水質調査結果（令和6年度）

## 【夏季】

湖沼名	採取年月日	採取時刻	天候	気温(°C)	水温(°C)	全水深(m)	透明度(m)	色相	濁り	pH	DO(mg/L)
玉淀湖	R6.8.13	11:00	晴れ	34.2	28.3	18.66	1.29	淡緑色透	無し	9.2	11
円良田湖	R6.8.13	10:00	晴れ	28.0	30.6	12.25	1.54	淡灰黄色透	無し	8.8	9.7
間瀬湖	R6.8.13	12:00	晴れ	33.8	31.0	14.41	1.98	淡灰色透	無し	8.9	8.9
鎌北湖	R6.8.27	9:30	晴れ	29.8	27.1	14.18	1.46	淡灰色濁	有り	9.4	12
宮沢湖	R6.8.27	8:15	晴れ	27.8	28.2	11.30	0.45	淡黄緑色濁	有り	9.9	13
柴山沼	R6.8.27	11:20	晴れ	30.6	29.7	4.18	2.00	淡灰色透	無し	7.5	9.6
山ノ神沼	R6.8.27	12:10	曇り	30.3	29.2	1.28	0.40	中緑色濁	有り	9.4	11
湖沼名	COD(mg/L)	SS(mg/L)	導電率(mS/m)	全窒素(mg/L)	アンモニア性窒素(mg/L)	亜硝酸性窒素(mg/L)	硝酸性窒素(mg/L)	有機性窒素(mg/L)	全りん(mg/L)	りん酸性りん(mg/L)	クロロフィルa(μg/L)
玉淀湖	4.1	7	14	0.82	<0.1	<0.05	0.43	0.37	0.036	<0.01	46
円良田湖	6.3	3	17	0.40	<0.1	<0.05	<0.05	0.38	0.024	<0.01	4
間瀬湖	5.5	2	12	0.38	<0.1	<0.05	<0.05	0.38	0.017	<0.01	3
鎌北湖	4.7	4	11	1.4	<0.1	<0.05	1.2	0.19	0.029	<0.01	22
宮沢湖	15	21	12	1.0	<0.1	<0.05	<0.05	0.86	0.069	<0.01	140
柴山沼	9.3	4	22	0.69	<0.1	<0.05	0.28	0.39	0.044	0.01	44
山ノ神沼	17	37	22	1.7	<0.1	<0.05	<0.05	1.3	0.14	<0.01	180

※ 各湖沼とも表層水（水面下0.5m）を採取した。

## 【冬季】

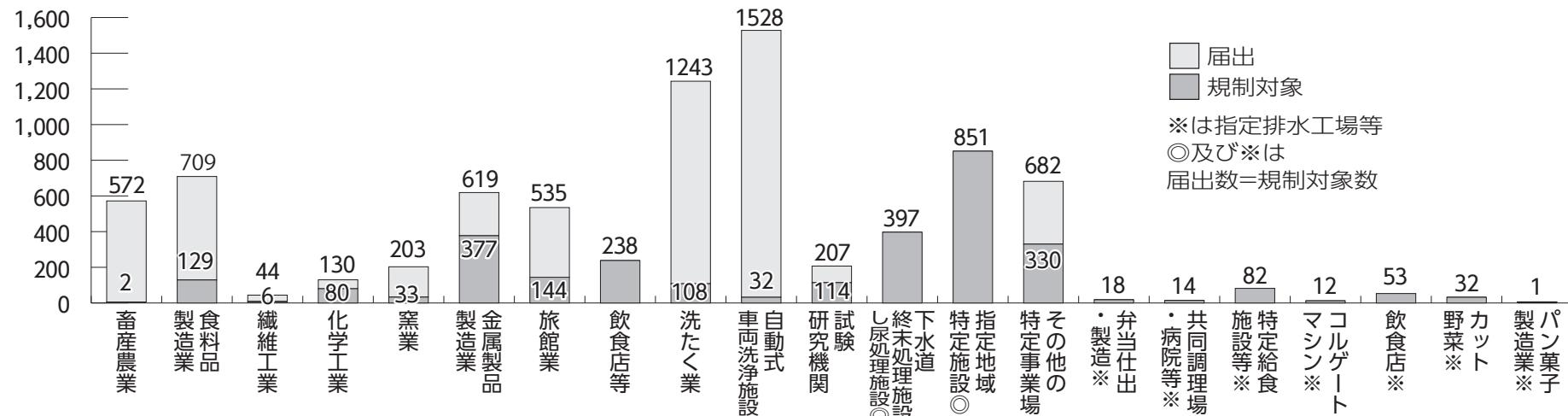
湖沼名	採取年月日	採取時刻	天候	気温(°C)	水温(°C)	全水深(m)	透明度(m)	色相	濁り	pH	DO(mg/L)
玉淀湖	R7.2.18	11:00	晴れ	6.2	6.8	17.95	4.06	無色透明	無し	7.9	11
円良田湖	R7.2.18	10:05	晴れ	5.5	6.2	12.48	2.24	淡灰黄色透	無し	7.8	11
間瀬湖	R7.2.18	12:10	晴れ	5.5	5.6	15.10	2.68	無色透明	無し	7.6	11
鎌北湖	R7.2.4	9:25	晴れ	7.8	4.8	18.20	3.00	無色透明	無し	7.6	11
宮沢湖	R7.2.4	8:30	晴れ	5.3	6.7	10.16	2.15	無色透明	無し	7.6	10
柴山沼	R7.2.4	11:40	晴れ	9.6	7.6	3.36	1.40	淡灰色濁	有り	8.0	12
山ノ神沼	R7.2.4	12:10	晴れ	8.2	8.0	0.98	0.40	濃黄緑色濁	有り	9.7	15
湖沼名	COD(mg/L)	SS(mg/L)	導電率(mS/m)	全窒素(mg/L)	アンモニア性窒素(mg/L)	亜硝酸性窒素(mg/L)	硝酸性窒素(mg/L)	有機性窒素(mg/L)	全りん(mg/L)	りん酸性りん(mg/L)	クロロフィルa(μg/L)
玉淀湖	2.4	<1	20	1.0	0.1	<0.05	0.77	0.11	0.035	0.02	<2
円良田湖	4.7	2	20	1.0	<0.1	<0.05	0.60	0.32	0.014	<0.01	14
間瀬湖	3.6	2	16	1.0	<0.1	<0.05	0.60	0.18	0.015	<0.01	15
鎌北湖	2.7	1	15	1.4	0.1	<0.05	1.0	0.28	0.015	<0.01	12
宮沢湖	4.1	2	16	0.83	0.3	<0.05	0.14	0.31	0.020	<0.01	7
柴山沼	5.5	8	28	1.4	<0.1	<0.05	0.74	0.69	0.042	<0.01	22
山ノ神沼	25	46	21	3.9	<0.1	<0.05	0.15	3.6	0.23	<0.01	240

※ 各湖沼とも表層水（水面下0.5m）を採取した。

## (8) 県全域 BOD発生負荷量総括表（令和4年度）

区分		基礎データ (フレーム)	排水量 (m³/日)	BOD負荷量 (kg/日)	構成比 (%)	前年度比 (kg/日)
生活系	下水処理場	5,904 千人	1,617,655	3,971	7.1	▲ 172
	合併処理浄化槽* (501人槽以上)	88 ヶ	29,919	206	0.4	49
	合併処理浄化槽 (201~500人槽)	19 ヶ	4,530	116	0.2	18
	合併処理浄化槽 (200人槽以下)	745 ヶ	208,552	11,172	19.9	▲ 84
	単独処理浄化槽 (501人槽以上)	0 ヶ	0	0	0.0	0
	単独処理浄化槽 (201~500人槽)	0.1 ヶ	9	0	0.0	▲ 0
	単独処理浄化槽 (200人槽以下)	525 ヶ	45,177	2,390	4.3	▲ 92
	し尿処理場	69 ヶ	3,969	17	0.0	4
	その他の	27 ヶ	0	0	0.0	0
	雑排水	621 ヶ	120,420	22,967	40.9	▲ 824
小計		7,376 ヶ	2,030,231	40,840	72.8	▲ 1,101
産業系	下水処理場	27 件	164,713	386	0.7	▲ 41
	規制対象事業場	1,918 ヶ	228,628	1,938	3.5	71
	その他の事業場	10,796 ヶ	63,091	5,343	9.5	▲ 3
	小計	12,741 ヶ	456,432	7,667	13.7	28
畜産系	下水処理場	27 件	0	0	0.0	0
	規制対象畜舎	5 百頭	261	2	0.0	▲ 7
	その他の畜舎	牛	251 ヶ	2,261	1,608	2.9
		豚	836 ヶ	1,129	1,672	3.0
		馬	17 ヶ	149	106	0.2
	小計	1,109 ヶ	3,800	3,388	6.0	▲ 44
その他系	下水処理場	27 件	284,858	632	1.1	▲ 86
	山林	119,229 ha	—	1,004	1.8	▲ 5
	水田	32,514 ヶ	—	286	0.5	0
	その他 (畑・果樹園を含む)	228,036 ヶ	—	2,280	4.1	6
	小計	379,779 ヶ	284,858	4,202	7.5	▲ 85
合計		—	2,775,321	56,097	100	▲ 1,202

## (9) 特定事業場・指定排水工場等の業種内容（令和6年度・政令市等を含む）



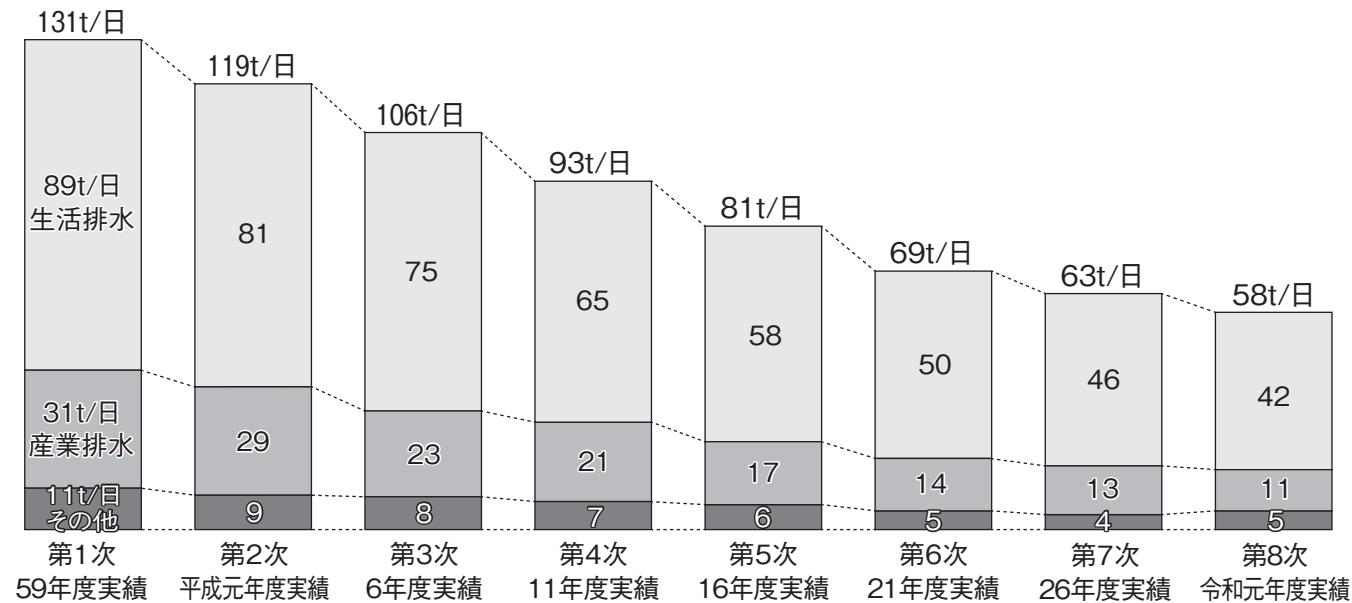
## (10) 埼玉県における総量規制\*

## ①指定地域（太線枠内）（令和7年4月1日現在）

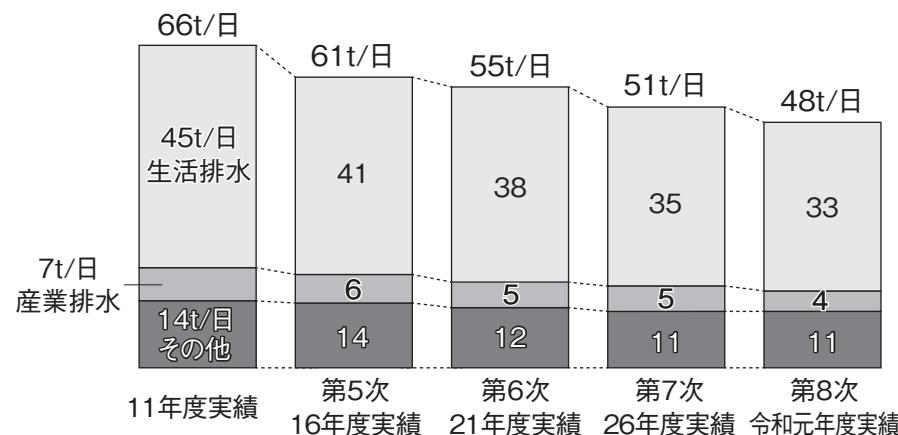
全域が指定地域となる市町村	(52)
一部が指定地域となる市町	(8)
(熊谷市、行田市、秩父市、加須市、深谷市、皆野町、美里町、寄居町)	
全部が指定地域から除外される市町	(3)
(本庄市、神川町、上里町)	



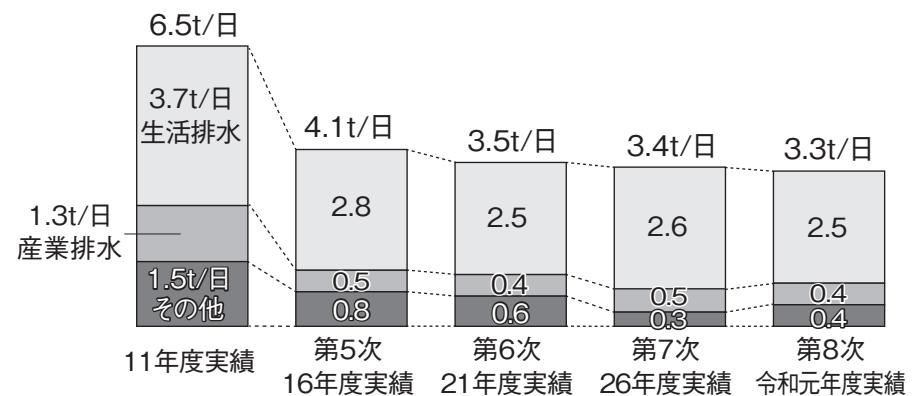
## ②化学的酸素要求量



## ③窒素含有量



## ④りん含有量



## (11) 排水基準超過に対する行政措置状況（令和6年度）

	立入検査件数	排水検査件数	排水基準超過件数	行政措置			
				一時停止命令	改善命令	改善勧告	注意
県	1,319	325	28 (8.6%)	0	1 (0.3%)	0	26 (8.0%)
政令市等	958	895	148 (16.5%)	0	0	1 (0.1%)	147 (16.4%)
合 計	2,277	1,220	176 (14.4%)	0	1 (0.1%)	1 (0.1%)	173 (14.2%)

※ ( ) 内は排水検査件数に対する同欄件数の割合

※ 令和6年度の排水基準超過に対する行政措置を令和6年度及び令和7年度に行ったため、排水基準超過件数とその右欄の合計数は一致しない

## (12) 生活排水対策重点地域\*の指定状況（令和7年4月1日現在）

流 域 名	関連流域市町村	生活排水対策重点地域指定年月日	生活排水対策推進計画策定年月	生活排水対策推進協議会設置年月
不老川流域	川越市、所沢市、狭山市、入間市	平成3年8月9日	第1次 平成4年3月 第2次 平成19年3月 第3次 平成29年3月	平成5年4月
元小山川流域	本庄市、上里町	平成4年7月6日	平成5年3月	平成5年10月
中川上流域	加須市、羽生市、久喜市	平成6年3月10日	平成7年3月	平成8年3月
赤平川流域	秩父市、小鹿野町	平成12年9月6日	平成14年3月	平成14年11月
荒川上流域	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町	平成14年2月18日	平成15年3月	平成15年11月
櫻川・都幾川上流域	嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村	平成14年12月19日	平成16年3月	平成17年2月

## (13) 処理槽\*設置基数及び処理槽整備事業の推移

	処理槽設置基数			処理槽整備事業(県費補助)		
	総設置基数(基)	うち合併処理処理槽(基)	合併処理処理槽の割合(%)	市町村数	補助基数(基)	補助額(千円)
27年度	508,794	223,200	43.9	46*36	1,170	419,063
28年度	501,876	228,976	45.6	49*36	1,151	392,936
29年度	501,636	233,739	46.6	49*36	1,099	373,989
30年度	481,088	233,124	48.5	49*36	1,053	357,232
令和元年度	476,727	237,206	49.8	48*36	1,021	262,362
令和2年度	470,907	239,161	50.8	49*36	876	226,295
令和3年度	468,912	242,745	51.8	47*36	806	186,233
令和4年度	473,506	247,375	52.2	49*36	726	168,529
令和5年度	473,776	251,255	53.0	47*36	597	138,037
令和6年度	474,593	254,469	53.6	50*36	420	98,146

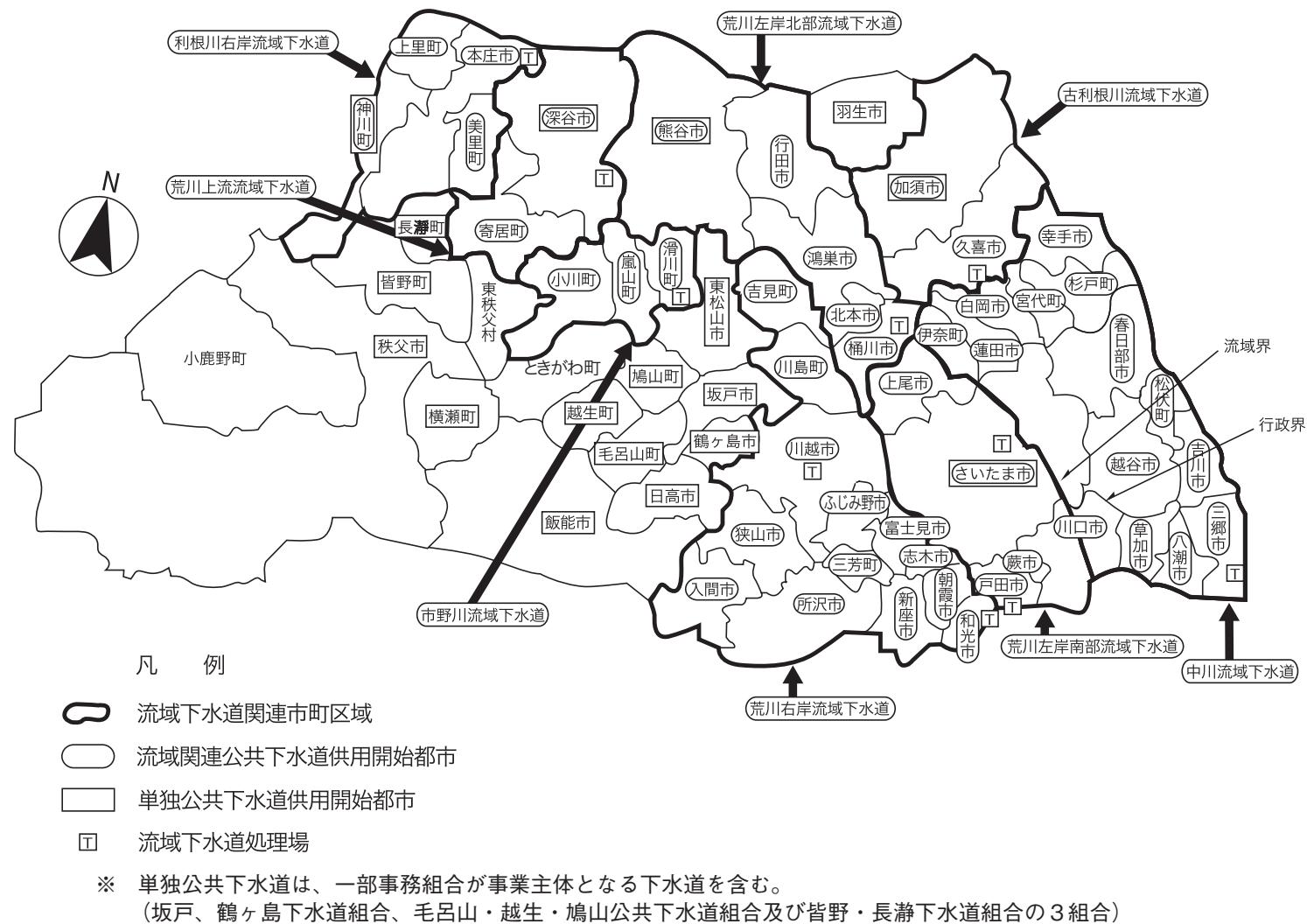
\*36 背野・長瀬下水道組合含む

## (14) 下水道普及状況

		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
整備 状況	処理人口(万人)	511	518	526	533	542	548	553	567	573	579
	処理面積(km <sup>2</sup> )	599	608	622	633	644	654	665	673	679	688
処理人口普及率(%)	72.9	73.5	74.5	75.2	76.1	76.7	77.4	77.9	78.6	79.2	
処理面積整備率(%)	15.8	16.0	16.4	16.7	16.9	17.2	17.5	17.7	17.9	18.1	

		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
整備 状況	処理人口(万人)	584	590	595	599	605	609	612	613	616	619
	処理面積(km <sup>2</sup> )	694	703	709	716	722	728	735	740	744	752
処理人口普及率(%)	79.7	80.3	80.8	81.2	81.9	82.4	82.9	83.2	83.6	84.0	
処理面積整備率(%)	18.3	18.5	18.7	18.9	19.0	19.2	19.3	19.5	19.6	19.8	

## (15) 埼玉県流域下水道\*・公共下水道\*計画現況（令和7年4月1日現在）

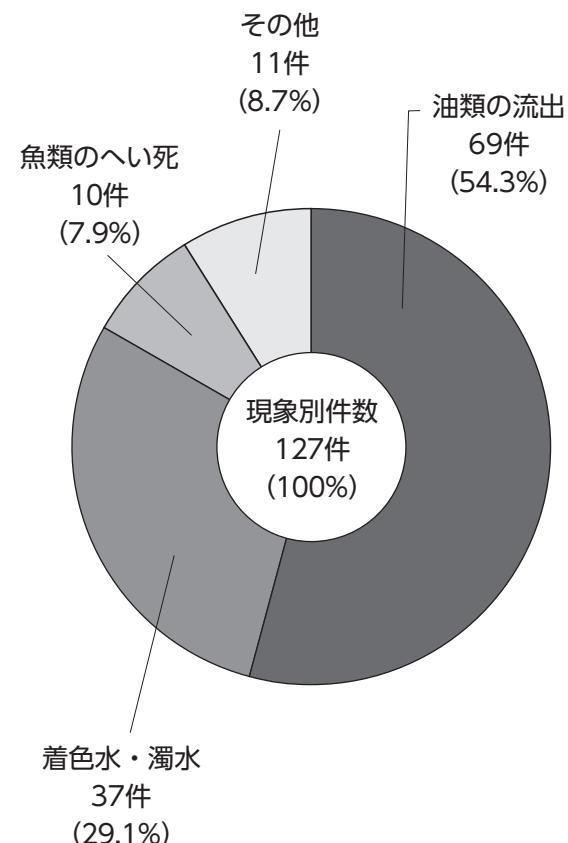


## (16) 流域下水道の計画と現況（令和7年3月31日現在）

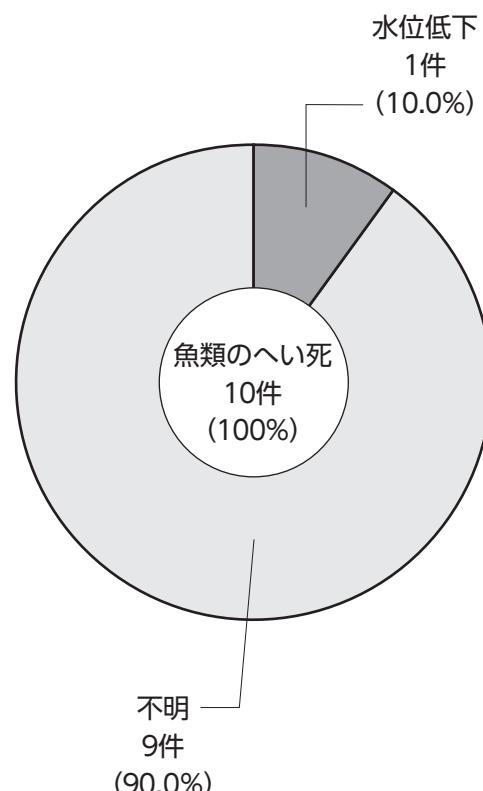
流域名	処理場	項目	事業着手年月日	処理開始年月日	全体計画		現況	
					処理能力 (m³/日)	処理区域内人口(人)	処理能力 (m³/日)	処理水量*37 (m³/日)
荒川左岸南部	荒川水循環センター		昭和42年3月27日	昭和47年10月1日	882,800 8系列	1,737,930	955,800 8系列	688,743
荒川左岸北部	元荒川水循環センター		昭和46年12月13日	昭和56年4月1日	233,100 5系列	434,300	166,200 3.5系列	143,482
荒川右岸	新河岸川水循環センター		昭和46年12月13日	昭和56年4月1日	789,900	1,574,090	697,900 5系列	540,447
	新河岸川上流水循環センター		—	平成18年4月1日			34,200 1系列	36,171
中川	中川水循環センター		昭和48年3月29日	昭和58年4月1日	765,000 14系列	1,454,000	613,200 9系列	433,896
吉利根川	吉利根川水循環センター		昭和52年9月17日	昭和58年4月1日	88,220 4系列	129,010	69,800 3系列	39,241
荒川上流	荒川上流水循環センター		昭和61年3月15日	平成4年4月1日	16,600 3系列	25,520	10,601 1.5系列	6,473
市野川	市野川水循環センター		平成元年10月3日	平成6年4月1日	22,800 4系列	42,200	17,600 3系列	12,939
利根川右岸	小山川水循環センター		平成17年3月14日	平成21年4月1日	41,400 3系列	60,549	30,000 2系列	15,069
計	—	—	—	—	2,839,820	5,457,599	2,595,301	1,916,459
								5,645,116

\*37 処理水量は令和6年度実績（日平均）であり、計欄は各流域処理水量（m³/日）の合計値である。

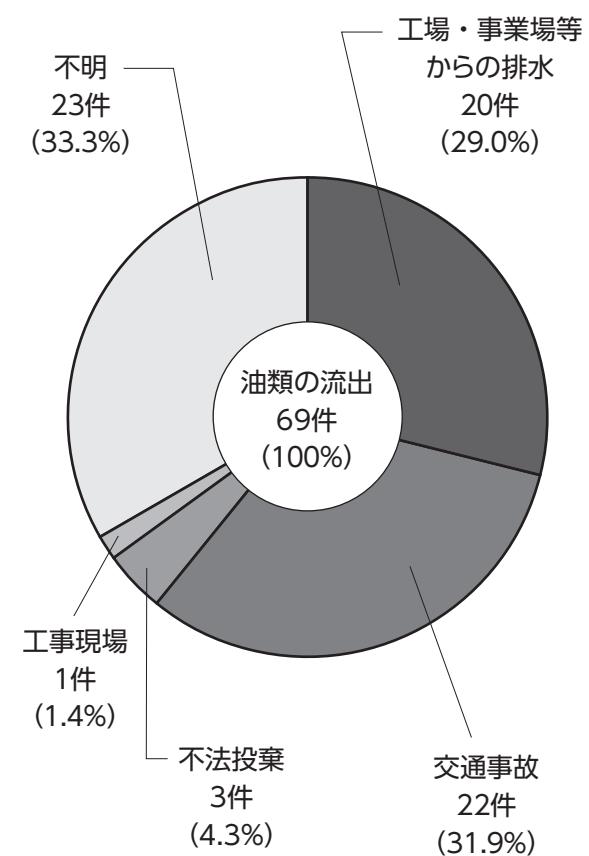
(17) 異常水質事故の現象別発生件数（令和6年度）



(18) 異常水質事故における魚類のへい死の発生原因内訳（令和6年度）



(19) 異常水質事故における油類の流出の発生原因内訳（令和6年度）



※ 端数処理により、合計が合わない場合がある。

## (20) 県内の雨水・再生水利用施設の設置年度別新規設置数

施設区分	設置年度	H25 まで	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	計
1. 雨水のみ利用	498	37	16	5	11	5	6	7	1	0	3	589	
2. 建物から発生した排水を自家処理し、再利用	42	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	43	
3. 複数の建物から発生した排水を一つの処理施設で浄化し、再利用	16	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	21	
4. 下水処理場で処理した下水再生水を利用	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	
計	574	39	16	7	13	5	6	7	1	0	3	671	

令和6年度全国水需給動態調査（国土交通省） (R6.3月末時点)

※ 2. 及び3. は雨水と再生水を併用している施設を含む

## (21) 県内の雨水・再生水利用施設の利用目的別件数

施設区分	利用目的	水洗トイレ	散水	冷却・ 冷房	洗車・ 洗浄・ 清掃	修景	消防	その他	施設数
1. 雨水のみ利用	306	319	14	81	16	25	38	799	
2. 建物から発生した排水を自家処理し、再利用	37	9	8	8	4	0	0	66	
3. 複数の建物から発生した排水を一つの処理施設で浄化し、再利用	21	0	0	1	0	0	0	22	
4. 下水処理場で処理した下水再生水を利用	2	1	14	17	2	0	4	40	
計	366	329	36	107	22	25	42	927	

令和6年度全国水需給動態調査（国土交通省） (R6.3月末時点)

※ 複数の用途に使用している施設が多く、雨水・再生水利用施設数と利用目的別件数の合計は一致しない。

## (22) 地域別地下水採取量

(単位：千m<sup>3</sup>/日)

	令和6年							
	水道用	建築物用	工業用	農業用	水産業	非常災害	その他	計
東部地域	45.8	3.4	7.5	0.1	0.0	0.2	2.2	59.2
中央部地域	116.5	4.4	18.7	7.5	0.0	0.5	6.2	153.8
西部地域	101.9	11.3	31.4	28.0	3.3	0.0	5.1	181.0
北東部地域	38.6	3.0	16.4	11.4	1.6	0.0	2.5	73.5
比企地域	24.1	0.7	2.6	0.1	0.0	0.0	0.7	28.2
北部地域	124.9	3.2	40.5	10.0	3.2	7.0	3.8	192.6
計	451.8	26.0	117.1	57.1	8.1	7.7	20.5	688.3
	65.6%	3.8%	17.0%	8.3%	1.2%	1.1%	3.0%	100.0%

※1 水道用採取量は、条例に基づく採取量報告を集計した。規制対象外の地域については、採取量の提供を受けて集計した。

※2 建築物用採取量は、条例又は建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく採取量報告を集計した。

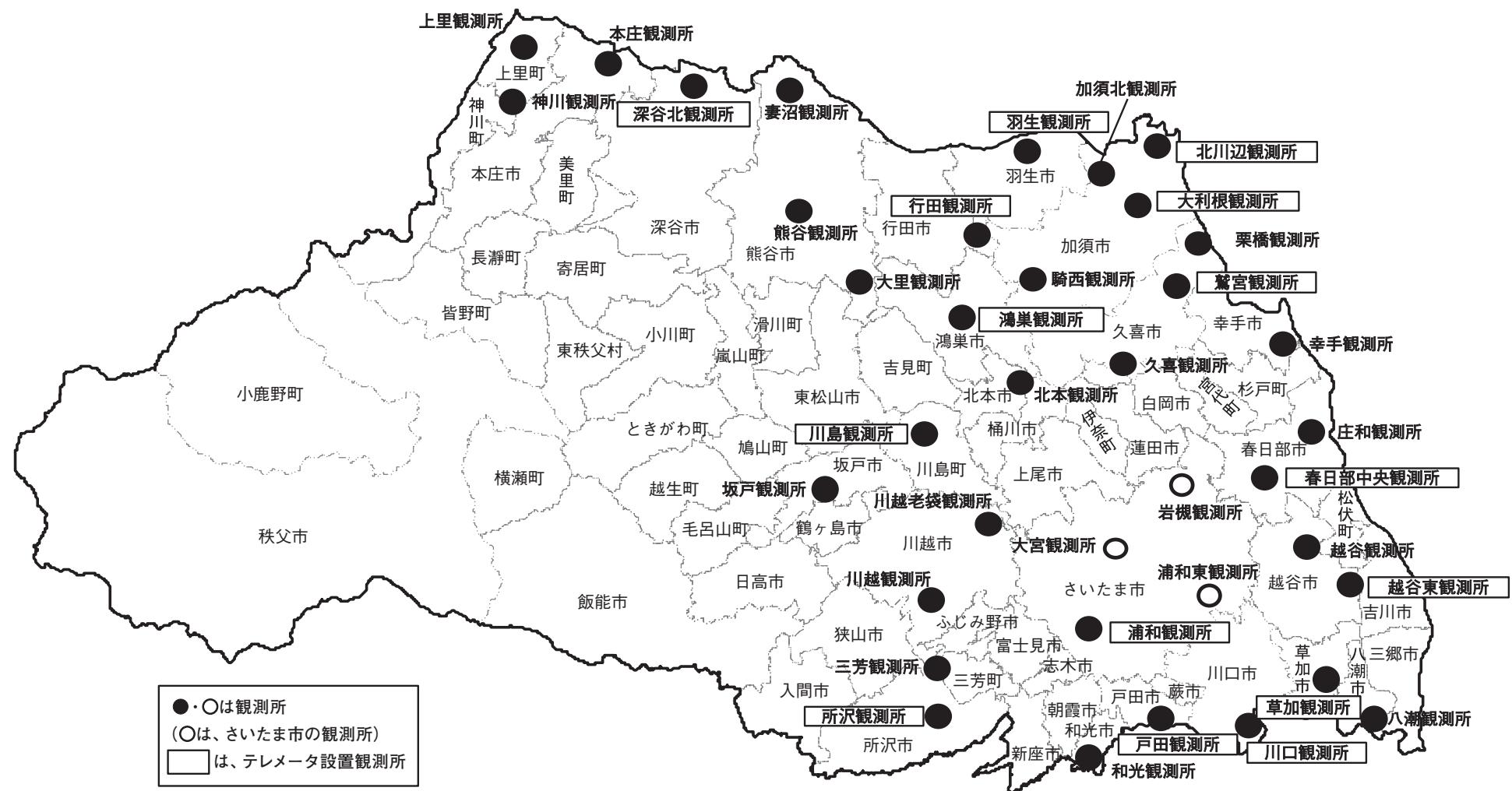
※3 工業用採取量は、条例又は工業用水法に基づく採取量報告を集計した。規制対象外地域については、経済構造実態値を用いた。

※4 農業用、水産業、非常災害、その他の用途の採取量は、条例に基づく採取量報告を集計した。

※5 さいたま市（さいたま市生活環境の保全に関する条例）、川口市、草加市、戸田市、八潮市については、各市による集計結果を用いた。

※6 四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

(23) 地盤沈下・地下水位観測所分布図（令和7年4月1日現在）

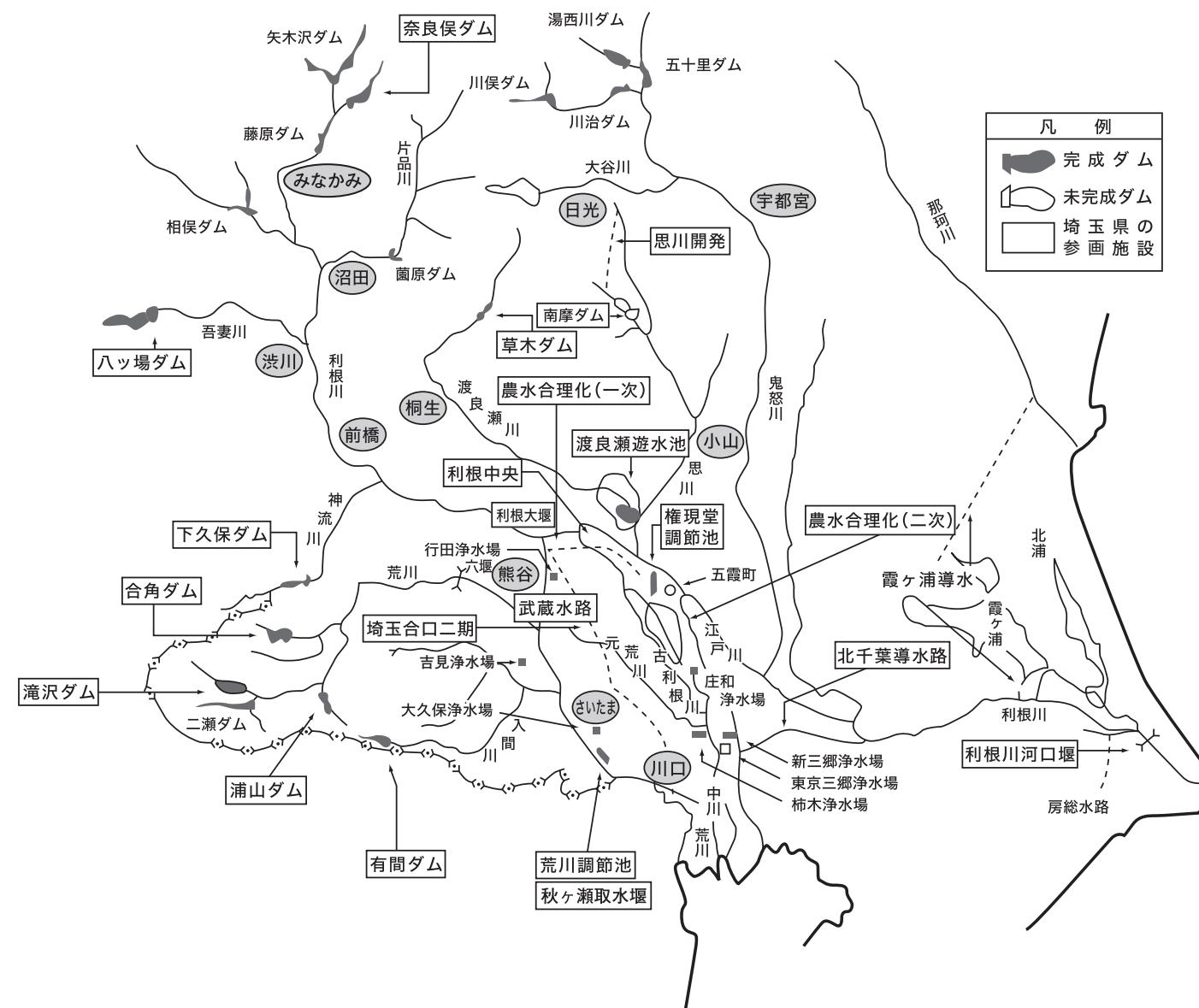


## (24) 年間最大沈下量 経年変化

年次	年間最大沈下量(cm)	観測市町村	年次	年間最大沈下量(cm)	観測市町村	年次	年間最大沈下量(cm)	観測市町村
昭和36年	18.7	川口市	昭和58年	5.2	久喜市(旧鷺宮町)	平成17年	1.8	久喜市(旧栗橋町)
37年	23.6		59年	6.0		18年	1.9	加須市(旧大利根町)
38年	20.8		60年	5.6		19年	2.7	
39年	18.8		61年	4.7		20年	1.1	
40年	18.5		62年	4.8		21年	1.6	所沢市
41年	15.6		63年	5.4		22年	2.4	加須市
42年	16.5		平成元年	4.6		23年	12.5 <sup>*38</sup>	
43年	16.0	戸田市	2年	4.4		24年	2.3	幸手市
44年	13.8	草加市	3年	4.2		25年	2.3	加須市
45年	20.9	朝霞市	4年	4.7	加須市(旧北川辺町)	26年	1.2	
46年	19.4	新座市	5年	3.2	久喜市(旧鷺宮町)	27年	1.0	川越市
47年	23.8	所沢市	6年	4.8		28年	1.8	加須市
48年	25.2		7年	4.4	越谷市	29年	1.2	
49年	27.2		8年	4.0	久喜市(旧栗橋町)	30年	1.6	久喜市
50年	14.7		9年	3.4	越谷市	令和元年	1.4	本庄市
51年	14.1		10年	2.4		2年	1.1	加須市
52年	9.8		11年	3.3		3年	1.1	日高市
53年	12.5	久喜市(旧鷺宮町)	12年	2.9	久喜市(旧鷺宮町)	4年	1.0	深谷市
54年	9.6	久喜市(旧鷺宮町・旧栗橋町)	13年	2.2		5年	2.1	さいたま市
55年	7.9	久喜市(旧鷺宮町)	14年	2.4	加須市(旧北川辺町)	6年	0.8	本庄市
56年	6.7		15年	2.5	所沢市			
57年	5.3	久喜市(旧栗橋町)	16年	4.7	越谷市			

\*38 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動による地盤沈下の影響が大きいため参考値とする。

(25) 利根川水系・荒川水系水資源開発施設現況図（令和7年4月1日現在）



## 第6節 騒音・振動・悪臭関係

(1) 騒音に係る環境基準（騒音の評価手法は、等価騒音レベル）

ア 一般地域の環境基準\*

地域の類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜間 〔午後10時から 翌日の午前6時まで〕
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住宅地 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

\* 工業専用地域については適用されない。

イ 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

\* 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

## ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区分	昼間	夜間
屋外	70デシベル以下	65デシベル以下
窓を閉めた屋内	45デシベル以下	40デシベル以下

※1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。

※2 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。

※3 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

## (2) 悪臭防止法に基づく規制内容

物質濃度規制地域	臭気指数規制*地域
22の特定悪臭物質の濃度による規制	臭気全体のにおいの強さによる規制

\*臭気指数とは、においを感じなくなるまで、においを無臭空気で希釈した時の希釈倍率（臭気濃度）を対数化して、10倍した数値。

## (3) 騒音規制法と振動規制法の対象工場等数

(R6.3現在)

区分	施設・作業の種類	工場等数
騒音規制法対象	金属加工機械	2,792
	空気圧縮機等	4,838
	土石用粉碎機等	268
	織機	301
	建設用資材製造機械	178
	穀物用製粉機	18
	木材加工機械	913
	抄紙機	47
	印刷機械	920
	合成樹脂用射出成形機	739
特定建設作業	鋳型造型機	59
	計	11,073
特定建設作業	くい打機等を使用する作業	111
	びょう打機を使用する作業	4
	さく岩機を使用する作業	1,280
	空気圧縮機を使用する作業	188
	コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
	バックホウを使用する作業	292
	トラクターショベルを使用する作業	5
	ブルドーザーを使用する作業	19
	計	1,900

区分	施設・作業の種類	工場等数
振動規制法対象	金属加工機械	2,591
	圧縮機	2,514
	土石用粉碎機等	179
	織機	246
	コンクリートブロックマシン等	15
	木材加工機械	48
	印刷機械	564
	ロール機	58
	合成樹脂用射出成形機	564
	鋳型造型機	43
	計	6,822
特定建設作業	くい打機等を使用する作業	95
	鋼球を使用して破壊する作業	0
	舗装版粉碎機を使用する作業	12
	ブレーカーを使用する作業	1,052
	計	1,159

(出典：環境省)

## (4) 自動車騒音に係る要請限度（騒音の評価手法は、等価騒音レベル）

## ア 区域の区分と要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

## (5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の概要

## 環境基準

地域の類型	基 準 値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

※ 地域の類型 I：主として住居の用に供される地域。

地域の類型 II：I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域。

## (6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定の概要

## 1 指定地域の範囲

東北新幹線・上越新幹線の軌道中心線から左右両側にそれぞれ300m以内の地域。ただし、戸田市、蕨市及びさいたま市(旧大宮市の区域を除く。)の区域では軌道中心線から左右両側にそれぞれ200m以内の地域とし、また、長大スパンけた橋りょうの各橋台からそれぞれ400mの区間では、軌道中心線から左右両側にそれぞれ400m以内の地域とする。

## 2 類型の当てはめ

類型 I 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域が定められていない地域

類型 II 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

## 3 指定から除外する地域及び類型を当てはめない地域

工業専用地域、河川区域、鉄道用地

## イ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度（特例）

昼 間	夜 間
75デシベル	70デシベル

## ウ 区域の類型

区域の類型	該当地域
a 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b 区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

## (7) 東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果（令和6年度）

新幹線名	測定区域 (測定年月日)	用途地域(類型)	騒音レベル*(デシベル)			振動レベル(デシベル)	
			25m	50m	100m		
東北新幹線	大宮駅以北	上尾(上り側) (R6.12.3)	第2種住居地域 (I)	75	73	—	55
		伊奈(上り側) (R6.12.4)	無指定 (I)	70	68	62	56
		白岡(下り側) (R6.12.25)	第1種住居地域 (I)	68	63	59	54
		久喜(下り側) (R6.12.25)	第1種住居地域 (I)	67	62	60	61
	大宮駅以南	戸田(下り側) (R6.12.3)	第1種住居地域 (I)	67	62	57	50
		戸田(上り側) (R6.12.3)	第1種住居地域 (I)	69	63	56	46
上越新幹線		上尾(下り側) (R6.12.3)	無指定 (I)	66	65	60	53
		鴻巣(下り側) (R6.6.4)	無指定 (I)	75	72	71	63
		行田(下り側) (R6.5.24)	第1種住居地域 (I)	75	66	57	62
		熊谷宮本(下り側) (R6.12.4)	商業地域 (II)	69	65	61	52
		熊谷三ヶ尻(下り側) (R6.10.17)	無指定 (I)	73	71	66	34
		本庄(下り側) (R6.10.24)	無指定 (I)	74	68	61	44

※1 測定結果欄の距離は、測定地点側の軌道中心からの距離である。

※2 測定結果欄の\_\_は、環境基準値を超えたことを示す。

## (8) 航空機騒音に係る環境基準の概要

○環境基準 (Lden\*) : 平成25年4月1日施行

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

※ I類型：専ら住居の用に供される区域。

II類型：I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある区域。

※ Lden（時間帯補正等価騒音レベル）とは、昼間（7:00～19:00）、夕（19:00～22:00）、夜間（22:00～翌日7:00）の時間帯別に重みを付けて求めた等価騒音レベルである。

## (9) 航空機騒音に係る環境基準の地域指定の概要

## ア 対象飛行場

入間飛行場、横田飛行場

## イ 指定地域の範囲

対象	範囲（滑走路中心線から）			
	東側	西側	南側	北側
入間飛行場	3km	2km	7km	10km
横田飛行場	3km	2km	都県境	17km

## ウ 地域の類型を当てはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

## エ 当てはめから除外する地域

工業専用地域、入間基地内

## (10) 航空機騒音発生状況の概要（令和6年度）

	番号	測定地	類型	※ Lden (デシベル)	騒音発生回数 (上段：総数、下段：1日平均)	有効測定日数 (日)
入間飛行場 南側	1	宮前小学校 (所沢市東狭山ヶ丘)	I	56	13,203 36	365
	2	所沢西高等学校 (所沢市北野新町)	I	53	6,579 18	365
	3	小手指小学校 (所沢市小手指元町)	I	50	4,999 14	365

	番号	測定地	類型	※ Lden (デシベル)	騒音発生回数 (上段：総数、下段：1日平均)	有効測定日数 (日)
入間飛行場北側	4	狭山緑陽高等学校 (狭山市広瀬東)	I	53	12,912 35	365
	5	綜研化学(株)駐車場 (狭山市柏原)	I	59	14,870 41	365
	6	老人福祉センター宝荘 (狭山市柏原)	I	51	7,717 21	365
横田飛行場北側	7	金子小学校 (入間市西三ツ木)	I	52	4,810 13	365
	8	飯能第一中学校 (飯能市双柳)	I	47	3,533 10	365

※ Lden欄の\_は、環境基準値を超えたことを示す。

#### (11) 悪臭防止法に基づく臭気指數規制の概要

##### ア 敷地境界線における規制基準

		基準値(臭気指數)		
		A区域	B区域	C区域
熊谷市、川口市、秩父市(一部)、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、吉見町、皆野町、長瀬町、杉戸町、松伏町	15	18	18	
本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町	15	21	18	
川越市	12	14	15	

※ A区域：B区域及びC区域を除く区域。

B区域：農業振興地域。

C区域：工業地域及び工業専用地域。

##### イ 気体排出口における規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出します。

## ウ 排出水中の規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出します。

換算式  $I_w = L + 16$

$I_w$  : (排出水の臭気指数)

L : (敷地境界線における規制基準)

※ 特定悪臭物質の濃度による規制については、「敷地境界線における規制基準」、「気体排出口における規制基準」、「排出水中における規制基準」により規制されている。

## (12) 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数の推移

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
騒 音	工 場 ・ 事 業 場	260	184	204	227
	建 設 作 業	381	309	415	346
	交 通	58	52	49	57
	隣	181	141	151	140
	そ の 他	292	309	306	278
	合 計	1,172	995	1,125	1,048
振 動	工 場 ・ 事 業 場	24	27	18	29
	建 設 作 業	119	141	157	118
	交 通	10	19	17	11
	そ の 他	20	27	21	17
	合 計	173	214	213	175
悪 臭	製 造 事 業 所	85	95	85	71
	家 庭 生 活	68	8	66	66
	商 店 ・ 飲 食 店	33	24	32	36
	そ の 他	352	332	295	309
	合 計	538	459	478	482

(出典：総務省)

## 第7節 自然環境関係

### (1) 森林の現況 (R4.3.31現在)

区分	国有林	民有林	計
面積 (ha)	12,321	106,901	119,223
蓄積(千m³)	2,800	33,043	35,843
人工林 (ha)	* <sup>39</sup> 2,245	57,060	* <sup>39</sup> 59,305
人工林率(%)	18	53	50

小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

\*39 森林・林業と統計 (R 6) と数字を突合。

### (3) 森林整備の実績

(単位 : ha)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
造林	77	48	61	99	104
下刈	127	134	121	186	166
除伐	12	32	122	46	61
枝打ち	22	11	44	42	25
間伐	986	925	650	715	538

### (2) 保安林の現状

県内には水源かん養保安林等9種類、48,151ha(実面積)が指定されており、これは全森林面積(119,223ha)の40.4%に相当する。

#### 保安林の種類別面積

(R7.3.31現在)

保安林の種類	面積 (ha)			割合 (%)	市町村
	国有林	民有林	計		
水源かん養保安林	11,861	26,224	38,085	79	秩父市、飯能市、小鹿野町ほか7
土砂流出防備保安林	* <sup>40</sup> 106	9,400	9,506	20	小鹿野町、飯能市、秩父市ほか12
土砂崩壊防備保安林	—	348	348	1	飯能市、秩父市、小鹿野町ほか10
防風保安林	—	46	46	0	深谷市、熊谷市、狭山市ほか8
干害防備保安林	—	* <sup>40</sup> 967	967	2	秩父市、飯能市、小川町ほか9
防火保安林	—	1	1	0	さいたま市
魚つき保安林	—	* <sup>40</sup> 35	35	0	秩父市
保健保安林	* <sup>40</sup> 3,062	* <sup>40</sup> 3,541	6,603	14	秩父市、小鹿野町、越生町ほか7
風致保安林	—	* <sup>40</sup> 2	2	0	さいたま市、所沢市、秩父市皆野町、長瀬町
合計 (9種)	11,864	36,287	48,151		実面積

\*40 2種以上を兼ねる保安林の重複分を含む。

\*1 割合は全保安林面積に対する割合であり、2種以上の保安林指定があるため、合計は100%を超える。

\*2 合計欄は保安林区域の実面積とした。

## (4) 県自然環境保全地域の指定状況

(R7.3.31現在)

保全地域名	所在地	指定年月日 (昭和)	面積(ha)		
			保全地域	特別地区	野生動植物保護地区
小鹿野町滝前 県自然環境保全地域	小鹿野町両神小森 字挽板の全域 字滝前の全域 字柴小屋の一部	50.3.28	293.00		
三芳町多福寺 県自然環境保全地域	三芳町大字上富 字木の宮の一部	51.3.30	20.10		
加須市志多見東 県自然環境保全地域	加須市志多見 字深町の一部	〃	4.46		
加須市志多見中央 県自然環境保全地域	加須市志多見 字中川面の一部	〃	2.43		
加須市志多見西 県自然環境保全地域	加須市志多見 字中川面の一部	〃	2.00		
小鹿野町般若 県自然環境保全地域	小鹿野町般若 字諷訪久保の一部 字麻平の一部 字柿久保の一部 字聖天の一部	52.3.29	16.80	8.20	
小鹿野町ようばけ 県自然環境保全地域	小鹿野町長留 字サスの一部	〃	12.30	10.30	
秩父市白砂 県自然環境保全地域	秩父市吉田久長 字小鹿原の一部 字大久保の一部 字葉朽岩の一部	〃	6.00	6.00	
小鹿野町尾の内 県自然環境保全地域	小鹿野町河原沢 字皆和田の一部	53.3.22	115.00	115.00	
ときがわ町道元平 県自然環境保全地域	ときがわ町大字田黒 字滝の入の一部	〃	2.00	2.00	2.00
熊谷市大沼 県自然環境保全地域	熊谷市小江川 字大犬塚の一部 須賀広字大犬塚の一部 字西原の一部 柴字下原の一部 字塚越の一部	〃	10.00		

保全地域名	所在地	指定年月日 (昭和)	面積(ha)		
			保全地域	特別地区	野生動植物保護地区
嵐山町杉山 県自然環境保全地域	嵐山町大字杉山 字中窪の一部 字上城の一部 字鷹城の一部 字城山の一部	53. 5. 29	14. 00		
蓮田市上沼 県自然環境保全地域	蓮田市大字黒浜 字上沼の一部	54. 3. 20	2. 63		
蓮田市下沼 県自然環境保全地域	蓮田市大字黒浜 字十九町の一部	〃	2. 50		
秩父市田中山 県自然環境保全地域	秩父市下吉田 字田中山の一部	〃	10. 71	5. 06	5. 06
秩父市女形 県自然環境保全地域	秩父市上吉田 字向堂の一部	〃	4. 31	4. 31	4. 31
合計	16地域		518. 24	150. 87	11. 37

## (5) 特別緑地保全地区\*の指定状況

(R7.3.31現在)

地区名	市町村名	計画決定年月日	指定面積(ha)
石戸(いしど)特別緑地保全地区	北本市	H 4. 11. 24	5. 1
稲荷山(いなりやま)特別緑地保全地区	狭山市	H12. 4. 5	2. 0
妙音沢(みょうおんざわ)特別緑地保全地区	新座市	H16. 2. 5	3. 3
午王山(ごぼうやま)特別緑地保全地区	和光市	H17. 3. 16	0. 2
岡(おか)特別緑地保全地区	朝霞市	H18. 8. 25	0. 4
宮戸(みやど)特別緑地保全地区	朝霞市	H18. 8. 25	0. 5
大和田緑地公園(おおわだりょくちこうえん)特別緑地保全地区	さいたま市	H18. 12. 22	1. 3
小深作(こふかさく)特別緑地保全地区	さいたま市	H19. 12. 28	0. 2
東内野前町(ひがしうちのまえまち)特別緑地保全地区	川口市	H20. 3. 3	0. 3
金崎(かねざき)特別緑地保全地区	川口市	H20. 3. 3	1. 4
権現山(ごんげんやま)特別緑地保全地区	ふじみ野市	H20. 3. 25 変更H21. 2. 10	0. 4
黒浜日野手(くろはまひので)特別緑地保全地区	蓮田市	H21. 3. 2 変更H30. 8. 6	0. 7
千手堂小千代山緑地(せんじゅどうこちよやまりょくち)特別緑地保全地区	嵐山町	H21. 4. 1	3. 7
大和田町一丁目(おおわだちょういつちょうめ)特別緑地保全地区	さいたま市	H21. 12. 28	0. 4

地区名	市町村名	計画決定年月日	指定面積 (ha)
くぬぎ山（くぬぎやま）特別緑地保全地区	所沢市	H24. 12. 3 変更H31. 2. 1 変更R 2. 11. 13	16.6
郷戸（ごうど）特別緑地保全地区	朝霞市	H26. 3. 6	0.4
新屋敷（しんやしき）特別緑地保全地区	朝霞市	H26. 3. 6	0.3
代官水（だいかんみず）特別緑地保全地区	朝霞市	H26. 3. 6	0.4
春里（はるさと）特別緑地保全地区	さいたま市	H26. 11. 27	0.2
大古里（おぶさと）特別緑地保全地区	さいたま市	H26. 11. 27 変更R 2. 11. 20	0.7
中原後（なかはらうしろ）特別緑地保全地区	さいたま市	H26. 11. 27	0.3
牛房八雲台（ごぼうやぐもだい）特別緑地保全地区	和光市	H27. 2. 23	0.1
白子宿（しらこじゅく）特別緑地保全地区	和光市	H27. 12. 2	0.4
大牧（おおまき）特別緑地保全地区	さいたま市	H27. 12. 24	0.6
土呂町二丁目（とろちょうにちゅうめ）特別緑地保全地区	さいたま市	H27. 12. 24	0.1
大井弁天の森（おおいべんてんのもり）特別緑地保全地区	ふじみ野市	H28. 3. 15 変更R 3. 2. 26	3.1
荒幡富士（あらはたふじ）特別緑地保全地区	所沢市	H28. 6. 1	4.8
西宿（にしじゅく）特別緑地保全地区	さいたま市	H28. 11. 28	0.5
原市（はらいち）特別緑地保全地区	上尾市	H29. 3. 24	4.8
大谷口向（おおやぐちむかい）特別緑地保全地区	さいたま市	H29. 11. 27	0.3
木崎（きざき）特別緑地保全地区	さいたま市	H30. 11. 26	0.7
南中野（みなみなかの）特別緑地保全地区	さいたま市	H30. 11. 26	0.3
上谷津（かみやつ）特別緑地保全地区	和光市	H30. 11. 27	0.1
上加南（かみかみなみ）特別緑地保全地区	さいたま市	R 1. 11. 28	0.2
南中丸（みなみなかまる）特別緑地保全地区	さいたま市	R 2. 11. 20	1.2
東内野前町東（ひがしうちのまえまちひがし）特別緑地保全地区	川口市	R 4. 5. 25	1.0
北岩岡・下富（きたいわおか・しもとみ）特別緑地保全地区	所沢市	R 5. 2. 1	7.1
大坂（おおさか）特別緑地保全地区	和光市	R 5. 12. 28	0.2
合 計			64.4

※指定面積について、端数処理の関係で合計が一致しない。

#### (6) 近郊緑地保全区域の指定状況

(R 7. 3. 31現在)

区域名	市町村名	計画決定年月日	指定面積 (ha)
狭山近郊緑地保全区域	所沢市、入間市	S 42. 2. 16	882.0

区域名	市町村名	計画決定年月日	指定面積(ha)
荒川近郊緑地保全区域	さいたま市、川越市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、富士見市、川島町	S42. 2. 16	3,304.0
安行近郊緑地保全区域	川口市	S42. 2. 16	580.0
平林寺近郊緑地保全区域 (平林寺近郊緑地特別保全地区)	新座市	S44. 3. 28 (S45. 10. 13 最終H 6. 3. 29)	68.0 (60.4)
入間近郊緑地保全区域	入間市	S44. 3. 28	398.0
合 計			5,232.0

## (7) ふるさとの緑の景観地\*の指定状況

(R7.3.31現在)

名称	所在地	指定年月日	規模(ha)
さいたま市 染谷ふるさとの緑の景観地	さいたま市 見沼区大字染谷地内 外	S60. 3. 29	6.34
さいたま市 西新井ふるさとの緑の景観地	さいたま市 西区大字西新井地内	S61. 3. 25 H14. 3. 16	4.12
川越市 中福ふるさとの緑の景観地	川越市 大字中福地内	S55. 3. 25	17.00
川越市 下赤坂ふるさとの緑の景観地	川越市 大字下赤坂地内 外	S56. 3. 20	19.04
川越市 上松原ふるさとの緑の景観地	川越市 大字上松原地内	〃	10.50
所沢市 北中ふるさとの緑の景観地	所沢市 東狭山ヶ丘地内 外	H 8. 12. 10 10. 2. 20 12. 3. 14 24. 3. 23 27. 3. 3	21.52
所沢市 駒ヶ原ふるさとの緑の景観地	所沢市 大字下富地内	H11. 2. 19	11.36
所沢市 小手指ふるさとの緑の景観地	所沢市 北中一丁目 外	H26. 2. 7	10.94
狭山市 堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字堀兼地内 外	S56. 3. 20 58. 3. 31 59. 3. 31 60. 3. 29 61. 3. 25 H 7. 12. 22 27. 3. 3	79.10

名称	所在地	指定年月日	規模(ha)
狭山市 門山ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字上赤坂地内 外	S62. 3. 31 63. 7. 29 H 2. 9. 21 3. 10. 11 5. 8. 20 6. 12. 9 7. 12. 22 11. 2. 19	19.32
狭山市 水野ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字南入曽地内	H 8. 12. 10 10. 2. 20 11. 2. 19	11.84
狭山市 南入間野ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字北入曽地内	H11. 2. 19	7.05
狭山市 逃水ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字水野地内 外	H12. 3. 14 13. 3. 6	10.64
深谷市 櫛挽ふるさとの緑の景観地	深谷市 櫛引地内	H 1. 8. 15	17.81
深谷市 櫛挽ふるさとの緑の景観地	深谷市(旧 岡部町) 櫛挽地内	H 2. 9. 21	15.58
上尾市 藤波・中分ふるさとの緑の景観地	上尾市 中分地内 外	S56. 3. 20	6.26
上尾市 原市ふるさとの緑の景観地	上尾市 大字原市地内	S61. 3. 25 H25. 3. 15	4.86
新座市 平林寺ふるさとの緑の景観地	新座市 野火止地内	S55. 3. 25	48.50

名称	所在地	指定年月日	規模(ha)
北本市 高尾宮岡ふるさとの緑の景観地	北本市 高尾地内 外	H 4. 10. 9 14. 3. 29	5.48
蓮田市 堀の内ふるさとの緑の景観地	蓮田市 大字黒浜地内	S 58. 3. 31	3.12
鶴ヶ島市 高倉ふるさとの緑の景観地	鶴ヶ島市 大字高倉地内 外	H 8. 12. 10 13. 3. 6	8.70
ふじみ野市 八丁ふるさとの緑の景観地	ふじみ野市 亀久保地内 外	S 56. 3. 20	12.94
ふじみ野市 武蔵野ふるさとの緑の景観地	ふじみ野市 大井武蔵野地内	S 59. 3. 31	6.51
三芳町 上富中西ふるさとの緑の景観地	三芳町 大字上富地内	S 59. 3. 31 60. 3. 29 H13. 3. 6	10.62

名称	所在地	指定年月日	規模(ha)
吉見町 百穴ふるさとの緑の景観地	吉見町 大字南吉見地内 外	H 3. 10. 11 4. 10. 9 5. 8. 20 6. 12. 9 7. 12. 22	10.55
吉見町 和名沼ふるさとの緑の景観地	吉見町 大字久米田地内 外	H 4. 10. 9 5. 8. 20 6. 12. 9 7. 12. 12 8. 12. 10 25. 3. 15	7.37
寄居町 櫛挽ふるさとの緑の景観地	寄居町 大字用土地内	H 3. 10. 11 22. 2. 19	4.61
合 計		27地区	— 391.68

## (8) 緑のトラスト保全地\*の取得状況

(R7.3.31現在)

	緑のトラスト保全地名称 所在地	県が取得 した年度	保全面積 (うち県保全面積)(m <sup>2</sup> )	基金負担額 (百万円)	地元市町等 (地元保全面積)(m <sup>2</sup> )	地元負担額 (百万円)
第1号地	見沼田圃*(たんぼ) 周辺斜面林 さいたま市緑区南部領辻地内	H2, 3	11,336 (11,336)	478	さいたま市 (0)	238
第2号地	狭山丘陵・雑魚入樹林地 所沢市上山口地内	H6	33,837 (33,837)	1,058	所沢市 (0)	529
第3号地	武蔵嵐山渓谷周辺樹林地 嵐山町鎌形・遠山地内	H9	135,038 (96,689)	773	嵐山町 (38,349)	392
第4号地	飯能河原周辺河岸緑地 飯能市矢廻・稻荷町・大河原地内	H10, 11	26,855 (16,389)	189	飯能市 (10,466)	79
第5号地	山崎山の雑木林 宮代町山崎地内	H13, 25	14,583 (8,240)	103	宮代町 (6,343)	47
第6号地	加治丘陵・唐沢流域樹林地 入間市寺竹地内	H14, 15	125,007 (59,183)	300	入間市 (65,824)	199
第7号地	小川原家屋敷林 さいたま市岩槻区馬込地内	H12	7,340 (4,722)	(寄贈) 0	さいたま市 (2,618)	15
第8号地	高尾宮岡の景観地 北本市高尾地内	H18	35,499 (22,191)	123	北本市 (13,308)	71
第9号地	堀兼・上赤坂の森 狭山市堀兼地内	H19	67,415 (42,608)	352	狭山市 (24,807)	159

	緑のトラスト保全地名称 所在地	県が取得 した年度	保全面積 (うち県保全面積) (m <sup>2</sup> )	基金負担額 (百万円)	地元市町等 (地元保全面積) (m <sup>2</sup> )	地元負担額 (百万円)
第10号地	浮野の里 加須市北篠崎・多門寺地内	H20	86,065 (43,222)	47	加須市 (42,843)	8
第11号地	黒浜沼 蓮田市黒浜地内	H21	86,723 (44,687)	105	蓮田市 (42,036)	52
第12号地	原市の森 上尾市原市地内	H24	40,340 (18,461)	171	上尾市 (21,879)	90
第13号地	無線山・KDDIの森 伊奈町小室地内	H26	48,096 (31,221)	86	伊奈町 (16,875)	43
第14号地	藤久保の平地林* 三芳町藤久保地内	H28	30,387 (15,019)	319	三芳町 (15,368)	173
計			748,521 (447,805)	4,104	300,716	2,095

\* 7号地は、保全面積7,340m<sup>2</sup>のうち、6,850m<sup>2</sup>は寄贈によるものである。

13号地は、保全面積48,096m<sup>2</sup>のうち、37,749m<sup>2</sup>は寄贈によるものである。

\*地元負担額は、当初取得時の負担額。

#### (9) 身近な緑公有地化の状況

(R7.3.31現在)

市町村	県取得分 (m <sup>2</sup> )	市取得分 (m <sup>2</sup> )	計 (m <sup>2</sup> )
さいたま市	3,559.44	3,645.37	7,204.81
川口市	9,990.68	10,519.59	20,510.27
所沢市	83,609.09	96,760.30	180,369.39
狭山市	40,379.75	40,637.37	81,017.11
上尾市	27,807.33	34,184.40	61,991.73
北本市	902.00	858.00	1,760.00
八潮市	655.00	660.00	1,315.00
入間市	288.67	288.67	577.34
計	167,191.96	187,553.70	354,745.65

## (10) 緑化計画届出制度\*による創出面積（平成17年10月～令和7年3月届出分）

(R7.3.31現在)

	創出面積 (ha)	地上部	屋上	壁面	地上部のうち 駐車場緑化(ha)
平成17年度分	42	41	0.6	0.5	0.9
平成18年度分	147	144	1.1	1.4	3.8
平成19年度分	126	123	1.3	1.8	2.3
平成20年度分	77	75	0.9	1.0	2.0
平成21年度分	70	69	0.5	0.3	1.8
平成22年度分	105	103	1.3	1.1	2.6
平成23年度分	109	105	3.1	1.2	2.3
平成24年度分	80	77	1.3	1.7	3.3
平成25年度分	61	57	2.2	1.8	3.4
平成26年度分	47	45	0.6	1.8	2.8
平成27年度分	49	46	1.8	1.4	1.3

	創出面積 (ha)	地上部	屋上	壁面	地上部のうち 駐車場緑化(ha)
平成28年度分	52	49	1.2	1.7	2.1
平成29年度分	55	53	1.3	1.3	3.2
平成30年度分	47	44	0.4	2.1	2.0
令和元年度分	42	39	1.5	1.2	1.8
令和2年度分	42	39	1.6	1.5	1.5
令和3年度分	44	39	3.1	2.3	2.8
令和4年度分	52	48	1.6	2.6	1.4
令和5年度分	32	29	2.7	0.9	1.4
令和6年度分	31	28	2.0	1.0	1.4
合 計	1,311	1,252	30	28	44

※端数処理の関係で創出面積と内訳の合計が一致しない場合がある。

## (11) 都市公園整備状況

(R6.3.31現在)

区 分		国営公園	県営公園	市町村公園	計
都 市 公 园	箇 所	1	31	5,726	5,758
	面 積(ha)	304.00	1,416.97	3,589.95	5,310.92
	街区公園 箇 所			4,577	4,577
	面積(ha)			720.41	720.41
	近隣公園 箇 所		1	294	295
	面積(ha)		3.50	533.99	537.49
	地区公園 箇 所			43	43
	面積(ha)			206.04	206.04
	都市基幹公園 総合公園 箇 所	10	61	71	
	面積(ha)	251.19	709.21	960.40	
特 殊 公 園	運動公園 箇 所	2	29	31	
	面積(ha)	67.50	386.43	453.93	
	風致公園 箇 所		16	16	
	面積(ha)		54.22	54.22	
	歴史公園 箇 所		18	18	
	面積(ha)		40.50	40.50	
墓 園	箇 所		2	2	
	面積(ha)		41.14	41.14	
動植物園	箇 所		1	1	
	面積(ha)		0.63	0.63	

区 分		国営公園	県営公園	市町村公園	計
都 市 公 园	広域公園 箇 所		10	2	12
	面積(ha)		601.10	156.88	757.98
都 市 公 园	国営公園 箇 所	1		0	1
	面積(ha)	304.00		0	304.00
都 市 公 园	緩衝緑地 箇 所			46	46
	面積(ha)			43.93	43.93
都 市 公 园	広場公園 箇 所			6	6
	面積(ha)			1.63	1.63
都 市 公 园	都市緑地 箇 所	4	440	444	
	面積(ha)	471.40	601.13	1,072.53	
都 市 公 园	都市林 箇 所		3	3	
	面積(ha)		58.83	58.83	
都 市 公 园	緑道 箇 所	4	188	192	
	面積(ha)	22.28	34.98	57.26	

## (12) 埼玉県レッドデータブック\*掲載種

## ア 動物編

種類	4訂版(2018)	3訂版(2008)	2訂版(2002)	初版(1996)
哺乳類	23種	39種	40種	39種
鳥類	115種	104種	101種	92種
爬虫類	12種	12種	9種	8種
両生類	15種	14種	13種	11種
魚類・円口類	14種	34種	36種	36種
無脊椎動物	663種	584種	510種	413種
合計	842種	787種	709種	599種

## イ 植物編

種類	4訂版(2024)	3訂版(2011)	2訂版(2005)	初版(1998)
維管束植物	826種	764種	769種	596種
蘚苔類	129種	114種	107種	101種
藻類	35種	31種	31種	31種
地衣類	69種	69種	65種	39種
菌類	54種	53種	63種	65種
合計	1,113種	1,031種	1,035種	832種

※ ( ) は発行年

## (13) 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく指定種一覧

(R7.3.31現在)

区分	種名	科名	指定年月日	保護管理事業計画策定	備考
動物	ムサシトミヨ	トゲウオ科	H12.12.1	H14.3	
	アカハライモリ	イモリ科	H12.12.1	H17.3	
	ソボソチスガリ	フシダカバチ科	H12.12.1	H17.11	
植物	アオネカズラ	ウラボシ科	H12.12.1	H19.3	
	キレハオオクボシダ	ヒメウラボシ科	H12.12.1	H14.3	
	デンジソウ	デンジソウ科	H12.12.1	H17.3	
	イトハコベ	ナデシコ科	H13.12.1		
	オニバス	スイレン科	H12.12.1		
	タマノカンアオイ	ウマノスズクサ科	H12.12.1	H15.3	
	サワトラノオ	サクラソウ科	H13.12.1		
	サクラソウ	サクラソウ科	H12.12.1		県の花
	チチブイワザクラ	サクラソウ科	H12.12.1		
	チチブリンドウ	リンドウ科	H13.12.1	H20.3	
	キタミソウ	ゴマノハグサ科	H12.12.1	H22.3	
	キバナコウリンカ	キク科	H12.12.1	H20.3	
	ミヤマスカシユリ	ユリ科	H12.12.1		
	トダスゲ	カヤツリグサ科	H13.12.1	H19.3	
	ムギラン	ラン科	H13.12.1	H17.3	
	ホテイラン	ラン科	H12.12.1	H21.3	
	コクラン	ラン科	H12.12.1	H17.11	
	トキソウ	ラン科	H12.12.1		
	ムカデラン	ラン科	H12.12.1	H17.11	

## (14) 鳥獣保護区

番号	名 称	所 在 地	面積(ha)	期 限
1	川 口	川口市	1,074.0	R 10. 10. 31
2	大 宮 公 園	さいたま市	65.2	R 9. 10. 31
3	新 座	新座市	530.0	R 16. 10. 31
4	北 本	北本市、川島町	624.0	R 8. 10. 31
5	喜 多 院	川越市	7.0	R 16. 10. 31
6	東 入 間	川越市、狭山市、所沢市、ふじみ野市、三芳町	1,511.0	R 13. 10. 31
7	狭 山 湖	所沢市、入間市	597.0	R 8. 10. 31
8	西 武 蔵	飯能市	913.0	R 9. 10. 31
9	堂 平 山	秩父市、ときがわ町、小川町、東秩父村	755.0	R 16. 10. 31
10	滑 川	熊谷市、東松山市、滑川町	802.0	R 11. 10. 31
11	野 上	長瀬町	306.0	R 13. 10. 31
12	羊 山 公 園	秩父市、横瀬町	103.0	R 7. 10. 31
13	矢 岳	秩父市	790.0	R 11. 10. 31
14	大 血 川 奥	秩父市	180.0	R 16. 10. 31
15	奥 秩 父	秩父市	6,498.0	R 16. 10. 31
16	白 石 山	秩父市	3,274.0	R 13. 10. 31
17	中 津 川	秩父市	302.0	R 7. 10. 31
18	両 神 山	秩父市、小鹿野町	2,911.0	R 10. 10. 31
19	両 神	小鹿野町	165.0	R 8. 10. 31
20	西 秩 父	秩父市、小鹿野町	575.0	R 7. 10. 31
21	觀 音 山	秩父市、小鹿野町	1,181.3	R 16. 10. 31
22	神 川	神川町	318.0	R 12. 10. 31
23	秋 平	本庄市、美里町	736.0	R 13. 10. 31
24	美 里	美里町	194.0	R 9. 10. 31
25	神 流 湖	秩父市、神川町	280.0	R 9. 10. 31
26	折 原	寄居町、皆野町	785.0	R 15. 10. 31
27	越 谷	越谷市	145.0	R 9. 10. 31
28	越 生 中 学 校	越生町	27.0	R 16. 10. 31
29	名 栗 小 学 校	飯能市	15.0	R 7. 10. 31
30	萩ヶ丘小学校	ときがわ町	16.0	R 16. 10. 31
31	小 川 西 中 学 校	小川町	5.0	R 8. 10. 31
32	宮 前 小 学 校	滑川町	35.0	R 7. 10. 31
33	高 篠 中 学 校	秩父市	7.0	R 16. 10. 31
34	両 神 小 学 校	小鹿野町	5.8	R 10. 10. 31
36	旧 芝 川	川口市	21.0	R 8. 10. 31

(R 7. 3. 31現在)

番号	名 称	所 在 地	面積(ha)	期 限
37	遺跡の森総合公園	美里町	15.0	R 16. 10. 31
38	男 裳 中 学 校	寄居町	4.0	R 9. 10. 31
39	奥 橋 立	秩父市	52.0	R 14. 10. 31
40	新河岸川・柳瀬川	富士見市、志木市	52.5	R 10. 10. 31
41	久喜菖蒲公園	久喜市	40.0	R 11. 10. 31
43	小川げんきプラザ	小川町	43.0	R 13. 10. 31
44	鷺 宮 神 社	久喜市	2.8	R 14. 10. 31
45	名栗げんきプラザ	飯能市	600.0	R 15. 10. 31
46	智 光 山 公 園	狭山市	54.0	R 16. 10. 31
47	笛 井 小 学 校	狭山市	12.0	R 16. 10. 31
48	若 泉 公 園	本庄市	8.0	R 7. 10. 31
49	岩 槻 公 園	さいたま市	18.0	R 7. 10. 31
50	上 尾	上尾市	6.3	R 9. 10. 31
51	荒 川 南 部	さいたま市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、川越市	2,070.6	R 10. 10. 31
52	さきたま古墳公園	行田市	494.9	R 11. 10. 31
53	川 本	深谷市	16.5	R 12. 10. 31
54	東武動物公園	白岡市、宮代町	47.9	R 12. 10. 31
55	児玉白楊高等学校	本庄市	8.8	R 13. 10. 31
56	玉川村川の広場	ときがわ町	77.3	R 14. 10. 31
57	横 瀬	横瀬町	66.0	R 14. 10. 31
58	仙 元 山 公 園	深谷市	35.0	R 14. 10. 31
59	長瀬第二小学校	長瀬町	5.5	R 15. 10. 31
60	荒 川 大 麻 生	熊谷市	707.1	R 15. 10. 31
61	立正大学・文殊寺	熊谷市	101.0	R 16. 10. 31
62	大 吉	越谷市	10.3	R 16. 10. 31
63	みさと公園	三郷市	16.9	R 8. 10. 31
64	かわせみ河原	深谷市、寄居町	67.1	R 9. 10. 31
65	まつぶし緑の丘公園	松伏町	26.5	R 10. 10. 31
66	神 明 神 社	久喜市	3.4	R 7. 10. 31
合 計				30,415.7
特 別 保 護 地 区				
番号	名 称	所 在 地	面積(ha)	期 限
ア	狭 山 湖	所沢市、入間市	591.0	R 8. 10. 31
イ	奥 秩 父	秩父市	1,943.7	R 16. 10. 31
合 計				2,534.7

## (15) 鳥獣捕獲実績の経年変化

(単位：頭、羽)

種	年度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
イノシシ	狩 猶	440	441	375	134	204	233	257	287
	許可捕獲 (うち有害捕獲)	1,080 (1,080)	1,467 (1,466)	1,980 (1,968)	570 (570)	774 (774)	990 (990)	1,178 (1,178)	1,235 (1,235)
	計	1,520	1,908	2,355	704	978	1,223	1,435	1,522
シ カ	狩 猶	1,285	1,270	1,433	1,475	1,532	1,449	1,126	1,102
	許可捕獲 (うち有害捕獲)	1,691 (1,677)	1,964 (1,963)	2,204 (2,202)	2,887 (2,885)	3,078 (3,078)	2,971 (2,929)	2,888 (2,838)	2,772 (2,754)
	管理捕獲	414	374	457	286	465	384	379	295
	計	3,390	3,608	4,094	4,648	5,075	4,804	4,393	4,169
ク マ	狩 猶	1	1	0	0	2	1	1	0
	許可捕獲 (うち有害捕獲)	7 (7)	6 (6)	31 (31)	26 (26)	6 (6)	9 (9)	19 (19)	20 (20)
	計	8	7	31	26	8	10	20	20
ハクビシン	狩 猶	17	20	24	35	29	16	31	31
	許可捕獲 (うち有害捕獲)	926 (926)	786 (783)	1,162 (1,155)	1,125 (1,124)	1,149 (1,145)	1,088 (1,088)	825 (825)	936 (933)
	計	943	806	1,186	1,160	1,178	1,104	856	967
アライグマ	狩 猶	19	23	43	58	63	63	111	135
	許可捕獲 (うち有害捕獲)	403 (403)	239 (238)	1,175 (1,175)	419 (414)	744 (739)	767 (765)	705 (698)	694 (694)
	緊急捕獲	—	—	—	—	—	—	—	—
	計画捕獲	4,644	5,217	6,005	7,666	8,404	9,750	11,092	12,507
	計	5,066	5,479	7,223	8,143	9,211	10,580	11,908	13,336
サ ル	狩 猶	—	—	—	—	—	—	—	—
	許可捕獲 (うち有害捕獲)	87 (87)	57 (57)	107 (107)	64 (59)	75 (70)	110 (104)	106 (97)	117 (112)
	計	87	57	107	64	75	110	106	117
その他獸類	狩 猶	109	88	96	92	72	85	83	111
	許可捕獲 (うち有害捕獲)	700 (571)	826 (732)	1,039 (957)	956 (860)	1,141 (996)	1,285 (788)	1,423 (1,026)	930 (839)
	計	809	914	1,135	1,048	1,213	1,370	1,506	1,041
獸類総計	狩 猶	1,871	1,843	1,971	1,794	1,902	1,847	1,609	1,666
	許可捕獲 (うち有害捕獲)	4,894 (4,751)	5,345 (5,245)	7,698 (7,595)	6,047 (5,938)	6,967 (6,808)	7,220 (6,673)	7,144 (6,681)	6,704 (6,587)
	管理捕獲	414	374	457	286	465	384	379	295
	緊急捕獲	—	—	—	—	—	—	—	—
	計画捕獲	4,644	5,217	6,005	7,666	8,404	9,750	11,092	12,507
	計	11,823	12,779	16,131	15,793	17,738	19,201	20,224	21,172

種	年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
カワウ	狩 猶	112	90	79	81	95	171	71	132
	許可捕獲 (うち有害捕獲)	84 (27)	115 (115)	40 (39)	61 (27)	61 (27)	77 (19)	111 (26)	130 (40)
	計	196	205	119	142	156	248	182	262
カラス類	狩 猶	398	319	296	302	220	238	152	202
	許可捕獲 (うち公益捕獲) (うち有害捕獲)	2,025 (1,654) (371)	1,558 (739) (817)	1,436 (726) (701)	1,491 (692) (790)	2,027 (869) (1,149)	2,689 (1,330) (1,357)	1,654 (912) (741)	1,424 (513) (909)
	計	2,423	1,877	1,732	1,793	2,247	2,927	1,806	1,626
スズメ類	狩 猶	908	723	271	294	307	251	107	192
	許可捕獲 (うち有害捕獲)	103 (96)	269 (267)	88 (80)	111 (109)	340 (334)	210 (209)	214 (212)	209 (208)
	計	1,011	992	359	405	647	461	321	401
ムクドリ	狩 猶	128	99	71	97	92	92	52	46
	許可捕獲 (うち有害捕獲)	38 (38)	94 (94)	57 (51)	47 (44)	217 (212)	123 (122)	109 (108)	129 (129)
	計	166	193	128	144	309	215	161	304
ドバト	狩 猶	—	—	—	—	—	—	—	—
	許可捕獲 (うち有害捕獲)	2,395 (2,389)	3,312 (3,309)	2,910 (2,906)	3,025 (3,021)	2,289 (2,286)	2,339 (2,337)	3,655 (3,654)	3,524 (3,524)
	計	2,395	3,312	2,910	3,025	2,289	2,339	3,655	3,524
その他鳥類	狩 猶	5,024	4,462	4,034	4,175	3,533	3,717	3,067	2,906
	許可捕獲 (うち有害捕獲)	1,706 (144)	4,167 (306)	2,277 (293)	2,000 (354)	2,187 (405)	3,333 (325)	2,438 (344)	1,605 (379)
	計	6,730	8,629	6,311	6,175	5,720	7,050	5,505	4,890
鳥類総計	狩 猶	6,570	5,693	4,751	4,949	4,247	4,469	3,449	3,478
	許可捕獲 (うち有害捕獲)	6,351 (3,065)	9,515 (4,908)	6,808 (4,070)	6,735 (4,345)	7,121 (4,413)	8,771 (4,369)	8,181 (5,085)	7,021 (5,189)
	計	12,921	15,208	11,559	11,684	11,368	13,240	11,630	10,499

## (16) 市民管理協定の認定状況

(R7.3.31現在)

市民管理協定の名称	協定の対象緑地の所在地	面積(m <sup>2</sup> )	協定期間	認定年月日
小針領家市民緑地市民管理協定	桶川市大字小針領家地内	5,278	R 3. 3. 5～R 7. 12. 31	R 3. 3. 5
市の川・車堀公園(第1号市民緑地)の維持管理に関する協定書	東松山市大字市ノ川地内	4,440.79	R 5. 5. 11～R 11. 3. 31	R 5. 8. 30
計		9,718.79		

## 第8節 廃棄物関係

### (1) 廃棄物・リサイクル関連法の概要

大量生産、大量消費、大量廃棄の一方通行型の社会から循環型社会への転換を推進するために、「循環型社会形成推進基本法」を中心とした様々な法律が整備されています。

- 1 循環型社会形成推進基本法 (平成12年制定)  
循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会\*」の形成を推進する。
- 2 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）(昭和45年制定)  
廃棄物\*の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、再生、処分など)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。
- 3 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）(平成12年制定)  
資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、再生部品等の利用及び原材料としての利用を促進する。
- 4 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）(平成7年制定)  
家庭等から排出されるごみの約60%（容積比）を占めている容器包装廃棄物についての製造・利用事業者などによるリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物\*の減量と資源の有効利用を図る。
- 5 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）(平成10年制定)  
家電製品の製造・販売事業者などに、廃棄物となった製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルの推進と廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品は、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンとなっている。

- 6 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）(平成12年制定)  
建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
- 7 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）(平成12年制定)  
売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制及び減量化により最終処分量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料としてリサイクルするため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
- 8 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）(平成14年制定)  
自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化などを適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理とリサイクルを図る。
- 9 グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）(平成12年制定)  
国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。

- 10 PCB特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）  
(平成13年制定)

PCB廃棄物\*の保管、処分などについて必要な規制等を行うとともに、その処理に必要な体制の整備を図る。

- 11 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法  
(平成23年制定)

東日本大震災により生じた災害廃棄物を国が被害を受けた市町村に代わって処理するための特例を定め、あわせて、国が講すべきその他の措置について定める。

- 12 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）  
(平成24年制定)

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況にあることから、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

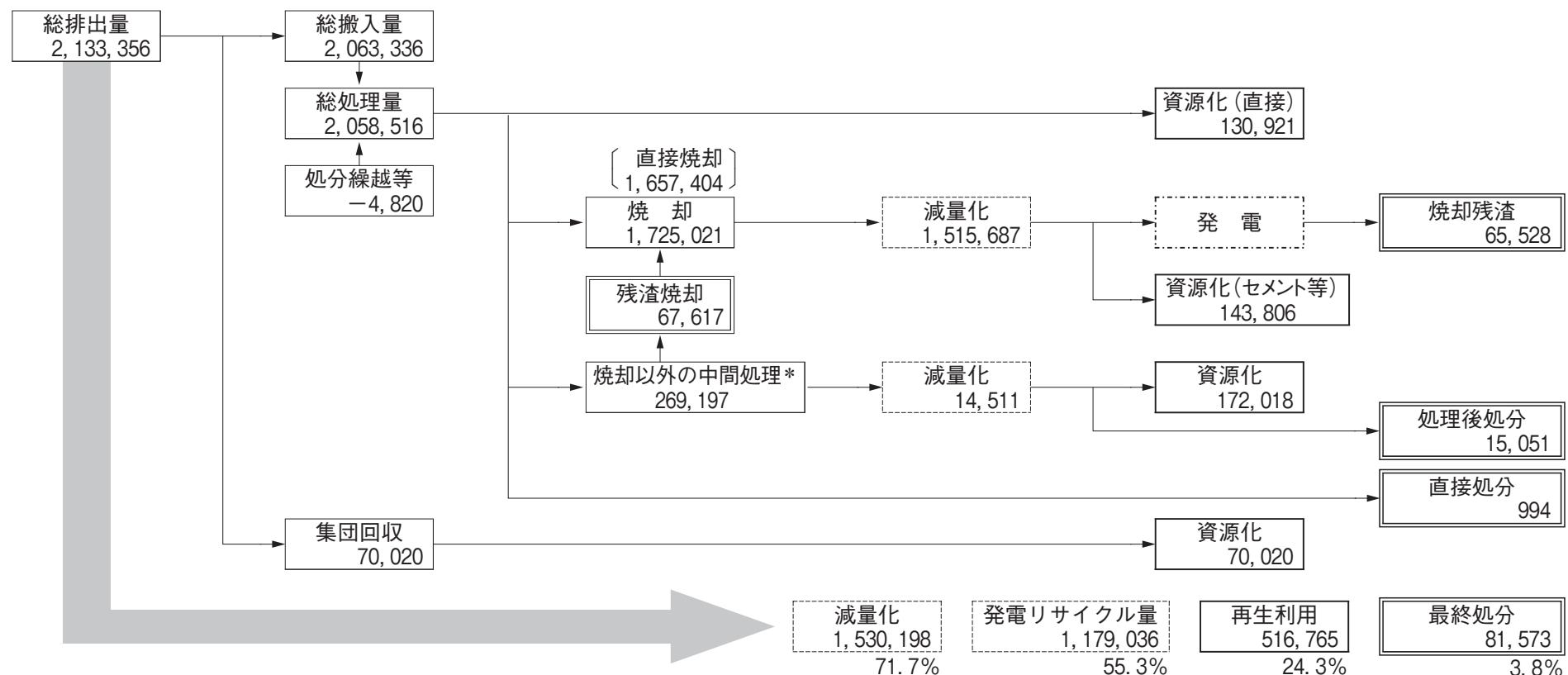
- 13 食品ロスの削減の推進に関する法律  
(令和元年制定)

食品ロス\*の削減に関して、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進する。

- 14 プラスチック資源循環法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）  
(令和3年制定)

プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般であらゆる主体のリデュース・リユース・リサイクル・素材代替の取組を包括的に促進する措置を講じ、資源循環の高度化に向けた環境整備を行い、サーキュラーエコノミー\*への移行を推進する。

## (2) ごみ処理の状況（令和5年度）



## (3) ごみ処理状況の推移

(単位:t)

年 度	計画収集処理量 ①	直接搬入量 ②	総搬入量 ①+②	資源ごみ集団回収量 ③	全排出量 ①+②+③
R 1	2,074,015	159,660	2,233,675	96,130	2,329,805
R 2	2,089,364	154,443	2,243,797	80,687	2,324,484
R 3	2,047,904	142,649	2,190,553	78,858	2,269,411
R 4	2,012,767	134,944	2,147,711	76,277	2,223,988
R 5	1,934,916	128,420	2,063,336	70,020	2,133,356

## (4) ごみの総搬入量の種類別内訳

(単位:千t)

年 度	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ <sup>*41</sup>	その他 <sup>*42</sup>	合 計
R 1	157	1,672	90	43	271	2	2,234 <sup>*43</sup>
	7.1%	74.8%	4.0%	1.9%	12.1%	0.1%	100.0%
R 2	154	1,650	97	47	293	2	2,244 <sup>*43</sup>
	6.9%	73.5%	4.3%	2.1%	13.1%	0.1%	100.0%
R 3	152	1,616	88	45	286	2	2,189 <sup>*43</sup>
	6.9%	73.8%	4.0%	2.1%	13.1%	0.1%	100.0%
R 4	149	1,595	83	42	276	2	2,147 <sup>*43</sup>
	6.9%	74.3%	3.9%	2.0%	12.8%	0.1%	100.0%
R 5	142	1,540	76	40	263	2	2,063 <sup>*43</sup>
	6.9%	74.6%	3.7%	1.9%	12.7%	0.1%	100.0%

\*41 缶、びん、古紙、布など再生利用を目的として回収したものをいいます。

\*42 従来「その他」に区分されていたごみ処理場への直接搬入ごみが平成19年度から「混合ごみ」、「可燃ごみ」などに細分化されました。

\*43 端数処理の関係で合計が合いません。

## (5) 1日当たりのごみ排出量の推移

年 度	1日当たりのごみ排出量 (t)	1人1日当たりの排出量 (g)
R 1	6,366	862
R 2	6,368	861
R 3	6,218	841
R 4	6,093	825
R 5	5,829	790

※ 現在、国が採用しているごみ排出量の定義（排出量=収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量）により算出した数値です。

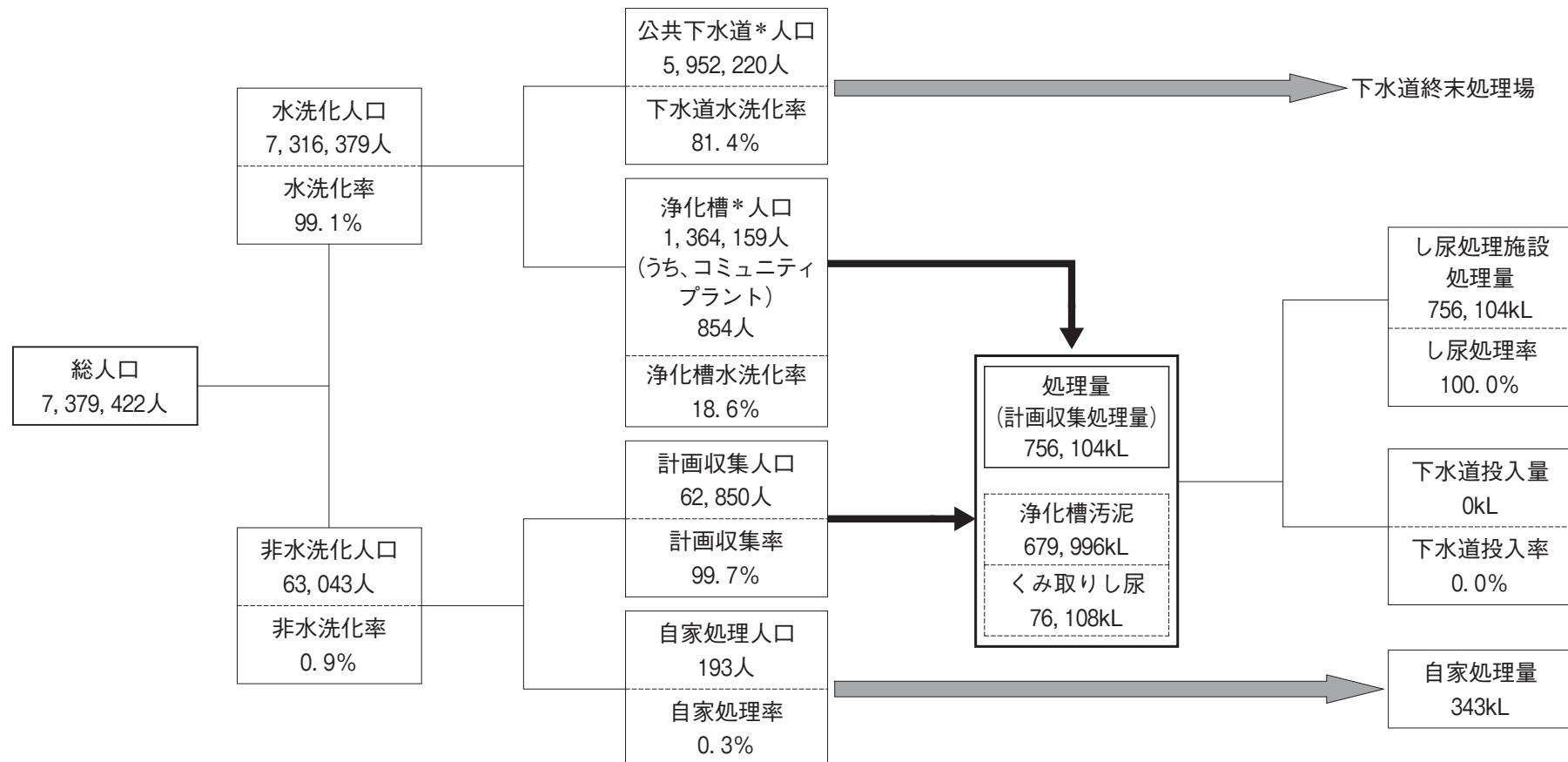
## (6) 市町村における容器包装廃棄物の分別収集等の状況（令和5年度）

品目	収集			再商品化			実施市町村数
	収集計画量(t) A	分別収集量(t) B	達成率(%) B/A	再商品化量(t) C	前年度保管残量(t) D	再商品化率(%) C/(B+D)	
無色ガラス製容器	12,999	10,413	80.1	10,408	41	99.6	61
茶色ガラス製容器	10,682	8,701	81.5	8,680	57	99.1	61
その他のガラス製容器	9,065	7,650	84.4	7,608	23	99.2	54
その他紙製容器包装	1,254	1,911	152.4	1,908	0	99.8	9
ペットボトル	22,478	23,146	103.0	23,042	77	99.2	62
その他プラスチック 製容器包装	45,476	42,862	94.3	41,364	493	95.4	34
(うち白色トレイ)	17	22	129.3	14	0	63.6	2
スチール製容器	7,344	6,167	84.0	6,142	0	99.6	63
アルミ製容器	11,365	10,597	93.2	10,569	0	99.7	63
飲料用紙パック	1,058	803	75.9	802	0	99.9	58
段ボール	57,677	50,609	87.7	50,606	0	100.0	59
合計	179,415	162,881	96.9	161,143	691	95.9	

※1 本表の数値は、国の調査方法に準じて算出したものです。

※2 実施市町村数は、令和6年3月末時点で分別収集を実施している市町村の数です。

## (7) し尿処理の状況（令和5年度）



## (8) 水洗化人口

(単位：人)

年 度	総人口	水洗化人口		非水洗化人口	
		公共下水道人口	浄化槽人口	計画収集人口	自家処理人口
R 1	7,387,913	5,833,173	1,477,158	77,417	165
		79.0%	20.0%	1.0%	0.0%
R 2	7,394,501	5,874,606	1,443,339	76,326	230
		79.4%	19.5%	1.0%	0.0%
R 3	7,389,925	5,907,505	1,405,980	76,198	242
		79.9%	19.0%	1.0%	0.0%
R 4	7,385,730	5,929,181	1,385,595	70,709	245
		80.3%	18.8%	1.0%	0.0%
R 5	7,379,422	5,952,220	1,364,159	62,850	193
		80.7%	18.5%	0.9%	0.0%

## (9) し尿の総排出量の内訳・処理の状況

(単位：千kL)

年 度	総排出量	排出内訳			総処理量	処理内訳	
		生し尿	浄化槽汚泥	自家処理		し尿処理施設	下水道投入
R 1	796	92	704	0	796	796	0
		11.5%	88.4%	0.0%		100.0%	0.0%
R 2	791	87	703	0	790	790	0
		11.0%	89.0%	0.1%		100.0%	0.0%
R 3	784	83	701	0	784	784	0
		10.6%	89.4%	0.1%		99.9%	0.0%
R 4	773	79	694	1	773	773	0
		10.3%	89.7%	0.1%		100.0%	0.0%
R 5	756	76	680	0	756	756	0
		10.1%	89.9%	0.0%		100.0%	0.0%

※ 端数処理の関係で排出内訳の合計と合いません。

## (10) 登録廃棄物再生事業者\*数 (令和6年度)

(単位：件)

再生する廃棄物の種類	令和5年度 登録事業者数	登録事業者総数
古紙・古繊維	0	92
金属くず	0	70
廃プラスチック類	0	18
木くず	0	17
がれき類・コンクリートくず・鉱さい	0	21
ガラスくず・陶磁器くず・空き瓶	0	17
その他	0	17

※ 権限移譲済の秩父市、加須市、草加市、越谷市、川口市、戸田市及び上里町を除く事業者数

## (12) 産業廃棄物処理業の許可等の内訳

年 度	申請件数			許可件数			不許可件数		
	新規	変更	更新	新規	変更	更新	新規	変更	更新
27	905	240	1,876	925	246	1,869	2	1	6
28	906	206	2,038	884	208	2,015	1	0	5
29	850	210	1,913	863	201	1,903	5	0	3
30	908	201	2,020	868	192	1,906	1	1	4
R 1	931	217	2,201	910	168	2,068	2	0	2
R 2	1,061	210	2,270	999	210	2,331	1	0	2
R 3	1,133	210	2,420	1,113	217	2,357	1	0	3
R 4	1,034	245	2,357	1,073	245	2,421	5	0	2
R 5	1,071	272	2,455	943	251	2,280	4	1	3
R 6	1,089	206	2,622	1,122	215	2,532	4	0	6

## (11) 産業廃棄物\*処理業の申請及び許可件数 (令和6年度)

業務内容	申請件数	許可件数	許可業者数 (年度末)
産業廃棄物収集運搬業	3,669	3,617	18,453
産業廃棄物中間処分業	61	52	284
特別管理産業廃棄物収集運搬業	187	197	1,086
特別管理産業廃棄物中間処分業	0	3	22
最終処分業	0	0	0
合 計	3,917	3,869	19,845

## (13) 産業廃棄物中間処理施設数（令和6年度）

	処理方法	産業廃棄物の種類	施設数
1	破 碎	廃プラスチック類、木くず、がれき類など	397
2	焼 却	廃酸、紙くず、木くず、繊維くずなど	29
3	切 断	金属くず	46
4	圧 縮	金属くず	66
5	圧縮梱包	廃プラスチック類、紙くず、繊維くずなど	87
6	溶融減容	廃プラスチック類	25
7	破碎・減容	廃プラスチック類、紙くず、繊維くずなど	25
8	脱 水	汚泥	53
9	中 和	廃酸、廃アルカリ	17
10	発 酵	動植物性残さ、家畜ふん尿	21
11	溶 融	燃え殻、ばいじん等	5
12	圧縮減容	廃プラスチック類、紙くず、繊維くずなど	17
13	乾 燥	汚泥、動植物性残さ	9
14	蒸 留	廃油	8
15	そ の 他	汚泥など	70
合 計			875

## (14) 産業廃棄物最終処分場数（令和6年度末）

施 設	箇 所 数	残余容量(m³)
安 定 型	0	0
管 理 型	1	857,719

※ 産業廃棄物処理施設の許可を有するものに限る。

## (15) 産業廃棄物の不法投棄発生状況（令和6年度）

発生場所	住宅地	農地	河川敷	道路	山林	その他	合計
件 数	7	5	13	18	12	16	71
構成比(%)	9.9	7	18.3	25.4	16.9	22.5	100

## 第9節 調査研究関係

### (1) 温暖化対策関係

課題名（実施期間）	調査研究結果概要
埼玉県内における暑熱分野の適応策*の普及啓発手法に関する研究 (令和5～7年度)	埼玉県では気候変動等の影響で気温上昇が続いている。特に夏季の暑さが厳しくなっている。今後も気温上昇が続く見込みのため、暑熱分野の適応策として熱中症対策の普及を考えていく必要があるため、熱中症対策の効果的な県民（主に小中高校生及び高齢者）向けの情報発信及び普及啓発手法の検討を実施した。県民が熱中症対策に活用できるように独自に開発したインターネットにつながる暑さ指数計の観測データをHPで公開したほか、高齢者向けの熱中症対策の普及策として、県保健医療部健康長寿課主催の「熱中症アンバサダー研修」で講師を務め、県内市町村で熱中症対策を担当する職員約50名に対して、「エアコンを使用しない場合に、室温が高くなり熱中症リスクが高い状態になること」を説明して熱中症対策の普及に努めた。
地域気候変動適応策に資するための極端気象現象の長期再現実験 (令和6～8年度)	県内では2018年の熊谷や2022年の鳩山町で記録的な猛暑と大雨がそれぞれ観測された。このような極端気象現象は気候変動の進行に伴う激甚化・頻発化が懸念されているものの、地域気候変動適応策の立案に活用可能な将来予測や災害リスク情報は提供されていないため、関東地方の極端気象現象の発生頻度や災害リスクの長期的な傾向を整備し、情報を提供する。 令和6年度は水平解像度の異なる2種類の気候再解析データであるJRA-55（気象庁提供、55km）とERA-5（ECMWF提供、30km）を用いて東京大手町における2014～2016年の夏季日降水量の比較を通じ、再解析データの傾向の違いを把握した。

### (2) 大気環境関係

課題名（実施期間）	調査研究結果概要
道路周辺の大気中アンモニア濃度への自動車排出ガスの影響 (令和5～6年度)	アンモニアの主な発生源として、家畜排泄物や農地への施肥などがよく知られているが、自動車からも排出ガス中の規制成分対策の副産物として排出されている。そこで埼玉県内の幹線道路周辺等でアンモニア濃度を測定し現在の状況を把握するとともに、平成19年に実施した同様の調査結果と比較を行うことを目的とする。 令和6年度は、幹線道路周辺2地点とその対照地点（戸田市内、富士見市内）、環境科学国際センター、堂平山の計6地点でアンモニア濃度の通年測定を継続して行った。加えて、高濃度となる11月下旬から12月上旬に幹線道路周辺1地点（富士見市内）で濃度の日内変化を観測した。

課題名（実施期間）	調査研究結果概要
気候にも影響する大気汚染物質の地域排出実態の解明 （令和5～7年度）	<p>メタン（CH<sub>4</sub>）や黒色炭素粒子（BC）は短寿命気候影響因子であり、気候に影響する物質として大気汚染だけでなく気候変動（温暖化）の観点からも、大気中での挙動や排出実態を把握する必要がある。そこで、埼玉県を主とした地域スケールでのCH<sub>4</sub>やBCの時間的・空間的な排出実態の推定やその手法の検討などを行う。</p> <p>令和6年度は、県内で継続的にCH<sub>4</sub>が測定されている大気常時監視測定期局のデータ解析を行い、バックグラウンド濃度を反映している東秩父局との濃度差を地域排出による濃度と考え、季節変動や排出量推計との比較などを行った。また、環境科学国際センターで測定されたBCの経年変化を解析・考察した。</p>
バイオエアロゾル観測研究基盤の構築：大気中微生物DNA濃度の計測 （令和6～8年度）	<p>バイオエアロゾルは大気中における花粉や細菌、ウイルス、真菌胞子などの生物起源粒子であり、人の健康や生物多様性*、気候変動に関与するため、新たな大気環境学の重要な研究対象とされる。本研究では埼玉県におけるバイオエアロゾル観測の基盤構築を目的とし、大気中微生物DNAの取得法と濃度計測手法の確立を行う。</p> <p>令和6年度は、埼玉県環境科学国際センターにて大気中浮遊粒子のテスト試料を採取し、4種類のDNA抽出キットによる細菌DNAの抽出効率の比較を実施し、大気中の細菌定量に最適なDNA取得法を確立した。</p>

### （3）自然環境関係

課題名（実施期間）	調査研究結果概要
湛水開始時期を指標とした水田地帯における生物の生息適地推定 （令和5～7年度）	<p>水田は多様な湿地性生物の生息環境として機能するが、湛水開始時期によって生物種ごとの生息の可否に影響する。本研究では、水田の湛水開始時期を衛星画像を用いて推定し、カエル類やサギ類といった生物の生息適地を推定する。</p> <p>令和6年度は、埼玉県北部・東部地域において、夜間にカエル類3種（ヒガシニホンアマガエル、ヌマガエル、トウキヨウダルマガエル）の鳴き声調査を行い、分布データを収集した。さらに、前年度に推定した当該地域の湛水開始時期の推定結果を用い、生息適地モデルを構築した。解析の結果、ヒガシニホンアマガエルと国内外来種*のヌマガエルの生息適地は調査地域内に広く見られたのに対し、絶滅危惧種のトウキヨウダルマガエルでは、深谷市や熊谷市を中心とする湛水開始の遅い二毛作地帯において生息適地が少ない傾向にあった。</p>

## (4) 資源循環・廃棄物関係

課題名（実施期間）	調査研究結果概要
ラベル台紙の循環利用促進に向けた実態把握と事業者意識調査 (令和5～6年度)	焼却ごみの削減による二酸化炭素排出抑制、及び資源循環に資するため、ラベル台紙*のリサイクルについて検討する。これまでにラベル台紙リサイクルに関わる2つの取り組み（循環型台紙を開発した資源循環プロジェクト及び従来のラベル台紙のリサイクルを推進するラベル循環協会）について関係者へのアンケート調査を通じて取り組みの認知向上を図ってきた。 令和6年度はさらにヒアリング調査を行った。その結果、展示会参加や取引企業からの紹介が循環型ラベル台紙採用のきっかけとなったことや、使用現場での作業負担や経済的負担の増加が普及の阻害要因となっていることが明らかとなった。
一般廃棄物*最終処分場の廃止に向けたガス調査事例 (令和6～8年度)	廃棄物最終処分場の廃止における障害となっている発生ガスについて、廃棄物資源循環学会が令和6年5月に提案した「廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価手法（改訂案）」に基づいた調査を行い、廃止に向けたガス調査に関する技術支援を行う。 令和6年度は当県の2つの一般廃棄物最終処分場において、ガスの組成及び放出量を年4回調査した。その結果、1つの処分場では4回目の調査で提案値を超過したものの、もう1つの処分場では全ての調査で基準に適合することを確認できた。さらに、県内最終処分場設置団体連携会議で処分場管理者への調査方法の解説などの情報発信を行った。
埋立地浸出水中窒素除去への吸着材の適用可能性の検討 (令和6～7年度)	廃棄物最終処分場埋立終了後の廃止基準未達等により過剰設備となった水処理施設の簡易化手段として、浸出水中のアンモニア態窒素の吸着剤処理の適用可能性を評価するために、ゼオライト*の吸着能、塩分による阻害因子の影響等の検討を行う。 令和6年度は複数の产地（福島・山形・宮城・秋田・島根）からゼオライトを調達し模擬溶液として塩化アンモニウムを用いた吸着バッチ試験を行い、それぞれの窒素吸着性能の比較検討を行った。その結果、山形産はNa置換体との差も小さく基本的な吸着性能が高いことがわかった。ゼオライトの繰り返し利用を想定したシリアルバッチ試験を行い、破過解析を行い最大吸着量を確認した。塩分阻害を考慮しない場合の吸着剤処理の適用可能性の条件について検討した。
プラスチック資源循環施策における環境負荷の定量と将来予測 (令和6～8年度)	当県の地域特性に適した合理的なプラスチック資源循環システムの構築に向けて、マテリアルフロー分析とライフサイクルアセスメント（LCA*）を統合した予測モデルを開発し、廃プラスチック類の回収における温室効果ガス*等の環境負荷削減量を定量的に評価する。 令和6年度は当県の2箇所で家庭ごみの展開検査を実施し、プラスチック類が約10%混入していることを明らかにした。さらに、これらの結果を用いてマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリカバリーの3つのシステムに基づいたプラスチックリサイクルにおけるLCAを行い、それぞれの二酸化炭素排出量を算出した。その結果、廃プラスチック類を有効利用することによる温室効果ガス削減効果はケミカルリサイクルで最も高いことが示された。

## (5) 化学物質・環境放射能関係

課題名（実施期間）	調査研究結果概要
漏洩事故を想定した有害化学物質のスクリーニング分析法の開発 (令和3～6年度)	化学物質の漏洩事故を想定し、県内でリスクが高いと考えられる化管法の対象物質について、物性に応じて系統化した迅速スクリーニング分析法を検討する。また、物質の同定率を向上させるデータ解析手法についても併せて検討する。 様々な物質に対応できるようHSGC/MS、GC/MS、LC/QTOFMS、ICP/MSを用いたスクリーニング分析法を確立した。また、NMFを用いたデータ解析法を確立し、物質の同定精度を向上させることができた。さらに、確立した分析法・データ解析法で、埼玉県内河川10地点において、平常時の濃度を把握した。加えて、確立した分析法・データ解析法は、植樹帯の除草剤の分析や、下水処理場の処理異常時の原因物質の同定にも利用できた。
人工甘味料濃度および蛍光強度を利用した下水道不明水の浸入箇所の推定手法の検討 (令和5～6年度)	下水の不明水の増加は、水処理への影響、汚水の溢水、道路の陥没等、様々な環境問題を引き起こすため、その対策は重要な課題である。本研究では、簡便に測定できる人工甘味料濃度や蛍光強度を下水のマーカーとして利用し、下水管きよの不明水の浸入箇所を推定する方法について検討する。 流域下水道*の接続点の調査結果から、不明水が多いと推測される処理区分では、スクラロース濃度ならびにフルオレセインの蛍光強度は顕著に低く、不明水のマーカーとして機能することを確認した。不明水の浸入の影響が少ないと考えられる接続点のスクラロース濃度ならびにフルオレセインの蛍光強度は正規分布していることを確認し、これらの基本統計量は浸入の有無の判定に利用できる可能性を示した。実際の管きよの調査でも、スクラロース濃度ならびにフルオレセインの蛍光強度が不明水の浸入箇所の推定に有効である可能性を示した。
放射性物質*を指標とした燃焼由来ダイオキシン類*の汚染源解明に関する研究 (令和5～6年度)	水質中の燃焼由来ダイオキシン類が、排出ガスに由来し大気を経由してきたものなのか、あるいはそれ以外の焼却灰の混入によるものかを特定する手法は見出せていない。本研究では、大気浮遊じんや大気降下物から検出されているBe-7、Pb-210及びCs-137といった放射性核種に着目し、水試料中の燃焼由来ダイオキシン類の汚染源特定の指標としての可能性を検討する。 Cs-137を指標として、降雨中の燃焼由来ダイオキシン類濃度を推定した。これにより、降水による燃焼由来ダイオキシン類の影響を見積もることができ、水路等の水質においてダイオキシン類濃度が異常値を覚知した際に、焼却灰等の混入有無の判断に寄与するものと考えられる。

## (6) 水環境関係

課題名（実施期間）	調査研究結果概要
埼玉県内水環境における水生動植物相の高精度網羅的調査手法の開発 (令和4～6年度)	<p>河川等の水質は全国的に改善しており、生物多様性の保全・回復も重要となっている。基礎データとして必要な生物分布実態の把握の際、既往の採捕調査と新技術である環境DNA分析の併用により、調査の効率化と精度の改善が期待される。本研究では環境DNA分析を用いて、主に県内水環境に生息する肉眼観察可能なサイズの動植物を対象とした網羅的調査手法を開発する。</p> <p>令和6年度は、内部標準魚種DNAを添加することにより、試料中の魚類環境DNA濃度を評価し得る定量メタバーコーディング法を用いた魚類環境DNA定量網羅的解析による検討を行った。</p>
アナモックス反応を応用した実践的窒素除去方法の検討と課題整理 (令和6～8年度)	<p>アナモックス反応は、エネルギー消費が少ない新しい窒素除去法として注目されている。しかし、国内の下水処理場での実践例は少ない。本研究では下水処理場のメインストリームでのアナモックス処理の実用化を目指し、培養細菌を用いたラボスケール実験を実施する。低窒素濃度下での処理特性を評価するとともに、金属元素の影響や亜硝酸酸化細菌による阻害要因を分析する。</p> <p>令和6年度は、特にアナモックス細菌の集積系において長期間の活性評価を行うとともに、動力学的解析により基質親和性を評価した。</p>

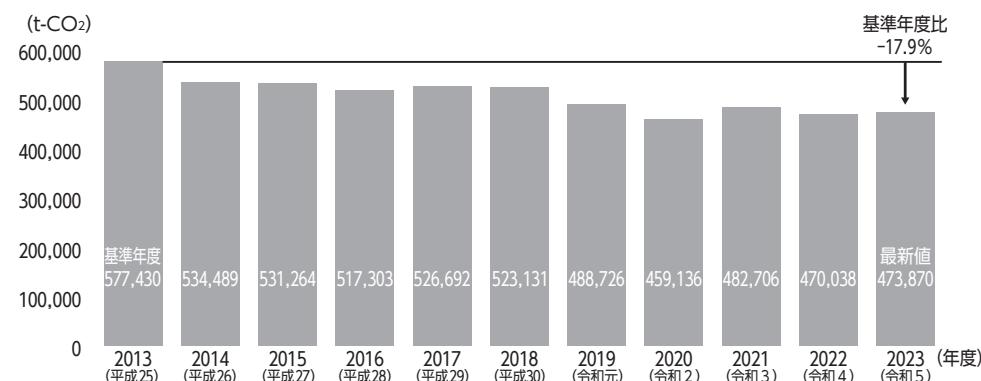
## (7) 土壤・地下水・地盤関係

課題名（実施期間）	調査研究結果概要
硝酸一亜硝酸性窒素による汚染地下水の水質特性と帶水層の解析 （令和4～6年度）	<p>埼玉県内には、硝酸一亜硝酸性窒素による地下水汚染が多数存在する。これらの汚染井戸（継続監視井戸）のなかには、お互いに近接して存在する井戸が存在するため、水質監視事業の効率化と合理化という観点から、水質特性などに基づいた継続監視井戸の絞り込みが強く求められている。本研究では、硝酸性及び亜硝酸性窒素の継続監視井戸を対象にイオンクロマトグラフィーを実施し、無機類成分の存在比率や当該地域の地質柱状図を基に帶水層解析を実施する。</p> <p>令和6年度では、埼玉県南西部地域（朝霞市、富士見市、飯能市、入間市等）を対象に地下水中の無機成分類（カルシウム、マグネシウムなど）濃度と窒素濃度との相関性を解析し、窒素汚染の主たる原因是施肥由来であることを明らかにした。また、研究成果を行政施策に活用し、窒素継続監視井戸の集約方針を策定した。</p>
震災時生活用水確保困難地域の推定と防災井戸拡充による対応に関する研究 （令和4～8年度）	<p>阪神淡路大震災以降、井戸水が災害時の生活用水として活用されるようになった。東日本大震災などの地震においても、断水地域では生活用水不足が被災者の生活の質に悪影響を及ぼし続けており、災害発生時の生活用水確保手段の堅牢化・多重化を進めていく必要がある。本研究では特に井戸の活用に注目し、災害発生時における生活用水確保が容易になるような社会システムの構築を目指す。</p> <p>令和6年度は、地域の水資源を活用した場合の断水時の水需給バランスを試算した。</p>
環境水に含有されるペルフルオロアルキル化合物（PFASs）の高感度一斉分析法の開発 （令和5～6年度）	<p>有機フッ素化合物の一つであるペルフルオロアルキル化合物（PFASs）は、環境汚染物質として世界的に問題視されている。本研究では世界的に最も注目度の高いPFOS及びPFOA*の自動分析法を確立し、要求下限値0.3ng/Lを達成した。併せて、ISOとEPAで規定されている約47種のPFASの自動化も進めており、うち37種については良好な回収率が得られている。微量分析に不可欠な標準試薬の保管瓶について、PFAS分析には従来品が使用不可である背景があったことから、民間企業と開発を進め令和6年7月より販売を開始した。</p>
太陽熱と地中熱による複合システムの有効性の検証 （令和6～8年度）	<p>空調や給湯など熱のエネルギー需要は多く、脱炭素社会への取り組みにおいて、化石エネルギーによる熱エネルギーを再エネ熱に転換することが重要である。埼玉県で利用可能な再エネ熱として太陽熱や地中熱が有望である。本研究では、太陽熱と地中熱の複合利用の有効性について個別実験や数値シミュレーションを通して検討する。令和6年度は太陽熱に着目し、当センター宿泊棟の太陽熱温水器の温度等のモニタリングを行い、それを解析した。その結果、太陽熱の効率は非常に高いことが分かった。</p>

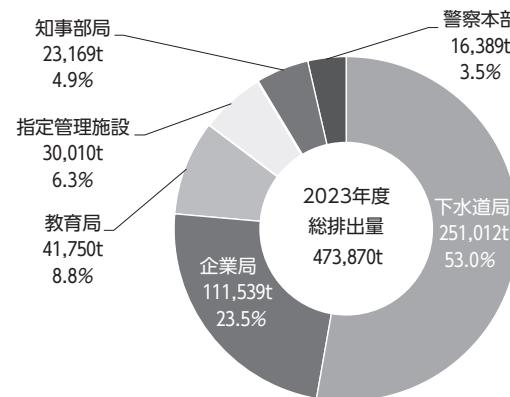
## 第10節 県の率先行動関係

### (1) 県庁における地球温暖化対策の推進

県庁の事務事業から排出された温室効果ガス\*排出量の推移と、最新値である令和5年度における部局別温室効果ガス排出量は以下のとおりです。



※ 今後、算定方法の見直し等により値が修正される場合があります。



※ 四捨五入により各部局の排出量の合計値と総排出量が一致しない場合があります。

### (2) 環境配慮方針に基づく公共事業の実施結果について

#### 1 公共事業の推進における環境配慮

##### ア 対 象

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| 1 市街地の整備      | 7 住宅団地の建設        |
| 2 道路の整備       | 8 農業農村の整備        |
| 3 河川・ダムの整備    | 9 治山、森林管理道整備     |
| 4 公園、緑地の整備    | 10 工業団地、工業用地の造成  |
| 5 下水道の整備      | 11 水道施設の整備       |
| 6 廃棄物*処理施設の整備 | 12 建築物の建設、工作物の設置 |

##### イ 令和6年度における状況

「埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～進捗状況評価実施要領」により、令和6年度に県が実施した公共事業について、環境配慮方針に基づく環境配慮の度合いの評価を各部署で行いました。

#### ウ 個別評価事業

書面により個別評価を行った事業数は90件でした。各事業において環境配慮方針に基づき環境配慮が必要であるとされた項目の評価を行いました。総合評価\*44「5」の事業は35件（39%）「4」の事業は38件（42%）、「3」の事業は16件（18%）、「2」の事業は1件（1%）でした。  
なお、総合評価「1」の事業はありませんでした。

#### \*44 評価基準

総合評価5：当該事業に適用できた項目の割合（以下「実施率」という）が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

総合評価4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定のレベルの措置を講じている。

総合評価3：実施率が70%以上である。

総合評価2：実施率が50%以上70%未満である。

総合評価1：実施率が50%未満である。

表10-4-1 令和6年度公共事業自己評価事業種別一覧表

事業種類	事業数	環境配慮 必要 チェック数	環境配慮 実施 チェック数	個別事業評価				
				5	4	3	2	1
1 市街地の整備	0	—	—	—	—	—	—	—
2 道路の整備	0	—	—	—	—	—	—	—
3 河川・ダムの整備	0	—	—	—	—	—	—	—
4 公園、緑地の整備	3	93	93	3	0	0	0	0
5 下水道の整備	24	672	656	24	0	0	0	0
6 廃棄物処理施設の整備	1	24	23	1	0	0	0	0
7 住宅団地の建設	1	19	17	0	1	0	0	0
8 農業農村の整備	14	197	174	6	8	0	0	0
9 治山、森林管理道整備	38	607	488	0	27	11	0	0
10 工業団地、工業用地の造成	4	172	130	0	0	4	0	0
11 水道施設の整備	1	31	16	0	0	0	1	0
12 建築物の建設、工作物の設置	4	151	127	1	2	1	0	0
全事業合計	90	1,966	1,724	35	38	16	1	0

評価 「5」 割合	評価 「4」 割合	評価 「3」 割合	評価 「2」 割合	評価 「1」 割合
39%	42%	18%	1%	0%

## 2 環境配慮の取組

### ① 市街地の整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

### ② 道路の整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

### ③ 河川・ダムの整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

### ④ 公園、緑地の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	自然学習センター・北本自然観察公園管理運営	環境部	管理段階	31	31	100	5
2	さいたま緑の森博物館管理運営	環境部	管理段階	31	31	100	5
3	狭山丘陵いきものふれあいの里センター管理運営	環境部	管理段階	31	31	100	5

施設の維持管理にあたっては、樹林地・湿地・水辺環境などの多様性の確保に努め、必要に応じて、ボランティア団体や地元住民と協働で維持管理を行っています。

また、自然学習施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、指定管理者の持つ専門的なノウハウを活用しながら、自然保護思想の普及啓発に努めています。

自然学習センター・北本自然観察公園やさいたま緑の森博物館では、ボランティアの協力を得て、森林整備やビオトープ\*見本園の管理、希少種の調査や植林地管理などを実施しました。

さらに、自然学習センターでは、一般県民を対象として、定例自然かんさつ会、しぜん工作教室及びクイズラリー・スタンプラリーを開催し、自然について学習し、理解を深めてもらう場の提供を積極的に行いました。

狭山丘陵いきものふれあいの里センターでは、教育機関等の環境学習への支援として、小・中学校等からの依頼をうけ、環境学習プログラムの提供や職員派遣を実施するとともに、自然学習のため、ウォーキングや自然観察会、展示等を行いました。

## (5) 下水道の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	荒川左岸南部流域下水道*事業	下水道局	計画段階	22	22	100	5
2	荒川左岸南部流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	33	33	100	5
3	荒川左岸南部流域下水道事業	下水道局	管理段階	37	37	100	5
4	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	計画段階	19	19	100	5
5	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	31	31	100	5
6	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	管理段階	35	34	97.1	5
7	中川流域下水道事業	下水道局	計画段階	12	12	100	5
8	中川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	31	31	100	5
9	中川流域下水道事業	下水道局	管理段階	37	37	100	5
10	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	計画段階	18	18	100	5
11	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	34	31	91.2	5
12	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	管理段階	31	31	100	5
13	古利根川流域下水道事業	下水道局	計画段階	18	18	100	5
14	古利根川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	34	31	91.2	5
15	古利根川流域下水道事業	下水道局	管理段階	31	31	100	5
16	荒川上流下水道事業	下水道局	計画段階	18	18	100	5
17	荒川上流下水道事業	下水道局	設計・施工段階	34	31	91.2	5
18	荒川上流下水道事業	下水道局	管理段階	31	31	100	5
19	市野川流域下水道事業	下水道局	計画段階	18	18	100	5
20	市野川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	34	31	91.2	5
21	市野川流域下水道事業	下水道局	管理段階	31	31	100	5
22	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	計画段階	18	18	100	5
23	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	34	31	91.2	5
24	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	管理段階	31	31	100	5

現在、流域下水道事業は、公共下水道\*の普及促進に伴う関連市町からの流入下水量の増加と将来の流域人口減少を見据えた、下水処理施設の整備を行っています。また、施設の老朽化や耐震化対策に伴う改築・更新を並行して行っています。

計画段階では、水質向上に向けた水処理施設への高度処理の導入、汚泥の減容化・有効活用のための汚泥処理施設の導入を事業計画に位置付けました。

設計・施工段階では、施設への高効率機器の導入を進めるとともに、環境対策型建設機械の使用や再生材の利用など環境へ配慮した工事施工に努めました。

管理段階では、運転管理の工夫などにより水質改善や効率的な汚泥処理の実現を図りました。また、ホームページで県民に対して流域下水道事業の情報提供を行いました。

汚泥消化ガス発電設備の導入による下水汚泥\*の有効活用や、汚泥焼却炉の自燃運転により温室効果ガス排出量が削減されました。

また、段階的高度処理など水処理施設の適切な運転管理により、水質環境基準\*を満たし水質保全に寄与しました。

#### ⑥ 廃棄物処理施設の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	13号埋立地埋立て	環境部	管理段階	24	23	95.8%	5

廃棄物処理施設の整備に当たっては、公害\*のない衛生的な最終処分場\*として建設管理し、地域環境の保全を図っています。

廃棄物の飛散や流出・害虫・悪臭などの発生をなくすため、毎日の受入終了後に廃棄物の表面に覆土を行い、廃棄物が表面に出ない方法で埋立てを行いました。覆土に使用する土砂については、埋立地の造成工事で発生したものをストックし、使用しました。

また、廃棄物に触れた水の公共下水道への放流や、埋立地周辺への防塵対策として、散水車による散水を実施しました。

さらに、埋立地周辺に植えた樹木や埋立地周辺に設置したビオトープの管理(外来種\*の駆除、在来種の生息調査)を行うとともに、年間を通して視察者を受け入れ、学習機会の場としての活用も図っています。

#### ⑦ 住宅団地の建設

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	03県住大宮植竹団地	都市整備部	施工段階	19	17	89.5	4

県営住宅の建設に当たっては、周辺地域の景観や自然環境に配慮し、建物の配置や構造を工夫するとともにオープンスペースの緑化や樹木の有効活用を図っています。

また、建物の耐久性に配慮し、エネルギーの効率的利用を図るなど、設計において地球環境の保全に努めています。

さらに、施工段階においては、造成工事を最小限に抑えるなど、周辺環境への負担を少なくするよう努めるとともに、低騒音又は低振動型の建設機械を採用し、周囲の生活環境の保全に配慮しました。

## ⑧ 農業農村の整備

(用排水施設整備事業)

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	農地防災事業 神戸沼地区	農林部	施工段階	17	15	88.2	4
2	農地防災事業 大沼（大）地区	農林部	施工段階	15	14	93.3	5
3	農地防災事業 弁天池地区	農林部	施工段階	21	19	90.5	5
4	農地防災事業 真栄堰地区	農林部	施工段階	12	11	91.7	5
5	水辺周辺活用事業（農業用水） 会の川地区	農林部	施工段階	15	13	86.7	4
6	農地防災事業 稲荷木落5期地区	農林部	施工段階	13	11	84.6	4
7	かんがい排水事業（長寿命化対策） 九尺排水機場地区	農林部	施工段階	11	10	90.9	5
8	農地防災事業 古利根堰地区	農林部	施工段階	9	8	88.9	4

本事業は、農業の用排水に係る施設を整備するものです。用排水施設は、動植物の生息の場として貴重な水辺空間であることから、事業の実施に当たっては埼玉県環境配慮方針に基づき、農村の環境保全や生態系\*への配慮など、環境への負荷を軽減する取り組みを行っています。

施工に当たり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮したほか、ため池の堤体に一部土部分を既設利用して整備することで、植生の保全に配慮を行いました。

## (ほ場整備事業)

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	ほ場整備事業 大串裏田地区	農林部	施工段階	12	11	91.7	5
2	ほ場整備事業 中太田第2期地区	農林部	施工段階	21	19	90.5	5
3	ほ場整備事業 下増田地区	農林部	施工段階	12	10	83.3	4
4	ほ場整備事業 村君第2期地区	農林部	施工段階	17	14	82.4	4
5	ほ場整備事業 鴻巣・行田地区	農林部	施工段階	13	11	84.6	4
6	ほ場整備事業 小平地区	農林部	施工段階	9	8	88.9	4

ほ場整備事業は、農地の区画整理を主要な工事として、併せて道路や水路等の整備を行うものです。事業の実施に当たっては、埼玉県環境配慮方針に基づき、農村環境の保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減するための取り組みを行っています。

構造物の整備に当たり、基礎や舗装の材料に資源の循環に配慮した再生材を使用したほか、排水路の護岸においては、水路底を土砂で整備し、生態系へ配慮しました。

## ⑨ 治山、森林管理道整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要 チェック数	実施 チェック数	実施率	評価
1	森林管理道事業（原市場名栗線改良）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
2	森林管理道事業（原市場名栗線改良）	農林部	施工段階	21	15	71.4	3
3	森林管理道事業（西名栗線改良）	農林部	施工段階	21	16	76.2	3
4	森林管理道事業（大名栗線改良）	農林部	施工段階	21	15	71.4	3
5	森林管理道事業（有馬線改良）	農林部	施工段階	21	15	71.4	3
6	予防治山工事（芳延）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
7	予防治山工事（芳延）	農林部	設計段階	21	18	85.7	4
8	予防治山事業（穴沢）	農林部	施工段階	21	18	85.7	4
9	緊急予防治山工事（中沢）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
10	緊急予防治山工事（中沢）	農林部	設計段階	21	18	85.7	4
11	山村生活安全対策事業（黒山）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
12	山村生活安全対策事業（黒山）	農林部	設計段階	21	18	85.7	4
13	山村生活安全対策工事（前ノ谷）	農林部	施工段階	21	18	85.7	4
14	森林管理道改良事業（明ヶ平沢戸線）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
15	森林管理道改良事業（明ヶ平沢戸線）	農林部	設計段階	19	17	89.5	4
16	森林管理道改良事業（金山志賀坂線）	農林部	施工段階	15	11	73.3	3
17	森林管理道開設事業（御岳山2号線）	農林部	施工段階	19	16	84.2	4
18	森林管理道改良事業（大血川線）	農林部	設計段階	21	16	76.2	3
19	予防治山工事（高指沢）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
20	予防治山工事（高指沢）	農林部	設計段階	21	18	85.7	4
21	予防治山工事（三番）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
22	予防治山工事（三番）	農林部	設計段階	21	17	81.0	4
23	予防治山事業（栗尾沢）	農林部	施工段階	21	18	85.7	4
24	山村生活安全対策事業（大血川）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
25	山村生活安全対策事業（大血川）	農林部	設計段階	21	18	85.7	4
26	山村生活安全対策事業（丸山）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
27	山村生活安全対策事業（丸山）	農林部	設計段階	21	18	85.7	4
28	山村生活安全対策事業（丸山）	農林部	施工段階	21	18	85.7	4

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
29	山村生活安全対策事業（大滑）	農林部	施工段階	21	17	81.0	4
30	山村生活安全対策事業（定峰）	農林部	施工段階	21	17	81.0	4
31	森林管理道整備事業（荻殿線）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
32	森林管理道整備事業（荻殿線）	農林部	設計段階	21	15	71.4	3
33	森林管理道整備事業（勝呂入山線）	農林部	施工段階	21	15	71.4	3
34	山村生活安全対策事業（高牛）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
35	山村生活安全対策事業（高牛）	農林部	設計段階	21	15	71.4	3
36	山村安全対策事業（門林）	農林部	計画段階	5	4	80.0	4
37	山村安全対策事業（門林）	農林部	設計段階	21	16	76.2	3
38	山村安全対策事業（門林）	農林部	施工段階	21	16	76.2	3

治山事業の実施に当たっては、緑化可能な箇所については植栽工や植生基材による緑化を図ったほか、間伐材による木柵工や筋工を実施し木材利用の推進を図りました。工事材料の選定に当たっては再生碎石を利用するなど資源の循環利用に努めました。さらに、現況の地形を大幅に改変しない工法を検討するとともに排出ガス対策型の建設機械を使用しました。

森林管理道の整備に当たっては、環境対策型機械の使用などにより、環境配慮方針の実践に努めました。また、擁壁工においては鋼製L型擁壁を用い、建設発生土の発生を抑えるように努力するとともに、発生した建設発生土は路線内で処理するように努めました。さらに、再生碎石の利用により、環境負荷の少ない資材の使用に努めました。

#### ⑩ 工業団地、工業用地の造成

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地整備事業	企業局	設計・実施段階	42	30	71.4	3
2	富士見上南畠地区産業団地整備事業	企業局	設計・実施段階	43	34	79.1	3
3	鴻巣箕田地区産業団地整備事業	企業局	設計・実施段階	44	35	79.5	3
4	久喜高柳地区産業団地整備事業	企業局	設計・実施段階	43	31	72.1	3

工業団地の造成に当たっては、土地利用が農地等から工業用地に大きく変化することから、条例に基づく環境影響評価\*（施行面積20ha未満の地区では、条例に準じた環境影響調査）を実施し、環境配慮方針の具体化に努めています。

調査・計画段階では、開発に伴う公園緑地や地区境界に緩衝緑地帯を設けることで、自然環境や周辺環境との調和に配慮した工業団地を計画しました。

設計・実施段階では、環境影響評価書や環境調査に示された環境保全措置を実施することで、環境に配慮した工業団地の造成に努めています。

**【造成工事における主な環境配慮事項】**

- ① 大気汚染に係る防塵対策として、防塵ネットの設置や団地内散水等の実施
- ② 騒音・振動等に係る対策として、工事車両への規制（アイドリングストップ\*や低速走行の徹底、低騒音・低振、排出ガス対策型機種の採用等）
- ③ 水質汚濁対策として、河川への濁水流出を抑制するため仮沈砂施設の設置等
- ④ 開発区域内で確認された保全すべき植物等の移植や生息環境の確保

主な成果として、環境影響調査により把握した大気、騒音の現況、希少動植物の生息状況等を踏まえて環境配慮事項を整理し、工業団地の設計に反映することができました。

また、盛土、切土量が縮減されるよう造成高や調整池排水勾配等を設定し、その結果、搬出入の運搬車両が抑制され、大気汚染、交通騒音等の環境負荷を低減させました。

**(11) 水道施設の整備**

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	大久保浄水場高度浄水処理施設整備事業	企業局	施工段階	31	16	51.6	2

水道施設の新設や改良・更新に当たっては、環境に配慮した機器の選定や環境負荷の少ない工法の選定などについて十分考慮しています。

また、施工に当たっては、再資源化資材の有効活用、掘削土の工事間利用など環境負荷を少なくするよう取り組んでいます。

水道施設の整備は長期間に渡るため、周辺の生活環境へ与える影響が大きいことが想定されることから、環境対策型建設機械の採用を図るなど、工事期間中の騒音・振動対策を適切に実施し、周辺の生活環境の保全に配慮しました。

**(12) 建築物の建設、工作物の設置**

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	朝霞児童相談所（仮称）・一時保護所整備費	福祉部	設計段階	44	38	86.4	4
2	一時保護所環境改善・機能強化推進事業	福祉部	設計段階	45	39	86.7	4
3	23朝霞児童相談所（仮称）新築工事	都市整備部	施工段階	21	20	95.2	5
4	24大宮工業高校情報科実習棟新築工事	教育局	設計段階	41	30	73.2	3

福祉部では、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律や埼玉県建築物環境配慮制度などの基準に従い、環境性能に配慮した建築物の整備に努めました。

また、太陽光発電設備の設置を検討するとともに、断熱材や断熱ガラスの使用による断熱性能の向上、高効率型空調機、全熱交換器、LED照明設備及び太陽熱温水器などにより、省エネ化・創エネ化を計画し、環境に配慮した建築物としました。

都市整備部では、基本設計の段階から、環境等への配慮や周辺地域への配慮を基本的な考え方とし、周辺環境に調和する施設づくりのため、配置・立面・断面・仕上・外構のそれぞれの計画に反映させました。

**【主な配慮事項】**

- 周辺の多くの建物は2階建てであることから、地域との調和を図るとともに、近隣建物への日影や圧迫感が少ない形状とした。
  - 周辺地域の緑との調和を図るため立面デザインに木製ルーバーを採用した。
  - 朝霞市景観計画、景観条例に基づいた色彩計画を基本とし、みどり豊かな周辺環境に調和した落ち着きのある色彩計画とした。
  - 駐車スペースは緑地舗装とし、園庭は周囲への砂埃の飛散防止に配慮してグランド舗装とした。
  - LED照明器具等による省エネルギー化による二酸化炭素排出量を削減した。
  - 周辺への光害防止として、外灯等による外部への漏れ光低減を図った。さらに、施工段階においても、騒音・振動対策として、防音シートや防振マットなどを採用し、雨水貯留槽や太陽光発電設備などを設置して周辺環境への負荷低減に努めた。
- 施工段階においては、低振動又は低騒音型の建設機械を採用し、周辺の生活環境の保全に配慮しました。また、保育室の腰壁や外壁ルーバーなど県産木材を使用し、環境負荷の低減に努めました。
- 教育局では、構想・計画段階から設計段階において、省エネルギー化の推進や周囲の生活環境への配慮など検討を行い、環境保全や省エネルギー化に努めました。

## 第11節 埼玉県環境基本計画関係

### 第5次埼玉県環境基本計画－29指標－

I 温室効果ガス\*排出実質ゼロとする脱炭素社会\*、持続的な資源利用を可能とする循環型社会\*づくり

施 策 の 方 向		指 標	目標 設定 時	直 近 値	最 終 目 標 値	単 位
1	気候変動対策の推進	温室効果ガスの排出量削減率	H30年度 12* <sup>45</sup>	R4 年度 19.6	R8 年度 35	%
		新車（乗用車）販売台数における電動車の割合	R元年 39.9	R6 年 63.5	R8 年 56.0	%
2	資源の有効利用と廃棄物*の適正処理の推進	一般廃棄物*の再生利用率	R元年度 23.7	R5 年度 24.3	R8 年度 35.0	%
		家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	R元年度 528	R5 年度 490	R8 年度 428	g/人・日
		食品ロス*量	H30年度 26.6	R4 年度 18.0	R8 年度 23.3	万t
		一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量	R元年度 34	R5 年度 30	R8 年度 27	g/人・日
		産業廃棄物*の最終処分量	R元年度 19.3	R5 年度 15.5	R8 年度 14.8	万t

\*45 策定時に判明していた暫定値であり、確定値は11.8。ただし、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、再計算される場合がある。

## II 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

施 策 の 方 向		指 標	目 標 設 定 時	直 近 値	最 終 目 標 値	单 位
3 みどりの保全と創出	身近な緑の創出面積		—	R4年度～R6年度の累計	R4年度～R8年度の累計	ha
			—	179.6	250.0	
	緑の保全面積		R2年度	R6年度	R8年度	ha
			557	569.3	569	
	みどりのポータルサイトへのアクセス数		R2年度	R6年度	R8年度	回/年
			17,000	85,627	35,000	
	森林の整備面積		—	R4年度～R6年度の累計	R4年度～R8年度の累計	ha
			—	3,936	12,500	
	県産木材の供給量		R2年度	R6年度	R8年度	m <sup>3</sup>
			96,000	87,000	120,000	
4 生物多様性*と生態系*の保全	民有林内の路網密度		R2年度末	R6年度末	R8年度末	m/ha
			23.2	24.5	25.4	
	希少野生動植物種*の新規保護増殖箇所数		—	R4年度～R6年度の累計	R4年度～R8年度の累計	箇所
			—	7	10	
	生物多様性の認知度		R2年度	R6年度	R8年度	%
			67.7	67.8	75.0以上	

施 策 の 方 向		指 標	目標 設定 時	直 近 値	最 終 目 標 値	单 位
5	恵み豊かな川との共生と水環境の保全	SAITAMAリバーサポーターズの個人サポーター数（累計）	R2 年度末 0	R6 年度末 21,893	R8 年度末 24,000	人
		生活排水処理率	R2 年度 93.1	R6 年度 94.3	R8 年度 100.0	%
		環境基準*（BOD*）を達成した河川の割合	R2 年度 95	R6 年度 91	R8 年度 100	%
		1年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積	R2 年度 0	R6 年度 0	R8 年度 0	m <sup>2</sup>
6	安全な大気環境や身近な生活環境の保全	微小粒子状物質（PM2.5）*の濃度	R2 年度 10.3	R6 年度 9.2	R8 年度 10.0	μg/m <sup>3</sup>
		建築物の解体等現場における大気環境中の石綿*濃度1本/L以上の現場数	R2 年度 1	R6 年度 1	R8 年度 0	—
		化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数（累計）	R2 年度 493	R6 年度 1,110	R8 年度 1,150	事業所

## III あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

施 策 の 方 向		指 標	目標設定時	直 近 値	最 終 目 標 値	単 位
7	経済との好循環と環境科学・技術の振興	環境SDGs*関連セミナーの参加企業数（累計）	R2年度	R6年度	R8年度	社
		80	560	780		
		研究成果の発表件数（累計）	R2年度	R6年度	R8年度	件
		3,479	4,211	4,700		
		環境分野における海外との交流者数（累計）	R2年度	R6年度	R8年度	人
		1,045	1,385	1,480		
8	地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数	R2年度末	R6年度末	R8年度末	市町村
		0	56	全市町村		
		地域清掃活動団体の登録数（累計）	R2年度末	R6年度末	R8年度末	団体
		787	995	1,080		
		環境アドバイザー*及び環境学習応援隊*の数（累計）	R2年度末	R6年度末	R8年度末	者
		188	227	248		
		環境科学国際センター利用者数（累計）	R2年度	R6年度	R8年度	人
		977,031	1,151,072	1,246,000		

# 広報物等の作成状況

## 環境政策課

(048-830-3015)

埼玉県環境白書  
 ●埼玉県環境基本計画  
 埼玉県エコサポートガイドブック  
 環境学習のススメ  
 親子で楽しむ環境学習ガイドブック  
 環境アセスメント  
 —埼玉県環境影響評価制度のあらまし—

## 温暖化対策課

(048-830-3035)

地球温暖化対策計画制度 目標設定型排出量取引制度  
 広げよう！STOP温暖化—未来の私たちのために—  
 (地球温暖化対策教育副読本)  
 未来のために「今」できること  
 ~あなたの行動が地球温暖化を止める~

## 大気環境課

(048-830-3055)

光化学スモッグの発生状況  
 大気汚染常時監視測定結果報告書  
 大気環境調査事業報告書  
 化学物質管理制度のご案内  
 特定化学物質管理指針の改正について  
 化学物質と私たちのくらし  
 環境コミュニケーション事例集  
 環境コミュニケーション活動ガイドブック  
 埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係

埼玉県の大気規制（固定発生源）〈粉じん発生施設関係〉

大気汚染防止法に基づく特定粉じん（石綿）  
 排出等作業に係る規制

廃棄物焼却炉の規制について

ダイオキシン類に関する規制について

大気汚染防止法に基づく水銀排出施設に係る規制

有害大気汚染物質の規制について

埼玉県の大気規制

揮発性有機化合物（VOC）・炭化水素類関係  
 石綿飛散防止対策マニュアル2022

埼玉県第一種フロン類充填回収業者登録申請手続  
 案内

第一種フロン類引取等業者認定手続案内

～省令第49条認定業者～

自動車リサイクル法引取業者登録申請手続案内

自動車リサイクル法フロン類回収業者登録申請手  
 続案内

埼玉県の地球温暖化対策〈自動車対策の概要〉

埼玉県生活環境保全条例による自動車対策の概要

## 水環境課

(048-830-3078)

自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果

航空機騒音調査結果

東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果

埼玉県地盤沈下調査報告書

地盤沈下・地下水位観測年報

公共用水域及び地下水の水質測定結果

事業者のみなさまへ（悪臭の規制）

事業者のみなさまへ

(工場・事業場における騒音・振動の規制)

事業者のみなさまへ

(屋外作業場等の騒音・振動の規制)

建設業のみなさまへ

夜間に営業を行うみなさまへ

公害防止組織制度について

拡声機騒音の規制について

夜10時以降に飲食店営業するみなさまへ

埼玉県の水質規制（工場・事業場）

工場・事業場等排水の水質規制

工場・事業場等排水の暫定排水基準

工場・事業場等の水質規制

(地下水汚染の未然防止)

地下水汚染の未然防止に係る届出について

(水質汚濁防止法第5条第3項)

工場・事業場排水の総量規制

(事業者の皆さまへ)異常水質事故の未然防止に御協力をお願いします。

(工事業者の皆さまへ)異常水質事故の未然防止に御協力をお願いします。

埼玉県生活排水処理施設整備構想

リバチャリの手引き

リバ犬活動のススメ

子どもたちにきれいな水を

地下水採取の規制

土壤環境及び地下水質の保全

産業廃棄物指導課

(048-830-3125)

不法投棄・野外焼却は犯罪です！(リーフレット・ポスター)  
 産業廃棄物を排出する人が一番はじめに覚えるルール  
 産業廃棄物の取扱いについて「排出事業者の処理責任」  
 あなたが出した産業廃棄物は、きちんと処理されていますか？  
 プラスチックや金属を屋外保管するときは許可が必要になります！

資源循環推進課

(048-830-3105)

第9次埼玉県廃棄物処理基本計画  
 (埼玉県食品ロス削減推進計画)  
 一般廃棄物処理事業の概況  
 埼玉県災害廃棄物処理指針  
 食品ロスをなくそう！  
 —食品ロス削減対策取組事例集—

みどり自然課

(048-830-3140)

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例  
 ●鳥獣保護区等位置図  
 埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園  
 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里  
 さいたま緑の森博物館  
 緑化計画届出制度 届出等の手引  
 緑化計画届出制度 届出のあらまし  
 埼玉県園庭・校庭芝生マニュアル  
 第3次埼玉県広域緑地計画  
 彩の国みどりの基金への御寄附のお願い  
 緑のトラスト運動に御協力を！  
 緑のトラスト保全地ガイド  
 埼玉県生物多様性保全戦略（2024（令和6）年度～2031（令和13）年度）

環境科学国際センター

(0480-73-8331)

埼玉県環境科学国際センター報  
 ●埼玉県地質地盤資料集  
 サクラの外来害虫“クビアカツヤカミキリ”被害防止の手引  
 埼玉県環境科学国際センター研究シーズ集  
 ●埼玉県レッドデータブック動物編2018  
 ●埼玉県レッドデータブック植物編2024

環境整備センター

(048-581-4070)

施設案内  
 (埼玉県環境整備センター・彩の国資源循環工場)

広報物の詳細については、各課所へお問い合わせください。

「●」は県政情報センターで販売しています。  
 購入方法については、

県政情報センター（☎ 048-830-2543）  
 にお問い合わせください。

# 施設の設置状況

## 【埼玉県環境科学国際センター】

《場 所》加須市上種足914

《電 話》0480-73-8363

《交 通》・JR高崎線鴻巣駅東口から加須車庫・加須駅南口行きバス「環境科学国際センター」下車徒歩3分

・東武伊勢崎線加須駅南口から免許センター・鴻巣駅行きバス「環境科学国際センター」下車徒歩3分

<https://www.pref.saitama.lg.jp/cess/index.html>

子供から大人までが環境問題に興味を持ち、気軽に、楽しく学べる体感型の展示館（彩かんかん）のほか、屋外には自然観察や野外作業など、身近な自然とふれあいながら環境学習できる生態園がある。また、環境学習のための情報コーナー、図書コーナー、研修室などを備え、各種講座や研修を実施している。

## 【埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園】

《場 所》北本市荒井5-200

《電 話》048-593-2891

《交 通》JR高崎線北本駅西口から、北里大学メディカルセンター行きバス「自然観察公園前」下車

<https://www.saitama-shizen.info/>

自然学習センターには自然について学習し理解してもらうための展示やシアター、図書情報コーナーを設置している。また、自然観察会や工作教室など週末を中心に多くのイベントを実施している。

## 【埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター】

《場 所》所沢市大字荒幡782番地

《電 話》04-2939-9412

《交 通》西武狭山線下山口駅から約1km、徒歩約15分

<https://www.ikifure.info/>

狭山丘陵いきものふれあいの里の中心施設として、展示室、観察バルコニー、講義室などがあり、狭山丘陵の自然や文化について学び、体験することができる。自然観察会や里山体験講座など様々なプログラムを実施している。

《開館時間》9:30~16:30（入館は16:00まで）

《休 館 日》月曜日（祝日、県民の日の場合は開館）、開館した月曜日の翌平日（月曜日が県民の日の場合を除く。）、12月29日～1月3日

《入 場 料》一般300円、学生・高校生200円（中学生以下、障害者手帳等をお持ちの方及びその介護者1名は無料）

《開館時間》9:00~17:00（夏休み期間中・年末年始は時間変更あり）

《休 館 日》月曜日（休日、県民の日の場合は開館）、休日の翌日（土、日、休日の場合は開館）

《入 館 料》無 料

《開館時間》9:00~17:00

《休 館 日》月曜日（休日、県民の日の場合は開館）、休日の翌日（土、日、休日の場合は開館）、12月29日～1月3日

《入 館 料》無 料

<p><b>【さいたま緑の森博物館】</b></p> <p>《場 所》入間市宮寺889-1      《電 話》04-2934-4396      《交 通》西武池袋線小手指駅南口から宮寺西もしくは金子駅入口行きバス「荻原」下車徒歩約12分  <a href="https://saitama-midorinomori.jp/">https://saitama-midorinomori.jp/</a></p>	<p>《開館時間》9:00~17:00      《休 館 日》月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休日の翌日(土、日、休日の場合は開館)、12月29日~1月3日      《入 館 料》無 料</p>
<p>狹山丘陵の雑木林を保全し、雑木林や湿地などの自然そのものを野外展示物とした自然観察の場で自然の大切さや人と自然のかかわりなどを学ぶことができる。自然観察会や雑木林体験イベントなども実施している。</p>	
<p><b>【埼玉県県民の森】</b></p> <p>《場 所》横瀬町大字芦ヶ久保字丸山北平896      《電 話》0494-23-8340 (FAX同じ)          (冬季・埼玉県農林公社森林局0494-25-0291)      《交 通》西武秩父線芦ヶ久保駅から徒歩約2時間  <a href="http://www.chichibu.ne.jp/~mori/index.html">http://www.chichibu.ne.jp/~mori/index.html</a></p>	<p>《開館時間》9:00~16:30      《休 館 日》(冬季休業)          12月1日~2月末日      《利 用 料》無 料</p>
<p>横瀬町の丸山の北側にあり、面積68ha。家族広場、水辺の広場、広葉樹の森などがあり、楽しみながら自然に触れることができる。間伐作業等、林業の体験イベントなども実施している。冬季休業。</p>	
<p><b>【埼玉県森林科学館】</b></p> <p>《場 所》秩父市中津川447      《電 話》0494-56-0026      《FAX》0494-56-0028      《交 通》秩父鉄道三峰口駅から中津川行きバス「中津川」下車 ※当面運休中  <a href="http://sainourin.or.jp/skagakukan/">http://sainourin.or.jp/skagakukan/</a></p>	<p>《開館時間》9:00~17:00      《休 館 日》12月29日~1月3日      《入 場 料》無 料          (ただし、木工工作室、学習室を利用する場合は有料)</p>
<p>約3,000haの森の中に、七つの森ゾーンや森林の働きを学習できる森林科学館などがあり、自然体験を通して、森林の大切さや人と自然との関わりなどを学ぶことができる。宿泊施設こまどり荘が併設されている。</p>	
<p><b>【埼玉県みどりの村】</b></p> <p>《場 所》小鹿野町大字飯田853      《電 話》0494-75-3441      《交 通》西武秩父線西武秩父駅から栗尾行きバス「滝原団地前」下車徒歩約20分  <a href="http://midorino-mura.com/">http://midorino-mura.com/</a></p>	<p>《利用時間》9:00~16:30      《休 業 日》12月29日~1月3日      《利用料等》無 料          (一部有料施設あり)</p>
<p>西秩父に位置し、面積約17haの緑に親しみながら農林業の理解を深め、都市と山村の交流ができる施設。子どもの広場、体験農園等があり、年間を通して楽しめる。</p>	

<p><b>【埼玉県立自然の博物館】</b></p> <p>《場 所》長瀬町長瀬1417-1      《電 話》0494-66-0404      《F A X》0494-69-1002      《交 通》秩父鉄道上長瀬駅から徒歩5分    <a href="https://www.shizen.spec.ed.jp">https://www.shizen.spec.ed.jp</a></p>	<p>《開館時間》9:00~16:30（入館は16:00まで）      ※7・8月は30分延長      《休 館 日》月曜日(祝日・振替休日、県民の日、5/1、5/2、7・8月の月曜日は開館)、12月29日~1月3日      《観 覧 料》一般200円、学生100円(中学生以下、障害者手帳をお持ちの方及びその介護者1名は無料)</p>
<p>埼玉の自然とその生い立ち、自然と人との共生について、化石や岩石、動物標本や植物レプリカなど多くの資料により分かりやすく展示・解説している。また、自然史講座や野外観察などの各種イベントを行なっているほか、県内の自然史に関する資料の収集、整理及び調査研究等を行なっている。</p>	
<p><b>【埼玉県立川の博物館】</b></p> <p>《場 所》寄居町小園39      《電 話》048-581-7333      《F A X》048-581-7332      《交 通》東武東上線「鉢形駅」から徒歩20分    <a href="https://www.river-museum.jp/">https://www.river-museum.jp/</a></p>	<p>《開館時間》9:00~17:00（入館は30分前まで）      ※夏休み期間は時間変更あり      《休 館 日》月曜日(祝日・振替休日、県民の日、夏休み期間は開館)、12月29日~1月3日      《入 場 料》一般410円、学生200円(中学生以下、障害者手帳をお持ちの方及びその介護者1名は無料)</p>
<p>川と人々の暮らしとの関わりや川の自然や生き物について、展示やシアター、様々な体験教室で学ぶことができる。また、屋外にはウォーターアスレチックや、総ヒノキ製の水輪を有する大水車などの数多くの親水施設があり、川に親しみ、川を知る場を提供している。</p>	
<p><b>【三峰ビジターセンター】</b></p> <p>《場 所》秩父市三峰8-1      《電 話》0494-23-1511          秩父環境管理事務所（自然環境担当）      《交 通》西武秩父線西武秩父駅か秩父鉄道三峰口駅から西武バス「三峰神社」行き終点下車    <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/b0504/mitsumine-vc/">https://www.pref.saitama.lg.jp/b0504/mitsumine-vc/</a></p>	<p>《開館時間》9:00~17:00      9:00~16:00(12月10日~3月31日)      《入 館 料》無 料</p>
<p>秩父多摩甲斐国立公園が総合的に理解できる施設。自然のしくみと人間とのかかわり合いについて、分かりやすく展示している。</p>	
<p><b>【首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）インフォメーションセンター（美の山公園内）】</b></p> <p>《場 所》秩父市黒谷2372-2（美の山・山頂）      《電 話》0494-23-1511          秩父環境管理事務所（自然環境担当）      《交 通》秩父鉄道親鼻駅から徒歩100分、和銅黒谷駅から徒歩90分    <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/b0504/minoyamakouen-top/">https://www.pref.saitama.lg.jp/b0504/minoyamakouen-top/</a></p>	<p>《開館時間》9:00~16:30      《休 館 日》7月末~3月20日頃：不定休      《入 場 料》無 料</p>
<p>首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）を総合的に案内する施設。県内のコース図やみどころ紹介のほか、美の山公園の四季折々の写真も展示している。</p>	

<b>【埼玉県立げんきプラザ】</b>	<b>【長瀬げんきプラザ】</b>	<b>【小川げんきプラザ】</b>	<b>【神川げんきプラザ】</b>
《場 所》長瀬町井戸367 《電 話》0494-66-0177 《交 通》秩父鉄道「野上」駅下車、徒歩10分	《場 所》小川町木呂子561 《電 話》0493-72-2220 《交 通》JR八高線「竹沢」駅下車、徒歩30分 東武東上線「東武竹沢」駅下車、徒歩40分	《場 所》神川町池田756 《電 話》0495-77-3442 《交 通》JR高崎線「本庄」駅、JR八高線「丹荘」駅から神泉総合支所行きバス「池田」下車、徒歩15分	
<b>【名栗げんきプラザ】</b>	<b>【大滝げんきプラザ】</b>	<b>【加須げんきプラザ】</b>	
《場 所》飯能市上名栗1289-2 《電 話》042-979-1011 《交 通》西武秩父線「正丸」駅下車約4km	《場 所》秩父市大滝5944-2 《電 話》0494-55-0014 《交 通》秩父鉄道「三峰口」駅から「急行三峯神社」行きバス「秩父湖」下車約4km	《場 所》加須市花崎456 《電 話》0480-65-0660 《交 通》東武伊勢崎線「花崎」駅下車、徒歩6分	
<p><b>※各所共通</b></p> <p>《利用料等》宿泊料のほか食事代、シーツ代、その他活動内容に応じて実費負担</p> <p>《休 所 日》原則として月曜日（休日の場合は開所）12月29日～1月3日</p> <p>子供から大人まですべての県民が、体験・交流・宿泊の場として利用できる社会教育施設。豊かな自然環境のもと環境分野を含めた多彩な生涯学習活動を行うことができる。</p>			
<b>【埼玉県長瀬射撃場】</b>			
《場 所》長瀬町大字野上下郷2395-1 《電 話》0494-66-1111 《F A X》0494-66-1112 《交 通》秩父鉄道野上駅下車約3km（タクシーは長瀬駅から約10分） <a href="https://www.nagatoro-shooting.jp/">https://www.nagatoro-shooting.jp/</a> E-mail : nsr@crda.co.jp		《開館時間》4月～10月 8:30～17:30 11月～3月 9:00～17:00 《休 業 日》毎週月曜日及び11月～3月までの第2・4火曜日（ただし、休業日が祝日に当たる場合はその翌日）、11月15～21日、12月29日～1月3日 《利 用 料》740～3,830円（個人）	
日本でも有数の規模のライフル射撃場。小口径ライフル50射座、大口径ライフル15射座、空気銃51射座。			

## 〔事前の申込み等により、見学が可能な施設〕

<b>【彩の国資源循環工場（埼玉県環境整備センター）】</b>	<b>《見学時間》</b> 9:30～16:00 送迎バス有（詳細はお問い合わせください） <b>《見 学 日》</b> 火、木、金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）
9つの民間リサイクル施設（彩の国資源循環工場）、メガソーラー及び県営の廃棄物*最終処分場*（環境整備センター）の施設を公開している。	

# 用語解説

## 〈あ行〉

### アイドリングストップ

自動車の駐停車時にエンジンを止めること。埼玉県生活環境保全条例により信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務付けられている。また、一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の掲出等が義務付けられている。

### EV (BEV)

Electric Vehicle (電気自動車) の略。BEV (Battery Electric Vehicle) とも言う。動力源の100%が電気である電動車。

### 硫黄酸化物 (SOx)

硫黄の酸化物の総称であり、大気汚染の原因物質としては主に二酸化硫黄を指す。主として石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。大気汚染防止法ではばい煙の一つとして規定し、K値規制や総量規制の対象物質としている。

### 石綿

天然に存在する繊維状鉱物で、アスベストとも呼ばれる。安価で丈夫なため、昭和30年（1955年）頃から多くの建築物等に使用されていたが、石綿の粉じんを吸い込むと肺がんや中皮腫を発症するおそれがあり、平成18年（2006年）9月以降原則として製造等が禁止されている。

### 一酸化炭素 (CO)

燃料等の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体である。生体に有害で、血液中のヘモグロビンとの結合力が酸素の約210倍であるため、酸素とヘモグロビンの結合が阻害され、酸素欠乏状態となる。主要な排出源は自動車である。

### 一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活系ごみ（いわゆる家庭ごみ）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ（いわゆるオフィスごみなど）として含まれる。

### エコアップ認証制度

環境マネジメントに取り組み、かつCO<sub>2</sub>削減等に優れた取組をしている事業所を「エコアップ認証事業所」として県が認証する制度（平成19年（2007年）開始）。認証を通して、事業者に公的な信用を付与することで、事業者の更なるCO<sub>2</sub>削減の取組を支援し、事業部門におけるCO<sub>2</sub>削減を促進することを目的としている。

### エコライフキャンペーン

県民の地球温暖化問題への関心を喚起し、脱炭素社会の構築に向けたライフスタイルへの転換を促進するため、冷暖房時の室温を夏は28°C、冬は20°Cにしても快適に過ごせる服装の工夫や取組を促すライフスタイル「クールビズ」、「ウォームビズ」などの実践を夏と冬に県民や事業者に呼びかける県民運動。

### エコライフDAY & WEEK

自らの行動でCO<sub>2</sub>排出量の削減効果が理解できる簡単なチェックシートを利用して、参加者にCO<sub>2</sub>削減・省エネなど地球温暖化防止と環境に配慮した生活を経験してもらう取組。

### SDGs

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

### LCA

ある製品やシステムが環境に与える影響をライフサイクル全体（原材料の採取から廃棄まで）で評価する手法。

### Lden (時間帯補正等価騒音レベル)

航空機が通過する際に聞こえる音の大きさについて、日中よりも負担に感じる夕方と夜間の時間帯を重みづけ（かさ上げ）した上で、一日の騒音の総エネルギー量により評価したもの。平成25年4月1日より、WECPNLに代わって航空機騒音の環境基準の評価指標として用いられている。

### OECM

国立公園や県立自然公園等の「保護地域」以外で、民間等の取組により生物多様性が保全されている地域のこと。

### オゾン層

地上10～50kmの高層の大気にあるオゾンの層。オゾン層は、有害な紫外線を吸収する働きをもつが、特定フロンによって破壊される。オゾン層の破壊により皮膚がんの増加や生態系への影響が生じるとされている。

### 汚濁負荷量

工場・事業場、各家庭等からの排水に含まれる水質を汚濁する物質量のこと。主として化学的酸素要求量(COD)、窒素(N)、りん(P)の1日当たりの総量で表される。これは都市下水や工場排水などの汚濁源から河川等へ排出される排水量とその汚濁物質の濃度をかけ合わせて算出される。湖や内湾などでは汚濁物質

が蓄積しやすいため、流入する河川の汚濁の濃度ばかりでなく、汚濁物質の総量も問題となり、この汚濁負荷量の削減が重要となる。

#### 温室効果ガス

太陽放射により暖められた地表面の熱が宇宙に逃げると、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーカーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が温室効果ガスとして定義されている。大気中の濃度が増加することで地球の平均気温の上昇（地球温暖化）をもたらす。

#### 〈か行〉

##### カーボンニュートラル（CN）

人為的な発生源による温室効果ガスの排出量と森林等の吸収源による吸収量を均衡させる（実質的な排出量をゼロにする）こと。

##### カーボンニュートラルSAITAMAネットワーク

地球温暖化対策に取り組む県内の市町村の支援を充実するため、行政、大学、企業、専門家等で構成するネットワーク組織のこと。

令和5年5月設置。県が市町村の抱える課題と、ネットワークに参加している大学・企業等が持つ解決ノウハウや専門知識・技術とのマッチングを行い、市町村の地球温暖化対策を支援。

##### 外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息・生育する生物。

##### 外来生物

外来生物法で、「海外から日本に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されている。

国外から日本に導入されるもののみを対象としてお

り、いわゆる国内由来の外来種は含まない。

また、外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものを特定外来生物という。

##### 化学的酸素要求量（COD）

生活環境項目の一つであり、水の中に含まれる有機物及び被酸化性の無機物（硫化物、第一鉄、アンモニアなど）が酸化剤によって化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。生物化学的酸素要求量（BOD）とともに水の汚濁を示す指標である。

##### ガソリンベーパー

ガソリンが蒸発して気体となった蒸気のこと。ガソリンスタンドなどで感じられる独特なにおいの正体で、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントの原因物質のひとつである揮発性有機化合物（VOC）。

##### 合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する生活排水処理施設。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等の公共用水域の汚濁を大幅に軽減する効果がある。

##### 家庭用燃料電池

都市ガス・LPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させ、利用するコージェネレーションシステム。利用段階で反応物として水しか排出せずクリーンであり、また、化学反応から電気エネルギーを直接取り出すためエネルギーロスが少ない。電気と熱の両方を有効利用することで、更にエネルギー効率を高めることが可能になる。

##### 家電製品省エネ情報提供制度

省エネ型の電気機器等の普及促進を目的として、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、一定規模以上の電気機器等販売事業者に対し、省エネルギー性能の

表示や説明など、販売する電気機器等の省エネ情報を購入者に提供するよう義務付ける制度。

##### 川の国応援団

埼玉県内の河川、農業用水、湖沼等でごみ拾い、清掃、水質改善、環境学習及び水生生物の調査等の川の再活動を行なう団体のうち、埼玉県の川の国応援団として登録している団体。

##### 環境アドバイザー

地域における自主的な環境保全活動を支援するため、環境に関する豊富な知識や経験を有する人を「環境アドバイザー」として登録し、広く県民に紹介する制度。令和2年度から、「環境教育アシスタント制度」及び「川の国アドバイザー制度」を統合した。

##### 環境影響評価（環境アセスメント）

開発事業等による公害の発生や自然環境の破壊について事業者が自ら配慮するため、当該開発事業等による環境への影響の有無等を事業の実施に先立って調査・予測・評価すること。また、事業の計画立案段階で実施される環境アセスメントを戦略的環境アセスメントという。

##### 環境学習応援隊

企業等から学校等に人材を派遣したり、学習プログラムを提供したりすることで、学校等における環境学習を支援する制度。事業の趣旨に賛同する企業等を環境学習応援隊として登録している。

##### 環境基準

環境基本法に基づき「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定めている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定めている。これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

## 環境コミュニケーション活動

事業者、住民、行政などの関係者が、化学物質など環境に関する情報を共有し、意見交換をすることにより相互理解を深める活動のこと。

住民の事業所に対する不安の解消や化学物質の排出抑制に繋がる。主な内容は、事業者の事業内容、環境活動報告、工場見学、意見交換会である。参加者は地域住民、事業者、行政、環境NPOなどである。

## 環境性能表示制度

特定建築物環境配慮計画書の提出を行った分譲マンションについて、「CASBEE(建築環境総合性能評価システム) 埼玉県」による自己評価結果（環境性能）を販売広告に表示する制度。

## 環境リスク

人の活動などによって環境に加えられる負荷が、環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼす可能性のこと。化学物質の環境リスクは、化学物質自体の有害性の程度と、呼吸や飲食、皮膚接触などによりどれだけ化学物質に接したか（暴露量）によって決まる。

## 関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱

平成3年に国が策定したもの。地盤沈下対策を必要としている地域を保全地域（面積1,824.93km<sup>2</sup>）として定め、地下水採取規制や水準測量等を行っている。

## 希少野生動植物種

野生動植物のうち、その種の存続に支障を來す程度に個体数が著しく少ないか、又は、著しく減少しつつあるもの。

## 揮発性有機化合物（VOC）

VOCはVolatile Organic Compoundsの略。炭素を含む化合物のうち、揮発しやすく大気中で気体となる性質を持つ化合物の総称。塗料、インクなどに含まれ、微小粒子状物質や光化学オキシダント等の原因物質である。

## 近郊緑地保全区域

大都市部の周辺において、地域住民の健全な生活環境を確保し、無秩序な市街地化を防止するため、広域的な見地から緑地を保全する区域。土地の形質変更などを行うに際し届出が必要となる。

## 菌体りん酸肥料

下水汚泥資源の活用拡大に向け、令和5年10月に新たに定められた肥料の公定規格。品質管理が徹底された汚泥肥料を登録対象としており、登録により従来の汚泥肥料では認められていなかった肥料成分「りん酸」の濃度保証や他の肥料との配合による成分調整が可能となる。

## グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

## グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

## K値規制

大気汚染防止法において硫黄酸化物の排出基準として取り入れられている規制方式をいう。この基準は、次式で算出される硫黄酸化物の許容限度量で表す。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

(q : 硫黄酸化物の許容限度量 (m<sup>3</sup>N/h),

He : 煙突の有効高さ (m))

このK値の大小により排出基準の厳しさの程度が設定されることから、K値規制とよばれる。

## 下水汚泥

下水道終末処理場内の水処理施設で、汚水から汚れを沈殿させたもの。下水汚泥は処理場内の汚泥処理施設で濃縮・脱水された後、焼却され灰はセメント原料としてリサイクルされるほか、一部は固形燃料に加工されるなど有効利用されている。

## 県外産業廃棄物事前協議制度

県外で発生した建設系産業廃棄物を県内の処理施設に搬入して処理する場合に排出事業者に対し県への事前協議を義務づける制度。

## 健康項目

水質汚濁に係る物質のうち、人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質として基準が設定されている項目をいう。シアンをはじめ、蓄積性のある重金属類のカドミウム、水銀、鉛、また科学技術の進歩で人工的に作り出した物質であるPCBなどがある。

公共用水域に対しては人の健康の保護に関する環境基準、工場等からの排出水に対しては一般排水基準の有害物質として項目別に基準が設定されている。

## 建築物環境配慮制度

埼玉県内の建築物で、延べ面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上の新築等する場合に、建築主に「特定建築物環境配慮計画」の提出を義務付けている。この特定建築物環境配慮計画については、「CASBEE(建築環境総合性能評価システム) 埼玉県」による自己評価結果（環境性能）の添付を求めるとともに、その概要を公表している。

なお、さいたま市及び川越市は、独自条例を運用しており、本制度の対象外。

## 公害

環境基本法では「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」とされている。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生育環境が含まれる。

## 公害防止主任者

公害防止管理者（※）の選任要件よりも規模が小さい工場、若しくは公害防止管理者の選任義務が課されない事業場における公害防止体制の整備を図るため、埼玉県生活環境保全条例に基づき一定規模以上の施設

を有する工場・事業場において選任が義務付けられている者。

※「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、一定規模以上の製造業等の工場において選任が義務付けられている者。

#### 光化学スモッグ／光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場や自動車の排出ガス等に含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線で光化学反応を起こすことにより発生する有害な酸化性物質。この濃度が高くなり、白くもやがかかったようになった状態が光化学スモッグと呼ばれる。光化学スモッグが発生すると、眼や喉などの粘膜に対する健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。

#### 公共下水道

市街地の雨水を速やかに河川等へ排除し、また、家庭や工場から排水される汚水を集め終末処理場で処理し河川等に放流するもので、市町村が建設・管理する下水道。

#### 公共用水域

河川や湖沼、港湾など公共の用に供される水域とこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路など公共の用に供される水路のこと。

ただし、公共下水道及び流域下水道で終末処理場を設置しているもの、その流域下水道に接続する公共下水道は除く。

#### コーデネレーションシステム

都市ガス、石油、LPGなどを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などの方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステム。回収した廃熱を利用することにより、エネルギーの効率が高くなる。

#### 固定価格買取制度

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの

普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

#### こどもエコクラブ

幼稚から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することで、身近な自然を大切に思う心や、環境問題解決のために自ら考えて行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的とする。

#### 〈さ行〉

##### サーキュラーエコノミー（CE）

生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図る経済活動。

##### 災害廃棄物処理支援協定締結団体

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会及び埼玉県一般廃棄物連合会等

##### 最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物最終処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、しゃ断型（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）がある。

##### 再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーの総称。

##### 埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム

「ワンチームで埼玉版SDGsを推進する」という目的に賛同した企業・団体等で構成され、官民連携でメールマガジンなどによる情報共有や、シンポジウム開催等による普及・啓発を行う場。

##### 埼玉県SDGsパートナー登録制度

SDGsの取組を自ら実施、公表する県内企業・団体等を県が登録する制度。

#### 埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度

環境分野のSDGsの達成に向けた取組を宣言し、一定の要件を満たす企業等の取組を県ホームページ等で発信する制度。

#### SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト

埼玉の豊かな川を育む自発的な活動が持続的に行われるよう、県民・団体・企業の取組を県が支援していくプロジェクト。川の国応援団に加えて、個人と企業の参画を得て連携を強化し、川との共生や川の魅力創出に向けた活動を活性化することでSDGsの実現を目指す。

#### 彩の国環境大学

地域で環境保全活動や環境学習活動を行うリーダーを育成することを目的とした環境学習講座。基礎課程と実践課程がある。

#### 彩の国資源循環工場

寄居町にある埼玉県環境整備センター内に先端技術を有する民間リサイクル施設を集積した総合的な資源循環モデル施設。廃棄物の再資源化施設、環境負荷の軽減に寄与する製造業の施設が操業しており、現在、第1期事業では7社の再資源化施設が、また、第2期事業では2社の再資源化施設と4社の製造施設が立地して事業を展開している。

#### 彩の国ふるさとでんき（埼玉県産CO<sub>2</sub>オフセット電力メニュー）

県内の事業者向けに、県内のFIT発電所で発電された電力や卒FITを迎えた家庭から生まれる余剰電力で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を、非化石証書として活用した実質CO<sub>2</sub>フリーの県産の電力メニューのこと。

#### 彩の国ロードサポート制度

美しい道路環境づくりのため、住民団体・学校・企業などがボランティアで道路の清掃美化活動に取り組む制度。ボランティアで歩道の清掃活動や、植樹帯の花植えなどの美化活動を行う団体に対し、道路管理者

の県が、用具や花苗の提供、表示板の設置などの支援を行う。

### 里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令により定められた20種類（汚泥、廃油、廃プラスチック等）の廃棄物。このうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る危険性の高い産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物に分類される。

### 三富地域

三富新田（三芳町上富、所沢市中富・下富）とその周辺に広がる、畑と平地林がまとまって残る畑作地帯。川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町にまたがる。平地林の落ち葉をたい肥として畑に還元する農法も継続されている。

### 臭気指数規制

平成18年10月1日から悪臭防止法に導入された規制方式。「におい」全体の強さを人間の嗅覚を利用して測定するので、住民の被害感と一致しやすく、従来の物質濃度規制と比較して、多種多様な「におい」の物質に対応が可能である。この臭気指数規制の導入により、従来の規制では捕捉が困難だった複合臭を規制することができるようになった。

### 循環型社会

製品などが廃棄物になることを抑制し、それらが収集・廃棄されたときに有用なものを循環的に利用し、循環的利用ができないものは適正に処分して天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する社会をいう。

### 循環型ライフスタイル

県民が、ものを大切にし、ごみになるものはもらわない、環境に配慮した買い物をするなど環境にやさし

い生活スタイルをいう。外出時に水筒などを携帯したり、マイバッグを利用することなど。

### 浄化槽

し尿・生活雑排水（炊事、洗濯、入浴等の排水）を沈殿分離や微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、公共用水域等へ放流する施設をいう。し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水と一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。なお、法令上の用語としては、浄化槽とは合併処理浄化槽のみを指す。

### 浄水発生土

河川水を取水し、浄水場で浄水処理を行う過程（沈殿池で河川水の濁りを沈殿させる。）で排出される泥のこと。

### 植生

ある地表を覆っている植物共同体の総称。その場のあらゆる環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団で植物群落ともいう。植生は、その性質から次のように分類されている。

#### ① 原植生

人間による影響を全く受けていない植生のこととで、今日ではほとんど消滅している。

#### ② 代償植生

原植生が破壊され、代わって成立している植生のこと。

#### ③ 現存植生

現実に触れ、見ることのできる植生のこととで、人間の生活圏のほとんどすべての現存植生は、代償植生である。

#### ④ 潜在自然植生

一切の人為を停止した場合、その立地においてどのような植生になるか、理論的に考えられる植生のこと。

### 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品。事

業活動に伴って発生するものと家庭から発生するものがある。

### 侵略的外来生物

外来生物のうち、地域の自然環境に大きな影響を与える、生物多様性を脅かすおそれのあるもの。

### 水源（の）から涵養

森林の土壤が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化し、洪水を防ぎ、さらにその過程で水質を浄化する役割。

### 水素イオン濃度（pH）

水の酸性、アルカリ性を表す指標で、中性の水ではpH7、酸性になると7よりも小さく、アルカリ性では7よりも大きくなる。例えば、牛乳は弱い酸性でpH6程度、石けん液は弱いアルカリ性でpH8から9程度である。

試験紙の色やガラス電極pHメーターなどで測定する。水質関係では、生活環境項目の一つとして測定されている。

### 3R

循環型社会構築に向けた基本的な考え方。廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3つの頭文字をとったもの。なお、この3Rに再生可能資源への代替（リニューアブル：Renewable）を加えたものを「3R+Renewable」という。

### 生活環境項目

水質汚濁に係る物質のうち、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が設定されている項目をいう。現在水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）などが定められている。

環境基準は、河川、湖沼、海域別に、水道・水産・農業用水・工業用水・水浴などの利用目的や、水生生物の生息状況に適応した類型ごとに基準が定められている。排水基準は、健康項目と同様に項目別に定めら

れている。

#### 生活雑排水

家庭から流れ出る「生活排水」のうちトイレからの排水を除いたものの総称。主に、台所、洗濯、風呂などから排出される。

#### 生活排水処理施設

主に家庭からの生活排水（し尿及び生活雑排水）を処理する施設の総称。下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などがある。

#### 生活排水対策重点地域

水質環境基準が達成されていない水域や、水質の保全を図ることが特に重要な水域で、生活排水による水質汚濁を防止するため、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であるとして、水質汚濁防止法に基づき、知事が指定した地域をいう。

#### 生態系

植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系（システム）。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。

#### 生物化学的酸素要求量（BOD）

生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

#### 生物多様性

生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生物多様性を「全ての生き物の間に違いがあること」と定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。

#### ゼオライト

イオン交換能や吸着作用を持つ多孔質の結晶性物質で、天然または人工的に合成され、触媒や吸着剤などに利用されている。

#### 騒音レベル

音の大きさを表す指標で、デシベル（dB）という単位で表されます。

#### 総量規制（水質）

一定の地域内の汚濁物質の排出総量を一定量以下に抑えるため、工場等に対し汚濁物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。濃度規制と対比される概念。県では令和4年10月に、令和6年度を目標年度とした第9次水質総量削減計画を策定し、東京湾に流入する汚濁物質の量を規制している。平成29年9月から新しい総量規制基準が適用されている。

#### 〈た行〉

##### ダイオキシン類

炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が燃える時などに副生成物として生じる物質で、毒性が強いものがある。

##### 大腸菌数

水の汚濁、特に人畜の排泄物などによる汚染の指標として用いられる。これが多いため人畜由来の病原菌が存在する可能性が高まる。

##### 多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

##### 脱炭素社会

人為的な発生源による温室効果ガスの排出量と森林等の吸収源による吸収量との均衡（実質的な排出量ゼロ）が達成された社会。

##### 地域制緑地

法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の

保全が図られている地区。都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」や、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」で規定する「ふるさとの緑の景観地」などがある。

#### 地球温暖化防止活動推進員

地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化対策推進法第37条に基づき知事の委嘱を受け、地域における地球温暖化対策の普及啓発を行い、県民、事業者、行政とともに取組を推進する者。

#### 地産地消

もともとは地域で生産された農産物を地域で消費することをいう。

エネルギーについても、地域で必要とするエネルギーを太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの活用などによって地域で生み出し利用することをいう。

#### 窒素酸化物（NOx）

窒素の酸化物の総称であり、大気汚染の原因物質としては一酸化窒素と二酸化窒素の混合物を指す。主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場・事業場など。光化学オキシダントの原因物質の一つである。

#### 中間処理

廃棄物を減量化、安定化、無害化、再資源化するために行う焼却・中和・脱水・破碎・圧縮・蒸留などの処理をいう。

#### 鳥獣保護管理員

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第78条に基づき設置した県の会計年度任用職員。狩猟の取締り、鳥獣保護思想の普及及び鳥獣の生息状況調査などを行う。

#### ディーゼル車運行規制

軽油を燃料とする、用途が「貨物」・「乗合」・「特種」の自動車のうち、一部の型式の自動車を対象とし、規制対象車両の埼玉県内の走行を禁止するもの。ただ

し、県が指定した粒子状物質減少装置を装着すれば走行が可能になる。

#### 底質

河川、湖、海などの水底を形成する表層土及び岩盤の一部とその上の堆積物を合わせたものをいう。底質の状態はその上部の水質と相互に関連し合っており、水質が汚濁すると底質汚染を引き起こし、また汚染された底質から有機物や有害物質などが溶出し水質を汚濁するという事態が生じる。また、底質の汚染は底生生物の生育に大きな影響を与える。

#### 低炭素建築物認定制度

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、市街化区域内で建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素化のための措置が講じられた建築物の新築等の計画の認定を行う制度。適応策

気候変動の影響による被害の回避・軽減対策のこと。温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と併せて地球温暖化対策の両輪である。適応策を推進するためには、地方自治体に対して地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの設置を求めている。

#### 登録廃棄物再生事業者

廃棄物の再生を業として営んでいる者で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2の規定により知事の登録を受けた者。

#### 特定施設

水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む污水又は廃液を排出する」施設、騒音規制法では、「著しい騒音を発生する」施設、振動規制法では「著しい振動を発生する」施設、ダイオキシン類対策特別措置法では、「ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する。又はダイオキシン類を

含む汚水又は廃液を排出する」施設をいい、政令での規模等の範囲が定められている。

#### 特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、無秩序な市街地化の防止や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質変更などを行うに際し許可が必要となる地区。

#### 都市・生活型公害

大都市地域を中心とする自動車などからの排出ガスによる大気汚染、生活排水による河川の汚濁、近隣騒音等の公害のこと。

#### 届出排出量

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に規定する「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」により届出された、大気中や河川など環境へ排出された化学物質の量のこと。

#### トリクロロエチレン

水より重い無色透明の液体で、水に溶けにくく、揮発性があり、金属機械部品などの脱油脂洗浄、油脂・樹脂などの溶剤などに用いられる。

蒸気を多量に吸入すると、軽症ではめまい、頭痛が起り、多量に吸入すると意識を失う。場合によっては、肝臓や腎臓に障害を起こすこともある。また、人に対する発がん性があるとされている。

#### 〈な行〉

##### 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

硫黄酸化物の項参照。

##### 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

窒素酸化物の項参照。

##### ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

#### 燃料電池

燃料である水素と酸化剤を外部から供給しつつ反応させて電気を取り出すタイプの電池。燃料電池の用途は幅広く、燃料電池自動車から家庭用の燃料電池、また、移動体用途としては、バス、船等がある。

#### 濃度規制

水質汚濁防止法に定める排水基準(濃度規制)には、有害物質と生活環境項目の2種類があり、有害物質は全ての特定事業場に適用される。生活環境項目は、日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場を対象としているが、県では上乗せ条例により規制対象を広げるとともに、BOD等の3項目について厳しい基準を定めている。埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準はほぼ水質汚濁防止法及び上乗せ条例に準じたものとなっている。

#### 〈は行〉

##### ばい煙

大気汚染防止法では、次の物質をばい煙と定義している。

- ①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、
- ②燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く)に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの(有害物質といふ)。

#### バイオマス

間伐材や麦わら、家畜の排せつ物など生物由来の再生可能な有機性資源。

#### 廃棄物

その物を占有している者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状又は液状のものをいう。廃棄物は、主として家庭から発生する生ごみなどの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥や、建物解体現場から発生する木く

ず、がれき類などの産業廃棄物の二つに大別される。

#### PHV

Plug-in Hybrid Vehicle（プラグインハイブリッド自動車）の略。外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車。

#### PCB廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む廃棄物。PCBは、変圧器やコンデンサー等の絶縁油として使用されていたが、有害性が判明したため、製造や輸入、新たな使用が禁止されており、令和9年（2027年）3月末までの処分が義務付けられている。

なお、期限内処分を実行するため、県・政令市及び事業者の具体的な取組については、「埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に定めている。

#### ヒートアイランド

空調による人工排熱やコンクリートの建物による蓄熱などにより、都市中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。アスファルト等の人工被覆域と比べ、森林、水田等の植生域は、保水力が高く水分の蒸発によって日中の気温の上昇を抑える働きがある。

#### ppm (Parts Per Million)

濃度や含有率を表す単位。100万分の1をppmと表示する。例えば1 m<sup>3</sup> (100万cm<sup>3</sup>) の空気中に1 cm<sup>3</sup>硫黄酸化物が混じっている場合の硫黄酸化物濃度を1 ppmと表示する。

#### PFOS及びPFOA

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、有機フッ素化合物の一種であり、その撥水・撥油性、熱・化学的安定性等から、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤など幅広い用途で使用してきた。

PFOS・PFOAには、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があり、国内ではそれぞれ平成22年

（2010年）・令和3年（2021年）に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の第一種特定化学物質

に指定され、製造・輸入等が原則禁止されている。

#### ビオトップ

ドイツ語のBio（生物）とtop（場所）からなる合成語で、「生物生息・生育空間」の意味があり、人工や自然を問わず、生物が生息・生育する空間のこと。

#### 非化石証書

太陽光発電や風力発電など、地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>を出さない電気が持つ「非化石価値」を証書化し取引可能な形としたもの。

#### 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する物質のうち、粒径2.5 μm (マイクロメートル: μm=100万分の1 m) 以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

#### 非メタン炭化水素

炭素と水素からなる炭化水素のうちメタンを除くものの総称。揮発性有機化合物に含まれる。この物質の大気中の濃度が高いほど、光化学オキシダントの発生につながりやすい。（「揮発性有機化合物」の項参照。）

#### 浮遊物質量 (SS)

生活環境項目の一つであり、水中に懸濁している物質のうち、ろ過によって水から分離できるものをいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど透明性が低下する。

#### 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状の物質（粉じん、ばいじん等）であって、その粒径が10 μm以下の物質をいう。発生源としては、土壤・海塩粒子など自然起源のもの、工場、自動車、家庭などから発生する人為起源によるものや大気中でガス状物質が反応して二次的に生成されるものなどがある。呼吸により体内に入り、肺や気管に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。

#### ふるさとの緑の景観地

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、樹林地で優れた景観を有する区域を指定するものであ

り、指定した区域においては、木竹の伐採等について届出の義務を課し、開発行為との調整を図りながら保全を行う。

#### フロキュレータ設備

浄水場のフロック形成池においてフロック（濁りの固まり）を大きく沈みやすいものにするため、水を緩やかに搅拌する設備。

#### フロン類

クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の3種類がフロン類として法に規定されている。冷凍空調機器の冷媒等に幅広く使用されているが、CO<sub>2</sub>の数百から1万倍超の温室効果がある。また、CFC及びHCFCはオゾン層破壊物質もある。

#### 分散型エネルギー

比較的小規模で、かつ、様々な地域に分散しているエネルギーの総称。太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどがある。

#### 粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は、飛散する物質をいう。

#### 平地林

一般的には、平地部及び都市近郊に所在し、通称平地林あるいは都市近郊林と呼ばれる森林。

#### ベクレル (Bq)

1秒間に崩壊する原子数のことで、放射能の強さを表す単位。数字が大きいほど、たくさんの放射線を出す。

#### 放射性物質

放射線を出す能力を持った物質のこと。

#### 放射線

原子から放出される「波長の短い電磁波」と「高速で動く粒子（粒子線）」の総称。

#### 放射能

放射線を出す能力のこと。

## ポリ塩化ビフェニル（PCB）

有機塩素化合物の一種であり、主に電気機器の絶縁油などに使用されている。人体に有害であることがわかり、昭和47年に原則製造中止となっているが、化学的に安定した物質であり、食物連鎖により濃縮されやすいことから人体や環境への影響が懸念されている。

## 〈ま行〉

### マイクロプラスチック

一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。5mm以下のサイズで製造された一次マイクロプラスチックと、大きなプラスチックが環境中で破碎・細分化されて5mm以下になった二次マイクロプラスチックに分類される。生物が誤食しやすく、生態系への影響が懸念されている。

### 緑の基本計画

市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。

### 緑のトラスト運動

県民や企業などからの寄附により土地等を取得し、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として末永く保全していこうという運動。

### 緑のトラスト保全地

ふるさと埼玉の優れた自然や歴史的環境を後世に残すため、企業や県民等からの寄附金(さいたま緑のトラスト基金)などを主な資金として取得・保全する緑地。

### 見沼田園

さいたま市と川口市にまたがる総面積1,260haに及ぶ大規模な緑地空間。江戸時代から主に農業生産の場として都市近郊における重要な食料基地の役割を果してきた。現在では、人間の営みと自然との調和などを目指し、保全・活用等に取り組んでいる。

### 木育

子供から大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深

め、木材の良さや利用の意義を学んでもらう教育活動。

### 目標設定型排出量取引制度

エネルギー使用量が3か年度連續して一定以上の事業所を対象に、事業所ごとにCO<sub>2</sub>排出削減目標を設定し、目標達成を求める制度。目標の達成に、他者の削減量、再生可能エネルギー及び森林吸収量等を利用(排出量取引)できる。

## 〈や行〉

### 有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもののこと。大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例では、ベンゼン、トリクロロエチレンなどが指定されている。

### 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

### 要措置区域等

土壤汚染対策法に基づく要措置区域又は形質変更時要届出区域のこと。調査の結果、土壤中に一定の基準を超える特定有害物質が検出された土地は、健康被害が生ずるおそれがある場合は要措置区域、ない場合は形質変更時要届出区域に指定される。

### 溶存酸素量(DO)

水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。清水中には通常7から10mg/L程度含まれるが、有機物による汚濁が進行すると微生物が酸素を消費するため溶存酸素量は減少する。

水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことができない。

## 〈ら行〉

### ラベル台紙

製品・商品の性能・仕様、配達先情報などを添付す

るラベルなどを表示するラベルやシールの台紙となる剥離紙。ラベルがはがしやすい加工がされている。

### 流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠<sup>きょせん</sup>からなり、県が建設し管理を行う。

### 流域治水

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速させるとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

### 粒子状物質(PM)

ガス状汚染物質とともに大気汚染の原因となる物質で、固体及び液体の粒子として存在する物質の総称。

### 緑化計画届出制度

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」により、1,000m<sup>2</sup>以上の敷地において特定の建築行為を行う場合、緑化計画届出書の提出を義務付け、敷地内に一定規模以上の緑を確保する制度。

### レジリエンス

英語で、「強靭さ」を意味する言葉。地域においては、災害などの突発的な変化や平常時の重圧に対して、より着実に耐久し、適応するための能力とされる。

### レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説したもの。埼玉県では動物編を平成8年(1996年)に、植物編を平成10年(1998年)に発行し、以降交互に改訂している。

### レファレンス

利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、情報そのものや必要とされる資料を検索・提供・回答する業務。

# 埼玉環境年表

年	月	県内	全国
S26 (1951)	3	○「県立狭山自然公園」「県立奥武藏自然公園」「県立黒山自然公園」「県立長瀬自然公園」の指定	
S28 (1953)	4	○「県立長瀬自然公園」を「県立長瀬玉淀自然公園」に名称変更	
S29 (1954)	3	○「県立比企丘陵自然公園」「県立上武自然公園」の指定	
S31 (1956)	5		○熊本県で水俣病第1号患者発生
S32 (1957)	6		○自然公園法制定、国立公園法の廃止
	7	○「県立武甲自然公園」の指定	
S33 (1958)	4	○県立自然公園条例制定	
S35 (1960)	11	○「県立安行武南自然公園」の指定	
S36 (1961)	2	○県南部地域の地盤沈下の監視のため測定を開始	
	3		○四日市市でぜんそく患者多発
S37 (1962)	6	○公害防止条例制定	
S38 (1963)	7	○工業用水法の指定地域に川口市等6市が指定	
S39 (1964)	4	○衛生部公衆衛生課に公害係設置	
	9		○三島市、沼津市の住民、石油化学コンビナートの進出を阻止
S40 (1965)	5		○新潟県で新潟水俣病患者発生
S41 (1966)	4	○大宮市で製薬工場の排ガスにより松林枯れる	
	9		○新型車の排出ガス規制実施（CO濃度3%）
S42 (1967)	6		○新潟水俣病患者、昭和電工を相手に訴訟提起（4大公害訴訟の第1号）
	8		○公害対策基本法制定
	9		○四日市のぜんそく患者、昭和四日市石油など関係6社を相手に訴訟提起

年	月	県内	全国
S42 (1967)	11	○鴻巣市でプロパン工場の悪臭により健康被害が発生	
S43 (1968)	3 6 9		○イタイイタイ病患者、三井金属鉱業を相手に訴訟提起 ○大気汚染防止法制定 ○騒音規制法制定 ○北九州市一帯にカネミライスオイル中毒患者が多発（PCB中毒）
S44 (1969)	5 6 7 9 10 12	○公害防止条例全部改正	○政府、初の公害白書を発表 ○水俣病患者、チッソを相手に訴訟提起 ○大気汚染防止法に基づく二酸化硫黄特別排出基準告示 ○厚生省がカドミウムによる環境汚染暫定対策要領を制定  ○大阪国際空港周辺住民、騒音問題で国を相手に訴訟提起 ○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布
S45 (1970)	5 6 7 8 11 12	○大気汚染緊急時対策要綱制定（硫黄酸化物） ○県南地域に初めて光化学スモッグ発生 ○光化学スモッグ暫定対策要綱制定  ○東松山・本庄・坂戸地区でカドミウム判断尺度（玄米0.4ppm以上）を超える玄米を発見 ○公害審査会設置	○新宿・牛込柳町交差点付近住民に鉛中毒患者多発 ○公害紛争処理法制定 ○田子の浦港のヘドロ公害表面化  ○農林省、BHC・DDTの稻作への使用全面禁止 ○第64回国会（公害国会）において公害関係14法案が可決（公害防止事業費事業者負担法、水質汚濁防止法、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、農用地の土壤汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律を制定。公害対策基本法、道路交通法、大気汚染防止法、騒音規制法、農薬取締法、下水道法、自然公園法、毒物及び劇物取締法を一部改正）
S46 (1971)	3 5 6	○土採取条例制定 ○各地域に公害苦情相談員設置 ○公害防止条例に地下水採取の規制を規定、届出制とし、19市町を規制地域に指定	○悪臭防止法制定 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ○イタイイタイ病第1審判決、原告勝訴（富山地裁）

年	月	県内	全国
S46 (1971)	7	○地盤沈下西部台地への拡大を確認 ○製紙会社、住民の反対により秩父市進出断念	○環境庁発足
	8	○公害対策審議会及び水質審議会設置	
	9	○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法による国際基準より厳しい上乗せ条例を制定	○中央公害対策審議会発足 ○新潟水俣病判決、原告勝訴（新潟地裁）
	10	○自然保護条例制定 ○川口市、浦和市、大宮市の政令市指定（大気）	
	12		○水質汚濁に係る環境基準の告示
S47 (1972)	1	○公害防止条例を一部改正し、地下水採取を許可制にする	
	3	○大気汚染測定車運用開始	○通産省による行政指導でPCBの生産及び使用の中止を指示 ○大気汚染防止法一部改正公布・施行（ディーゼル車黒煙の規制）
	5	○建築物用地下水の採取の規制に関する法律の指定地域に川口市等7市が指定される ○県公害センター完成	
	6	○大気汚染緊急時対策要綱制定（硫黄酸化物、光化学スモッグ）	○公害等調整委員会設置法制定 ○ストックホルムで第1回国連人間環境会議開催「人間環境宣言」 ○自然環境保全法制定
	7		○四日市公害第1審判決、原告勝訴（津地裁四日市支部）
	8		○瀬戸内海に大量の赤潮発生、養殖ハマチ甚大な被害 ○イタイイタイ病控訴審判決、原告勝訴（名古屋高裁金沢支部）
	9	○浦和市でサギの肝臓から高濃度（130ppm）のPCB検出	
	10		○環境庁が米国マスキーフ法と同様の自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針を告示
	12	○荒川水系流域公害防止計画の承認	
S48 (1973)	1	○公害防止条例改正、地下水採取規制地域15市町追加	
	3	○ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱制定	○水俣病訴訟判決、原告勝訴（熊本地裁） ○緑の国勢調査開始
	4		○大気の汚染に係る環境基準について告示
	5	○都市計画法による線引き凍結宣言	○第1回環境週間始まる（6月5日～11日）
	6		
	7	○環境部の設置	○福岡・大分両県住民が九州電力を相手取り「環境権」を掲げて豊前火力発電所建設差し止めを福岡地裁小倉支部に提訴
	8		

年	月	県内	全国
S48 (1973)	9	○自然環境保全審議会の設置 ○緑化対策総合推進要綱の制定	○都市緑地保全法制定
	10	○第1次県廃棄物処理基本計画の策定	○瀬戸内海環境保全臨時措置法制定 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定 ○公害健康被害の補償等に関する法律制定
	12	○埼玉地域公害防止計画(第1期)の承認(水質以外) ○光化学スモッグ注意報発令日数45日で全国一	○航空機騒音に係る環境基準告示
S49 (1974)	1	○廃棄物処理公社の設立 ○悪臭防止法に基づく規制地域の指定	
	2		○大阪空港訴訟1審判決により、夜10時から翌朝7時までの発着禁止
	3	○自然環境保全条例制定 ○土採取条例全面改正(届出制から認可制へ)	○国鉄を相手取り名古屋新幹線訴訟提起 ○国立公害研究所発足
	5	○川口市・浦和市・大宮市の政令市指定(水質)	
	6		○大気汚染防止法改正(総量規制の導入)
	7	○酸性降雨による被害届1,706人	○関東一円に酸性雨が降り、「目が痛い」との訴え相次ぐ
	9	○酸性降雨暫定対策要領制定 ○ディーゼル車に対する窒素酸化物規制(以後段階的に規制強化)	
	10	○川越市の和光純薬工業によるシアン流出事故(大久保浄水場取水停止)	
	11	○県内2か所の水田から0.4ppmを超えるカドミウム汚染玄米を発見	
	12		○岡山県倉敷市の三菱石油水島製油所から重油1万kLが流出、瀬戸内海を広く汚染
S50 (1975)	2		○水質汚濁に係る環境基準の一部改正(PCB追加)
	3	○自然環境保全地域の指定開始	
	4	○悪臭防止法に基づく規制地域指定(追加) ○入間川水質自動測定機稼働	
	7	○光化学スモッグ、史上最高の濃度0.26ppmと被害届出者14,032人を記録 ○所沢市で年間27.2cmの最大地盤沈下(S49)	○東京都江戸川区で環境基準の2,000倍にも達する六価クロム検出 ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準について告示
	8	○六価クロム対策合同会議設置 ○工業用水法水源転換府省令公布(川口市の一部、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市)	
	11	○公共関与による廃棄物広域処理事業の実施(寄居町三ヶ山)を政策会議で決定	○大阪空港公害訴訟の控訴審判決で住民側全面勝利
	12		○中央公害対策審議会に環境影響評価制度について諮問

年	月	県内	全国
S51 (1976)	1 5 6 9 10 11 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利根川にフェノール流出の群栄化学工業に対し、東京都・埼玉県・千葉県の3都県で総額1億4千万円余を請求</li> <li>○中央・川越・熊谷の各保健所に公害監視室を設置</li> <li>○川口市等県南7市が硫黄酸化物に係る総量規制対象地域に指定</li> <li>○日高町の山善大野製作所による重油流出（小畔川）大久保浄水場取水停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熊本地検がチッソ社長・水俣工場長を業務上過失致死傷で熊本地裁に起訴</li> <li>○振動規制法制定</li> <li>○第1回日本近海海洋汚染実態調査結果発表</li> <li>○経済協力開発機構（OECD）、日本の環境政策について報告</li> <li>○環境庁、長野県のビーナスライン美ヶ原線計画を承認</li> </ul>
S52 (1977)	2 3 4 6 7 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入間市のタムラ化研で塩化第二鉄流出（狭山市取水停止）</li> <li>○光化学スモッグ注意報発令（全国で初めて3月中に）</li> <li>○春日部保健所に公害監視室設置</li> <li>○市野川水質自動測定機稼働</li> <li>○大宮市のし尿たれ流し事件発覚（芝川汚濁）</li> <li>○県緑化推進協議会設置要綱制定</li> <li>○県民植樹週間制定</li> <li>○振動規制法に基づく規制地域指定</li> <li>○環境影響評価制度検討会議設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境庁が大阪空港へのエアバス乗り入れに条件付き同意</li> </ul>
S53 (1978)	1 2 3 4 6 7 10 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工業用水法水源転換府省令公布（川口市の一部・草加市・八潮市の一部）</li> <li>○川口市等県南7市に硫黄酸化物に係る総量規制を適用</li> <li>○埼玉地域公害防止計画（第2期）の承認（水質と水質以外のものを統合）</li> <li>○「県立両神自然公園」の指定</li> <li>○県緑化推進樹種の制定</li> <li>○ふるさと歩道の整備開始</li> <li>○三郷市付近一帯で激しい地盤沈下（原因は東京都三郷浄水場の建設）</li> <li>○知事、NO<sub>2</sub>の環境基準の緩和について遺憾の意表明</li> <li>○公害防止条例全部改正</li> <li>○窒素酸化物対策委員会発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水俣病患者が国の抜本策を要求し環境庁で座込み</li> <li>○瀬戸内海環境保全特別措置法成立</li> <li>○政府、水俣病患者への補償金でチッソへテコ入れ決定</li> <li>○水質汚濁防止法改正による総量規制導入</li> <li>○環境庁がNO<sub>2</sub>の環境基準の大幅緩和を告示</li> </ul>
S54 (1979)	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふるさと埼玉の緑を守る条例制定</li> <li>○両神国民休養地計画が承認・整備開始</li> </ul>	

年	月	県内	全国
S54 (1979)	3	○緑の問題プロジェクトチームが緑の総合対策について報告書策定 ○河川浄化モデル地域育成事業実施要綱等の制定	○中央公害対策審議会が環境影響評価の速やかな法制化を答申
	4	○美の山公園開園 ○環境情報システム（水質）開発に着手 ○騒音規制法及び県公害防止条例に基づく騒音規制地域指定・規制基準設定	
	5	○国に対し緑の政策に関する提言 ○セメント工場の石炭転換開始	
	6	○緑の審議会の設置	○環境政策の後退に危機感をもつ学者や市民が東京で日本環境会議を開催
	7	○第1回六都県市首脳会議で廃棄物処理問題協議 ○工業用水法地域指定拡大（川口市の一部・浦和市の一部・与野市）	
	8	○地盤沈下県北東部に拡大、鷺宮町で最高12.5cm沈下（S53）	
	9	○緑の協定実施要綱制定	
	10	○公害防止条例改正で地下水採取規制地域20市町村追加 ○緑の推進員設置要綱制定	○滋賀県議会が琵琶湖富栄養化防止条例を可決し合成洗剤追放へ
	11		
	12		
S55 (1980)	2	○合成洗剤対策の基本方針を定め、県有施設の有りん合成洗剤の使用転換決定	
	3	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定 ○三ヶ山廃棄物埋立処分場基本構想の策定 ○ふるさとの緑の景観地等指定開始	
	4	○合成洗剤についての県民意識調査結果を公表	○貴重な野生動物の国際取引を規制するワシントン条約の批准承認
	5	○化学的酸素要求量に係る総量規制基準設定	○環境影響評価法政府案の国会提出を断念
	6		○環境庁が空き缶問題検討会を設置
	7		○環境庁が中央公害対策審議会に「今後の交通公害対策のあり方」について諮問
	9	○環境保全連絡協議会設立	
	10	○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型あてはめ	○ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）加入
	11		○関東地方知事会内に空き缶等問題研究会設置
	12	○環境影響評価技術審議会の設置	○大阪で第1回快適環境シンポジウム開催
	13		
S56 (1981)	1	○荒川（熊谷市）に不法投棄廃棄物によるシアン流出（大久保浄水場取水停止）	○絶滅寸前の佐渡のトキ5羽すべてを捕獲、餌付け開始

年	月	県内	全国
S56 (1981)	2	○環境影響評価に関する指導要綱の告示 ○県の快適な環境づくり推進委員会、埼玉の街の快適な環境を創造するためのプロジェクトチーム発足	
	3	○「県立西秩父自然公園」指定	○環境影響評価法案を国会に提出
	4	○環境審査室設置	
	5	○環境影響評価技術指針を制定公表 ○荒川シアン流出に関連した廃棄物処理業者を行政処分（営業停止1年6か月）	
	6	○セメント工場の石炭転換終了 ○秩父市内に民間の産業廃棄物大規模最終処分場を許可（79万m <sup>3</sup> ）	○NOxに係る総量規制制度の導入並びに東京都特別区等、横浜市及び大阪市等の3地域について総量規制地域指定
	7	○水質総量規制の全面実施 ○工業用水法水源転換府省令公布（八潮市の一部） ○地盤沈下対策調査専門委員会の発足	
	8	○環境影響評価に関する指導要綱第1号案件（日本硝子株）手続開始	
	9	○三ヶ山廃棄物埋立処分場地質調査反対住民に阻止される	
	10	○綾瀬川浄化対策懇談会開催	
	11	○快適な環境づくり埼玉県民憲章を制定	
	12	○深夜営業騒音に係る条例改正（公害防止資金貸付制度適用）	
S57 (1982)	3	○庄和町で産業廃棄物を不法処理した業者を行政処分（許可取消）	○首都圏自然歩道整備計画策定
	4	○廃棄物行政を環境部へ移管（環境整備課発足、4保健所公害監視室に廃棄物監視課新設） ○県民休養地（嵐山・飯能）の整備開始 ○環境管理計画検討開始、環境情報システム（大気）開発に着手	
	5	○快適な環境づくり運動強調期間の設定及び県民総ぐるみ運動の展開	○国連環境計画管理理事会特別会合開催（於ナイロビ） ○1都9県「ゴミゼロの日」統一美化キャンペーン実施
	6	○東北新幹線営業開始、騒音振動測定結果発表、国鉄等へ要望 ○窒素酸化物(NOx)による大気汚染の予測結果発表	
	7	○東京湾富栄養化対策指導指針施行	
	9	○三ヶ山廃棄物埋立処分場地質調査実施	
	10		○1都9県空き缶等問題訪米調査実施 ○ローマクラブ東京大会開催され、各国の経済人や科学者が参加し、21世紀の環境問題等について意見交換

年	月	県内	全国
S57 (1982)	11	○上越新幹線営業開始、騒音振動測定結果発表、国鉄等へ要望 ○産業廃棄物行政推進会議設置 ○県中期計画で快適環境づくり施策を重要課題として総合的に推進することとする	
	12	○航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめ	○湖沼の窒素及びりんに係る環境基準の設定
S58 (1983)	2	○首都圏自然歩道の整備開始	
	3	○三ヶ山廃棄物埋立処分場基本設計完成 ○埼玉地域公害防止計画（第3期）承認 ○窒素酸化物対策委員会が報告書提出	
	4	○環境審査室を環境審査課に名称変更 ○加須市内で廃棄物を不法処理した業者行政処分（許可取消） ○生活排水の水質浄化対策指針施行	○中央公害対策審議会が「今後の交通公害対策のあり方」について物流・土地利用の面から答申
	5	○緑のトラストづくりを進めるシンポジウム開催	○浄化槽法公布
	8		○環境庁が全国主要15都市を対象に実施した地下水汚染実態調査結果を公表
	10		○ナショナルトラストを進める会第1回全国大会開催
	11	○公害対策審議会「窒素酸化物対策基本方針」答申	○ごみ焼却場からダイオキシン・水銀が検出される
	12	○湖沼水質調査結果を公表	○関東知事会が空き缶デボジット方式見送り
	3	○本庄市・日高町で地下水から有機塩素系化学物質検出	
	4	○川口市で六価クロム垂れ流しの2工場を水質汚濁防止法違反で摘発 ○川越市・所沢市の政令市指定（大気）	○全国的に家庭から排出される乾電池の水銀が問題となる
S59 (1984)	7	○6年ぶりに光化学スモッグ警報を発令	○環境庁が生物指標による河川水質調査の統一基準発表
	8	○(財)さいたま緑のトラスト協会発足	○湖沼水質保全特別措置法成立
	9		○環境庁がトリクロロエチレン等の排出に係る暫定指針を設定
	10	○第2次廃棄物処理基本計画策定	○環境影響評価実施要綱を閣議決定 ○'84世界湖沼環境会議（於大津市）で「琵琶湖宣言」採択
	2	○廃棄物広域処分場建設対策本部設置	
	3	○アルミはく回収業者を公害防止条例違反で初起訴 ○全国初の「身近な緑の現況調査」実施 ○さいたま緑の長期総合計画を策定	○環境庁「名水百選」発表
	4	○さいたま緑のトラスト基金設置	
S60 (1985)	5	○県と寄居町、三ヶ山廃棄物埋立処分場に係る公害防止協定を締結	
	8	○河川浄化対策推進委員会設置	

年	月	県内	全国
S60 (1985)	10 12	○浄化槽保守点検業者登録条例制定 ○小規模事業所排水指導指針を施行	○環境庁、S59年度の全国大気汚染調査発表、大気汚染は大都市で依然深刻
S61 (1986)	1	○三ヶ山廃棄物埋立処分場の建設工事を開始	○環境庁が先端産業の影響をテーマにした環境保全ビジョン・シンポジウムを開催
	4	○ミヤコタナゴが滑川町でも生息確認される	○名古屋新幹線訴訟の和解成立
	5		○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律改正される（難分解、低濃縮性物質に対する規制の追加）
	6	○環境庁・県・所沢市主催で初の環境大学開催	○環境白書で先端技術産業の環境汚染の心配を指摘
	7	○地下水採取規制地域に北川辺町追加	○米国で初の電波の環境基準まとまる
	8	○デポジット実施 6 地域の相互乗り入れ開始	○環境庁の生物モニタリング調査でクロルデンとTBTOが魚介類を汚染していることが判明
	9	○入間市の不老川で地域住民による家庭でできる浄化対策実験始まる	○環境庁が大気汚染地域指定全面解除の方針を決定
	10	○川口市の公害資源研究所跡地の水銀汚染が明らかになる	○環境・通産・厚生・労働の4省庁によるIC工場共同調査はじまる ○中央公害対策審議会水質部会が水質総量規制の強化を答申
	11	○環境庁・県主催の第1回環境管理シンポジウム開催（於浦和市）	○環境庁「環境保全長期構想」を発表
	12		
S62 (1987)	1		○和歌山県の「財天神崎の自然を大切にする会」が全国初の自然環境保全法人に認定
	2	○国連環境特別委員会で嵐山町の「オオムラサキの森づくり」を発表	○国連環境特別委員会が「持続的開発」を呼びかけた東京宣言を採択
	3		○茨城県筑波の工業団地に進出する企業と県との間でハイテク公害防止のための協定を締結
	4	○環境管理事務所設置（中央、西部、秩父、北部、東部） ○トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針に基づく指導方針制定	○環境庁が「新幹線鉄道振動指針達成状況調査」発表
	5	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第2次）策定 ○化学的酸素要求量に係る総量規制基準設定	
	6	○両神国民休養地開園	○絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律成立
	9	○大気中におけるアスベスト濃度調査結果公表	○公害健康被害補償法改正
	12		○環境庁が「トリクロロエチレン等の排出状況及び地下水等の汚染状況について」を発表

年	月	県内	全国
S63 (1988)	3 4 5 6 7 8 12	○埼玉地域公害防止計画（第4期）の承認 ○ディーゼル機器狭山工場によるシアン流出事故（大久保浄水場取水停止） ○炭化水素類対策指導指針施行 ○ゴルフ場農薬安全使用指導要綱制定	○環境庁が「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策等計画」を発表 ○公害健康被害の補償等に関する法律改正 ○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布・施行 ○地球的規模の環境問題に関する懇談会報告書公表 ○全国星空継続観察開始 ○環境庁がテレビ・ラジオを通じた二酸化窒素予報事業を実施 ○ウィーン条約に加入
H24 H元 (1989)	1 2 3 5 6 9	○環境整備センター（三ヶ山廃棄物埋立処分場）一部供用開始 ○環境管理指針策定 ○全国野鳥保護のつどいを開催 ○メタノール自動車導入	○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書日本国について発効 ○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布（有害物質としてのトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加） ○地球環境保全に関する関係閣僚会議を設置 ○六都県市首脳会議首都圏環境宣言を発表 ○大気汚染防止法改正（特定粉じん（石綿）排出規制） ○水質汚濁防止法の一部改正（有害物質の地下浸透防止）
H2 (1990)	1 3 4 5 6 7 9 10	○地球環境を考える県民のつどいを開催 ○環境保全基金を設置 ○低公害車買換資金融資制度を設置 ○ゴルフ場使用農薬に関する指導方針を策定 ○第1回地球環境保全庁内推進会議を開催	○環境庁がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について通知 ○水質汚濁防止法等の一部を改正する法律公布（生活排水対策に関する規定の整備） ○スパイクタイヤ粉じん発生防止法制定 ○環境庁に地球環境部を設置 ○国立公害研究所が国立環境研究所となる ○地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定

年	月	県内	全国
H3 (1991)	2	○地球環境モニタリング調査開始 ○電気自動車を導入	
	3	○第3次廃棄物処理基本計画策定 ○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第3次）策定 ○自動車交通公害防止基本計画策定	○公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律公布（法律の有効期限の10年延長）
	4	○地球環境保全推進室を設置 ○環境影響評価に関する指導要綱の改正を告示	○再生資源の利用の促進に関する法律公布
	6	○環境影響評価技術指針を改正	
	7	○地下水採取規制地域に坂戸市・鶴ヶ島市を追加	○環境庁がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針の一部改正について通知
	8	○「埼玉県における地球環境保全への取組方針」策定 ○不老川流域を生活排水対策重点地域に指定	○土壤の汚染に係る環境基準について告示
	9	○六都県市共同の環境問題シンポジウムを開催	
	10		○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律公布
	11	○冬季自動車交通量対策を実施（11月から3か月） ○県の蝶「ミドリシジミ」、県の魚「ムサシトミヨ」の指定	○六都県市共同の冬季自動車交通量対策を実施 ○関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱を策定
	12	○水質汚濁防止法の規定に基づく排水基準を定める上乗せ条例の改正	
H4 (1992)	2	○トラスト保全1号地（見沼田園周辺斜面林）取得	
	3	○自動車交通公害防止実施計画を策定	
	5	○山西省友好記念館「神怡館」開設	○七都県市首脳会議で「地球環境保全首都圏アピール」を採択
	6		○環境と開発に関する国連会議（地球サミット）開催（於ブラジル）
	7	○自然学習センター開設 ○北本自然観察公園供用開始（0.5ha） ○元小山川流域を生活排水対策重点地域に指定	○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律公布
	11	○地球の環境を守る埼玉県民憲章を制定	○モントリオール議定書第4回締約国会合開催、特定フロン等の1996年全廃前倒し、代替フロン等の規制物質への追加等の採択
	12		○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律公布

年	月	県内	全国
H5 (1993)	2 3 4 5 6 8 11 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球の環境を守る県民運動指針としてさいたま地球環境シアターを策定</li> <li>○埼玉地域公害防止計画（第5期）の承認</li> <li>○県北東部地域地盤沈下防止対策基本方針を策定</li> <li>○さいたま環境創造基金を設置</li> <li>○化学物質環境安全管理指針を策定</li> <li>○自動車排出窒素酸化物総量削減計画を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針を告示</li> <li>○水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示</li> <li>○日本が生物の多様性に関する条約を締結</li> <li>○ラムサール条約締約国会議を開催（於釧路市）</li> <li>○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布（海域のN（窒素）・P（リン）規制）</li> <li>○環境基本法公布</li> <li>○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく車種規制を施行</li> <li>○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の公布（13有害物質の追加）</li> <li>○バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約）日本において発効</li> </ul>
H6 (1994)	3 5 6 7 8 9 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中川上流域を生活排水対策重点地域に指定</li> <li>○公害防止条例施行規則の改正（13有害物質の追加）</li> <li>○「緑豊かな埼玉をめざして」を策定</li> <li>○埼玉県長瀬総合射撃場の開設</li> <li>○エコアジア'94開催</li> <li>○狭山丘陵いきものふれあいの里センターの開設</li> <li>○環境審議会を設置</li> <li>○県立安行武南自然公園の区域変更</li> <li>○環境基本条例制定</li> <li>○環境影響評価条例制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境庁が公共用水域等における農薬の水質評価指針を設定</li> <li>○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律公布</li> <li>○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法公布</li> <li>○環境基本計画閣議決定</li> </ul>
H7 (1995)	3 6 7 10 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トラスト保全2号地（狭山丘陵・雑魚入樹林地）取得</li> <li>○さいたま緑の森博物館開設</li> <li>○第3回気候変動に関する世界自治体サミット（埼玉サミット）開催</li> <li>○北本自然観察公園供用区域の拡大（0.5→1.25ha）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布</li> <li>○生物多様性国家戦略策定</li> </ul>

年	月	県内	全国
H8 (1996)	3	○環境基本計画策定 ○「さいたまレッドデータブック（動物編）」刊行 ○彩の国さいたま環境推進協議会発足 ○地球温暖化対策地域推進計画策定 ○環境と共生する土地利用指針策定 ○第4次埼玉県廃棄物処理基本計画策定 ○環境影響評価条例第1号案件（セツツ）手続開始	○七都県市低公害車指定制度の発足
	5		○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布
	6		○水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布（汚染された地下水の浄化措置命令、油に係る事故時の措置）
	7	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第4次）策定	
	11	○気候変動・都市アジアキャンペーンワークショップ開催	
	12	○第1期埼玉県分別収集促進計画策定 ○北本自然観察公園供用区域の拡大（1.25→9.63ha）	
H9 (1997)	1		○ナホトカ号原油流出事故
	2		○ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準環境庁告示
	3	○こどもエコクラブ全国フェスティバル開催（川口市） ○HOTな地域を救うホットな行動プラン—彩の国ローカルアジェンダ21—策定 ○三富地域のダイオキシン類環境調査結果を公表 ○彩の国ごみゼロプラン—埼玉県ごみ減量推進計画—策定 ○廃棄物焼却炉のばい煙排出抑制に関する指導指針策定	○地下水の水質の汚濁に係る環境基準告示
	4	○環境生活部の設置、緑政課の設置	
	6	○ダイオキシン類削減対策検討委員会の設置	○環境影響評価法公布
	8	○彩の国こどもエコクラブ交流会開催	○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令公布
	9	○彩の国環境大学開講 ○環境配慮方針策定	
	10	○トラスト保全3号地（武藏嵐山渓谷周辺樹林地）取得	
	11		○第4回気候変動に関する世界自治体サミット（名古屋サミット）開催
	12		○気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3、京都会議）開催、京都議定書採択

年	月	県内	全国
H9 (1997)	12		○ハイブリッド自動車（乗用車）発売
H10 (1998)	3 4 5 6 7 10 12	○「さいたまレッドデータブック（植物編）」刊行 ○フロン回収・処理推進協議会設立 ○埼玉地域公害防止計画（第6期）の承認 ○彩の国湿地・湧水地保全基本計画策定 ○地球温暖化ワークショップの開催 ○自動車交通公害防止実施計画策定 ○エネルギー・ビジョン策定 ○埼玉ゼロエミッション行動計画策定 ○ダイオキシン対策室の設置 ○生活排水処理総合基本構想策定 ○あらかわビジターセンター開設 ○彩の国環境保全を実行する県民運動開始 ○環境影響評価条例の改正 ○公害防止条例の改正 ○ダイオキシン対策県民懇話会の設置	○環境庁、環境ホルモン戦略計画SPEED'98発表 ○地球温暖化対策推進大綱決定 ○特定家庭用機器再商品化法公布 ○地球温暖化対策の推進に関する法律公布
H11 (1999)	2 3 7 10 12	○県がISO14001認証取得 ○所沢産野菜ダイオキシン問題がおきる ○彩の国豊かな自然環境づくり計画策定 ○埼玉県ごみ処理広域化計画策定 ○第2期埼玉県分別収集促進計画策定 ○第8回ごみ減量化推進全国大会開催 ○環境影響評価技術指針告示 ○さいたま環境賞創設	○水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示、地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示 ○ダイオキシン対策基本指針決定 ○ダイオキシン類対策特別措置法公布 ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布 ○中央環境審議会が「これからの環境教育・環境学習－持続可能な社会をめざして－」答申 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布（ダイオキシン類関係施設の追加）

年	月	県内	全国
H11 (1999)	12		○この頃、有明海ノリ不作問題
H12 (2000)	2	○埼玉県立高等学校防災拠点施設の太陽光発電および給湯施設が第4回21世紀型新エネルギー機器等表彰（通称新エネ大賞）導入事例の部で通商産業大臣賞受賞 ○トラスト保全4号地（飯能河原周辺河岸緑地）取得	
	3	○希少野生動植物の種の保護に関する条例制定	
	4	○環境防災部の設置	
	5	○環境科学国際センター開設 ○彩の国青空再生戦略の発表	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布 ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布 ○循環型社会形成推進基本法公布・施行
	6		○豊島不法投棄問題調停成立 ○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律公布 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律公布（マニフェスト見直し、野焼き禁止等） ○浄化槽法の一部を改正する法律公布 ○資源の有効な利用の促進に関する法律公布 ○「秩父多摩国立公園」が「秩父多摩甲斐国立公園」に名称変更
	8		
	9	○ダイオキシン類削減推進行動計画策定 ○二酸化硫黄の大気高濃度汚染時における暫定対応方針策定 ○赤平川流域を生活排水対策重点地域に指定	
	10	○ごみの散乱防止に関する条例制定	
	12	○希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種17種を指定	○第2次環境基本計画閣議決定
H13 (2001)	1	○トラスト保全7号地（小川原家屋敷林）取得	○環境省設置
	2	○彩の国さいたま環境学習実践指針策定 ○彩の国さいたまダイオキシン類削減推進委員会の設置 ○県における内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針策定 ○県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針策定 ○県縁の骨格づくり計画策定	

年	月	県内	全国
H13 (2001)	3	○地球温暖化対策実行計画～オフィス・事務所に関する埼玉県環境配慮方針策定 ○環境基本計画（第2次）の策定	
	4	○越谷市の政令市指定（大気）	
	5	○さいたま市の政令市指定（大気・水質）	
	6	○彩の国青空再生戦略21を策定	○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律公布 ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布 ○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布（3有害物質追加） ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布 ○浄化槽法の一部を改正する法律公布
	7	○生活環境保全条例制定 ○酸性雨等対策実施要領制定 ○彩の国資源循環工場基本構想策定－公共関与による総合リサイクル施設の整備－	
	8	○公害防止条例施行規則の改正（3有害物質の追加）	
	10	○戦略的環境アセスメント基本構想策定 ○第5次埼玉県廃棄物処理基本計画策定	
	11		○水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（水質総量規制に窒素及びりんを追加） ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（3特定施設追加）
	12	○水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準を定める条例を改正 ○希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種5種を追加指定 ○生活環境保全条例施行規則公布	
H14 (2002)	2	○荒川上流域を生活排水対策重点地域に指定 ○県がISO14001認証を更新	
	3	○トラスト保全5号地（山崎山の雑木林）取得 ○「改訂・埼玉県レッドデータブック2002動物編」刊行 ○グリーン調達推進方針策定	○新・生物多様性国家戦略策定

年	月	県内	全国
H14 (2002)	3	○戦略的環境影響評価実施要綱制定 ○環境配慮方針～公共事業関連～改訂	
	4	○ごみの散乱防止に関する基本方針策定 ○さいたま市に保健所設置	
	5		○土壤汚染対策法公布
	6		○京都議定書批准
	7	○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第5次）策定 ○第3期埼玉県分別収集促進計画の策定	○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（4特定施設の追加） ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準告示 ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布（全部改正） ○使用済自動車の再資源化等に関する法律の公布（全部改正） ○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約を締結
	8		
	10	○戦略的環境アセスメント第1号案件（地下鉄7号線延伸計画）手続開始 ○土砂の排出、たい積等の規制に関する条例制定	
	11	○産業廃棄物対策に係る市町村職員の県職員併任制度の導入	
	12	○槻川・都幾川上流域を生活排水対策重点地域に指定	○自然再生推進法の公布
H15 (2003)	3	○くぬぎ山自然再生計画検討委員会から提言 ○東京電力株埼玉支店との間に「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結 ○彩の国ふるさとの川再生基本プラン策定 ○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布・施行	
	4	○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布 ○さいたま市政令指定都市指定 ○川越市中核市指定	
	6		
	7	○北本自然観察公園供用区域の拡大（9.63→21.7ha） ○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定	○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法公布・施行 ○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布
	9	○トラスト保全6号地（加治丘陵・唐沢流域樹林地）取得	
	10	○生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガス規制開始	
H16 (2004)	2		○都市緑地法閣議決定（都市緑地保全法名称改正等）
	3	○地球温暖化対策地域推進計画（第2次）策定 ○資源循環戦略21策定	

年	月	県内	全国
H16 (2004)	5 6 8 11	○県ダイオキシン類削減推進行動計画に定めた2つの目標の達成を確認 ○彩の国さいたまダイオキシン類削減推進委員会の終了 ○埼玉県生活排水処理施設整備構想策定 ○水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準を定める条例を改正 ○くぬぎ山地区自然再生協議会設立	○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布（揮発性有機化合物（VOC）の排出規制） ○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が発効 ○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布
H17 (2005)	2 3 4 5 7 8 9 11 12	○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（ふるさと埼玉の緑を守る条例を改正する条例）制定 ○戦略的環境影響評価実施要綱改正 ○「改訂・埼玉県レッドデータブック2005植物編」刊行 ○埼玉県環境学習実践指針の策定 ○環境部の設置 ○埼玉県地球温暖化防止活動推進センターを指定 ○第4期埼玉県分別収集促進計画の策定 ○石綿対策推進本部設置 ○石綿（アスベスト）対策に関する緊急要望実施 ○21年ぶりに光化学スモッグ警報を発令 ○「石綿（アスベスト）問題に係る埼玉県の当面の対策」公表	○京都議定書発効 ○石綿障害予防規則公布  ○浄化槽法の一部を改正する法律公布 ○政府の「アスベスト問題への当面の対応」公表 ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（3特定施設の追加）  ○PCB廃棄物処理（東京事業）開始 ○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令公布（特定粉じん排出等作業の面積要件等撤廃）
H18 (2006)	2 3	○「埼玉県の石綿対策（平成18年度）」公表  ○第6次埼玉県廃棄物処理基本計画策定 ○広域緑地計画策定 ○北本自然観察公園供用区域の拡大（21.7→25.2ha）	○石綿による健康被害の救済に関する法律公布 ○石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律公布（特定粉じん排出等作業の規制対象に工作物を追加他） ○気候変動政策に関する日米共同ワークショップ開催

年	月	県内	全国
H18 (2006)	4 6 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公の施設（自然学習センターほか5施設）に指定管理者制度を導入</li> <li>○生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガス二段階目規制を開始</li> <li>○彩の国資源循環工場竣工式</li> <li>○エコアジア2006開催（於さいたま市）</li> <li>○悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3次環境基本計画閣議決定</li> <li>○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律公布（行程管理制度等の導入）</li> </ul>
H19 (2007)	1 3 4 6 7 8 9 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トラスト保全8号地（高尾宮岡の景観地）取得</li> <li>○環境基本計画（第3次）策定</li> <li>○北本自然観察公園供用区域の拡大（25.2→26.7ha）</li> <li>○アライグマ防除実施計画（第1次計画期間）策定</li> <li>○第2次埼玉県地球温暖化対策実行計画策定</li> <li>○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第6次）策定</li> <li>○第5期埼玉県分別収集促進計画策定</li> <li>○16日、熊谷市・岐阜県多治見市で国内最高気温を74年ぶりに更新（40.9°C）</li> <li>○環境基本計画における大気環境分野の実行プランを策定</li> <li>○川の国埼玉川の再生基本方針策定</li> <li>○埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エコツーリズム推進法公布</li> <li>○第3次生物多様性国家戦略策定</li> </ul>
H20 (2008)	3 4 6 7 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2次埼玉県ごみ処理広域化計画策定</li> <li>○生物多様性保全県戦略策定</li> <li>○「埼玉県レッドデータブック2008動物編」刊行</li> <li>○トラスト保全9号地（堀兼・上赤坂の森）取得</li> <li>○あらかわビジターセンター廃止</li> <li>○県立自然公園条例施行規則の改正により、県立自然公園普通地域における工作物の色彩規制開始</li> <li>○彩の国みどりの基金設置</li> <li>○みどりと川の再生推進本部設置</li> <li>○「マイバッグ持参運動とレジ袋削減運動の取組に関する協定」の締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都議定書第一約束期間開始</li> <li>○生物多様性基本法公布</li> <li>○環境省「平成の名水百選」発表</li> <li>○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布</li> <li>○第34回主要国首脳会議（洞爺湖サミット）開催</li> </ul>

年	月	県内	全国
H20 (2008)	11	○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、生活環境保全条例により指定する特定化学物質の変更並びに同条例による化学物質の適正管理及び有害大気汚染物質規制の対象業種に医療業を追加	○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布（指定化学物質の変更、対象業種に医療業を追加）
	12	○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布（県が独自に指定する特定化学物質の変更） ○水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定の告示 ○トラスト保全10号地（浮野の里）取得	
H21 (2009)	2	○「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」策定	
	3	○地球温暖化対策推進条例制定 ○石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針策定 ○まちのエコ・オアシス保全地（菩提樹池周辺緑地、谷田の泉）取得	
	4	○地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策実施方針制度開始 ○熊谷市の政令市指定（水質、土壤）	○土壤汚染対策法の一部を改正する法律公布
	6	○アライグマ防除実施計画（第2次計画期間）策定	
	9	○埼玉県長瀬総合射撃場がナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定	
	10	○地球温暖化対策推進条例に基づく建築物環境配慮制度開始	○微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染に係る環境基準の告示
	11	○トラスト保全11号地（黒浜沼）取得	○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示
H22 (2010)	3	○用途地域の指定がされていない区域における開発行為に係る騒音の規制基準を別に定める場合の取扱方針策定 ○まちのエコ・オアシス保全地（ムサシトミヨ生息地周辺緑地）取得	○生物多様性国家戦略2010策定
	4	○地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策計画制度開始	
	5	○地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画制度開始	○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布（ばい煙又は排出水の測定結果の虚偽記録に対する罰則の創設等） ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律公布（排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化等）
	8	○第6期埼玉県分別収集促進計画策定	

年	月	県内	全国
H22 (2010)	12	○埼玉県が経済産業省の進めるEV・PHVタウンとして選定 ○埼玉県生活排水処理施設推進委員会設置（埼玉県河川浄化対策推進委員会廃止）	○第2期EV・PHVタウンとして10自治体を追加選定
H23 (2011)	2	○北本自然観察公園供用区域の拡大（26.7→27.1ha）	○東北地方太平洋沖地震発生
	3	○埼玉県生活排水処理施設整備構想改定 ○埼玉県EV・PHVタウン推進アクションプラン策定 ○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布（ばい煙又は排出水の測定結果の虚偽記録に対する罰則の創設等） ○第7次埼玉県廃棄物処理基本計画策定 ○まちのエコ・オアシス保全地（彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森、金崎斜面林保全緑地）取得 ○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例の公布 ○「トップ温暖化・埼玉県率先実行プラン 埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定	○福島第一原子力発電所事故発生
	4	○目標設定型排出量取引制度導入 ○アライグマ防除実施計画（第3次計画期間）策定	○環境影響評価法の一部を改正する法律公布
	6	○彩の国資源循環工場第2期事業起工式	○水質汚濁防止法の一部を改正する法律の公布（地下水汚染の未然防止措置） ○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律公布
	8		○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法公布 ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法公布
	10		○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法公布
	12	○埼玉エコタウンプロジェクト基本構想を発表、モデル市町村公募 ○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布（特定事業場における排出水の汚染状態の測定回数の規定） ○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布（土壌汚染基準の変更等）	
H24 (2012)	2	○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第7次）策定	
	3	○埼玉県公害防止計画（第9期）を策定 ○「埼玉県レッドデータブック2011植物編」刊行	

年	月	県内	全国
H24 (2012)	4 5 7 8 9 10 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利根川流域の浄水場で塩素消毒に伴いホルムアルデヒドが水質基準を超過して検出されたため取水停止（ヘキサメチレンテトラミンの流出）</li> <li>○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布（工場等の排水の排出基準における有害物質の追加等）</li> <li>○埼玉エコタウンプロジェクトモデル市に本庄市、東松山市を、イニシアティブプロジェクトに秩父市、坂戸市、寄居町を選定、推進協定を締結</li> <li>○環境基本計画（第4次）策定</li> <li>○埼玉県広域緑地計画を改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4次環境基本計画閣議決定</li> </ul>
H25 (2013)	2 3 4 5 6 8 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例及び同条例施行規則の一部を改正する規則の公布</li> <li>○微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起要綱策定（朝8時の予測を開始）</li> <li>○長瀬総合射撃場がクレー射撃場を廃止し、名称を「埼玉県長瀬射撃場」に変更</li> <li>○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定</li> <li>○埼玉県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン策定</li> <li>○第7期埼玉県分別収集促進計画策定</li> <li>○微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起要綱改正（正午の予測を追加）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境省の「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」が注意喚起に係る暫定的な指針を策定</li> <li>○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布</li> <li>○放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律に関する法律公布（大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び環境影響評価法の放射性物質に係る適用除外の削除と常時監視を規定）</li> <li>○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律公布（製造から廃棄まで全体を見据えた包括的対策の導入）</li> <li>○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布（特定粉じん排出等作業届出義務者の変更、立入検査対象の拡大等）</li> </ul>

年	月	県内	全国
H25 (2013)	12	○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布（県が独自に指定する特定化学物質の変更）	
H26 (2014)	3	○微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱改正(午後5時の予測を追加) ○埼玉県シラコバト保護計画の策定	
	4		○第4次エネルギー基本計画閣議決定 ○水循環基本法公布 ○雨水の利用の推進に関する法律公布 ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律公布
	5		
	6	○微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起を実施（県内初、県北部地域）	
	7		○兵庫県尼崎市で全国初の商用水素ステーションが開所
	11	○トラスト保全13号地（無線山・KDDIの森）取得	
	12		○トヨタが燃料電池自動車「MIRAI」を販売開始
H27 (2015)	2	○さいたま市見沼区で県内初の商用水素ステーションが開所	
	3	○埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画改正（計画期間及び処分先の変更等） ○石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針改正（緊急時の対応を追加） ○埼玉エコタウンプロジェクトの新たなモデル市町村を公募 ○特定化学物質管理指針改正（災害時対策を追加） ○「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」改訂 ○「第2期ストップ温暖化・埼玉県率先実行プラン 埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定	
	4	○微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱改正(解除の規定を追加等) ○埼玉エコタウンプロジェクトのミニエコタウン推進事業協働事業者を公募 ○越谷市中核市指定	
	5		○自然公園法施行規則の一部を改正する省令公布（国立公園の特別地域内における太陽光発電施設の設置に関する許可基準の新設等）
	6	○埼玉エコタウンプロジェクトモデル市に所沢市、草加市を選定、協定を締結 ○埼玉エコタウンプロジェクトミニエコタウン推進事業協働事業者にハウスメーカー4社を選定、協定を締結 ○県公用車としてトヨタ「MIRAI」を購入	○水銀による環境の汚染の防止に関する法律公布 ○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布（水銀排出施設、要排出抑制施設の規制を新設）

年	月	県内	全国
H27 (2015)	8 10 11 12	○微小粒子状物質（PM2.5）大気移動測定車の導入（電気自動車、成分分析可能） ○埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例公布	○気候変動の影響への適応計画閣議決定 ○気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）開催、パリ協定を採択
H28 (2016)	3 4 5 6 8 10 11	○第8次埼玉県廃棄物処理基本計画策定 ○県公用車としてホンダ「クラリティ フューエルセル」を導入 ○県立自然公園条例施行規則を一部改正する規則の公布（太陽光発電施設の新築等に関する許可の審査基準の追加等） ○県庁敷地内に県庁スマート水素ステーションを開設 ○第一種フロン類引取等業者認定制度（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の認定）を開始  ○埼玉エコタウンプロジェクトミニエコタウン推進事業協働事業者に新たなハウスメーカー4社を追加選定、協定を締結 ○第8期埼玉県分別収集促進計画策定 ○埼玉県生活排水処理施設整備構想改定 ○埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画改正（処分期間の設定及び行政権限の強化等）	○地球温暖化対策計画閣議決定 ○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律公布  ○パリ協定発効
H29 (2017)	3 5 6	○環境基本計画（第4次）見直し ○埼玉県災害廃棄物処理指針策定 ○第2次埼玉県広域緑地計画の策定 ○トラスト保全14号地（藤久保の平地林）取得 ○県内河川のBOD環境基準達成率100%を測定開始以来初めて達成（H28年度）  ○建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションに関する指針を策定（石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針を廃止）	○都市緑地法等の一部を改正する法律公布 ○土壤汚染対策法の一部を改正する法律公布 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律公布

年	月	県内	全国
H29 (2017)	7 8 12	○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第8次）策定	○水銀に関する水俣条約の発効 ○「水素基本戦略」の策定
H30 (2018)	2 3 4 6 7 11 12	○埼玉県生物多様性保全戦略策定 ○「埼玉県レッドデータブック動物編2018（第4版）」刊行 ○山西省友好記念館「神怡館」廃止 ○川口市中核市指定  ○環境科学国際センターに地域気候変動適応センターを設置	○第5次環境基本計画閣議決定 ○気候変動適応法公布 ○第5次エネルギー基本計画閣議決定 ○気候変動適応計画閣議決定
H31 (2019)	3	○県内の微小粒子状物質（PM2.5）大気環境基準達成率100%を測定開始以来初めて達成（H30年度）	
R元 (2019)	5 6 8	○埼玉県長瀬射撃場のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設指定終了  ○第9期埼玉県分別収集促進計画策定	○食品ロスの削減の推進に関する法律公布  ○パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略閣議決定 ○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律公布（建物解体現場への都道府県の立入権限付与、建物解体時の事前確認書保存義務など） ○浄化槽法の一部を改正する法律公布 ○環境影響法施行令の一部を改正する政令公布（対象事業に太陽電池発電所の設置事業を追加）
R2 (2020)	3 5 6 7 10	○埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（区域施策編）策定  ○環境科学国際センター20周年 展示館「彩かんかん」リニューアルオープン	○水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行（PFOS及びPFOA） ○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布（全ての石綿含有建材へ規制対象を拡大、石綿含有建材の有無に関わらず調査結果の都道府県への報告義務付けなど）  ○カーボンニュートラル宣言を表明

年	月	県内	全国
R3 (2021)	3 6 7 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方（骨格）策定</li> <li>○第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）策定</li> <li>○第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定</li> <li>○埼玉版スーパー・シティプロジェクトへの市町村のエントリーの受付を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布</li> <li>○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律公布</li> <li>○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布（指定化学物質の変更等）</li> <li>○第6次エネルギー基本計画閣議決定</li> <li>○地球温暖化対策計画閣議決定</li> </ul>
R4 (2022)	3 4 8 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第5次埼玉県環境基本計画の策定</li> <li>○第3次埼玉県広域緑地計画の策定</li> <li>○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、生活環境保全条例により指定する特定化学物質の変更</li> <li>○第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改正</li> <li>○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布（県が独自に指定する特定化学物質の変更）</li> <li>○アライグマ防除実施計画（第4次計画期間）策定</li> <li>○環境科学国際センターに生物多様性センターを設置</li> <li>○第10期埼玉県分別収集促進計画策定</li> <li>○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第9次）策定</li> </ul>	
R5 (2023)	3 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（区域施策編）改正</li> <li>○カーボンニュートラル宣言を表明</li> <li>○北本自然観察公園供用区域の拡大（27.1→27.3ha）</li> </ul>	○生物多様性国家戦略2023-2030閣議決定
R6 (2024)	3 5 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉県生物多様性保全戦略（2024(令和6)年度～2031(令和13)年度）策定</li> <li>○埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定</li> <li>○特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第6次環境基本計画閣議決定</li> <li>○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律公布</li> <li>○都市緑地法等の一部を改正する法律公布</li> </ul>

年	月	県内	全国
R 7 (2025)	1	○「埼玉県レッドデータブック植物編（第4版）2024」に先行して公表した 「埼玉県レッドリスト2024植物編」でムジナモを野生絶滅から絶滅危惧 I A類に分類し野生復帰（野生復帰事例は県内初）	
	2		
	3	○土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例の公布（盛 土規制法等の改正に伴い、一部規定を削除するとともに、土砂の堆積によ る土壤の汚染の防止に関する条例に改称） ○「埼玉県レッドデータブック植物編（第4版）2024」刊行 ○埼玉県土採取条例を廃止する条例の公布 ○第5次埼玉県環境基本計画の改正（計画の実効性を担保するため、一部指 標の目標値を変更）	○第7次エネルギー基本計画閣議決定 ○地球温暖化対策計画閣議決定
	4	○北本自然観察公園供用区域の拡大（27.3→27.4ha）	
	6		○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法 律公布 ○水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行（PFOS及び PFOA）